

2019年度版（令和元年度）  
日本のバス事業



# 日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	2
3. 貸切バス輸送状況推移表	4
4. バス事業の経営規模	6
5. 国内輸送の現状	8
6. 業態別保有自動車数の推移	10
7. 高速バスの運行状況	12
II. バス事業	13
1. 乗合バス事業	13
(1) 平成30年度乗合バス事業の収支状況	13
2. 都市交通	20
(1) 概要	20
(2) 改正バリアフリー法について	20
(3) MaaSについて	20
(4) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援事業） (国土交通省)	20
(5) バス専用通行帯、バス優先通行帯等	23
3. 地方交通	25
(1) 地方交通の状況	25
(2) 地域公共交通確保維持改善事業	27
(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置	30
4. 乗合バス運賃について	33
(1) ICカードの導入および営業政策的な割引について	33
(2) 地方自治体の補助による敬老乗車券	48
5. 貸切バス事業	50
(1) 貸切バス事業について	50
(2) 平成30年度一般貸切バス事業の収支状況	51
(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度	57
III. インバウンド振興	58
1. 「訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン」 の策定	58
2. 「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の策定	62
3. 「外国人旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」 の改正と国際観光旅客税の使途	62
4. バス系統ナンバリングガイドライン	65
IV. 安全輸送の取組み	66
1. 安全輸送体制の確立	66
(1) 運輸安全マネジメントの推進	66
(2) バス事業の総合安全プラン2020	67
(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	67
2. 大規模災害への対応	68
3. 飲酒運転防止対策	68

(1) 飲酒運転防止対策の推進	68
(2) アルコール検知器の使用義務化	69
4. 車内事故防止対策	69
5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策	70
6. バスジャック・テロ対策等	71
(1) バスジャック対策の推進	71
(2) テロ対策の徹底	71
(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)等でミサイル発射の情報が発信された 場合の対応	71
7. 平成29・30年の交通事故	73
(1) 全国の交通事故の現状	73
(2) バス(事業用)に係る交通事故情報	74
(3) 事業用自動車の事故	75
8. 安全に資する装置の導入状況	77
(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー	77
(2) 衝突被害軽減ブレーキ等	78
<b>V. バスに係る技術面の向上</b>	<b>80</b>
1. 中央技術委員会の活動	80
2. バス車両の技術開発	80
3. 自動運転について	80
<b>VI. 環境対策と交通バリアフリー法への対応</b>	<b>82</b>
1. 環境対策	82
(1) バス事業における低炭素社会実行計画	82
(2) 平成30年度の日本バス協会の対応	82
(3) NOx・PM対策	83
(4) グリーン経営の推進	83
2. 交通バリアフリー法への対応	83
(1) 交通バリアフリー法の概要	83
(2) ノンステップバスの普及方策	84
(3) 平成30年度の日本バス協会の対応	84
3. 人と環境にやさしいバスの導入状況	88
(1) 「人にやさしいバス」の導入状況	88
(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況	89
<b>VII. 労務関係</b>	<b>91</b>
1. 平成30年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	91
(1) 年間総労働時間の実態(回答数 乗合422者、貸切676者)	91
(2) 女性運転者雇用状況(回答数430者)	91
(3) 高年齢運転者の雇用状況(回答数856者)	92
(4) バスガイドの雇用状況(回答数311者)	92
(5) 障害者の雇用状況(回答数272者)	92
2. 令和元年度春季労使交渉	93
(1) 政府と経団連の動き	93
(2) 各労働組合の春闘に関する動向	93
(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果(公営を除く。)	94
3. 令和元年度産業別最低賃金	95
4. バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン	96
(1) 策定の趣旨	96
(2) 時間外労働改善計画の策定と中間目標の設定	96

- (3) 長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策…………… 96
- 5. 働き方改革の実現に向けた各種取り組みについて…………… 97

**VIII. 交付金制度及び事業について ……………99**

- 1. 運輸事業振興助成交付金…………… 99
  - (1) 制度の創設…………… 99
  - (2) 最近の交付金制度について…………… 99
  - (3) 交付金の額…………… 100
  - (4) 交付金事業…………… 102

**IX. 税制改正 …………… 109**

- 1. 令和2年度税制改正要望…………… 109

**資料 …………… 111**

- 1. 自動車関係諸税一覧表…………… 112
- 2. 地域別旅行業者数…………… 114
- 3. 日本のバス事業略年表（H19.4.1～）…………… 115
- 4. 都道府県バス協会名簿…………… 119



# I. バス事業の現状

## 1. 概況

### (1) 国内輸送

平成29年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は312億48百万人（前年308億18百万人）と対前年1.4%増と前年から4億人増加した。内訳をみると JR は94億88百万人（前年93億92百万人）と対前年1.0%増、民鉄は154億85百万人（前年152億6百万人）と対前年1.8%増、バスは46億39百万人（前年45億83万人）と対前年1.2%増、ハイタクは14億45百万人（前年14億52百万人）と対前年0.5%減、航空は1億2百万人（前年98百万人）と対前年4.1%増となっており、バス、民鉄、航空、JR は輸送人員が増加し、ハイタクは減少した。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄49.5%に次いで、JR が30.4%、バスは14.9%と第3位、第4位はハイタクの4.6%、第5位は旅客船、航空の0.3%の順になっている。<sup>※1)</sup>

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年は3,000万台、56年9月4,000万台、61年11月5,000万台、平成2年10月6,000万台、平成31年3月8,179万台となり、昭和51年から平成31年3月までの43年間で2.7倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和51年に600万台であったが、平成31年3月では3,278万台と5.5倍の伸びを示している。<sup>※2)</sup>

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

### (2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42年前後の100億人台から年々減少傾向を辿っており、平成29年度は43億4,226万人（前年42億8,852万人）、対前年度1.3%増加した。輸送人キロは343億人キロ（前年336億人キロ）と対前年2.1%増となっており、平成11年度を底に増加傾向となっている。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収になっていたが、平成29年度は9,497億7,500万円（前年（9,591億1,200万円）と対前年1.0%減となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向であったが、平成29年度は2億9,732万人（前年2億9,444万人）と対前年1.0%増となっており、輸送人キロは293億人キロ（前年301億人キロ）と対前年2.7%減となっている。

また、営業収入は5,764億7,000万円（前年5,516億8,900万円）と対前年4.5%増となった。

---

※1) 資料8頁 ※2) 資料10頁

(表1)

## 2. 乗 合 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	許 可 キ ロ キ ロ	総 走 行 キ ロ 千 キ ロ	輸 送 人 員 千 人	営 業 取 入 百 万 円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	25	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	417,285	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,394	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	420,757	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,844	3,017,914	4,117,704	965,069
24	1,991	58,994	81.2	433,597	3,026,989	4,124,997	971,529
25	2,120	59,027	81.3	477,667	3,099,993	4,175,831	976,546
26	2,171	59,979	80.8	510,252	3,126,800	4,174,821	969,813
27	2,217	60,352	80.2	537,604	3,132,829	4,269,867	966,440
28	2,267	60,429	79.68		3,130,979	4,288,516	959,112
29	2,279	60,522	79.08		3,125,000	4,342,261	949,775

# 送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,960	10.6	171	243	55,847	19
102,583	78,218	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073		171	235	52,822	22
106,492	81,811		170	231	53,620	23
107,343	82,634		170	231	52,883	24
108,253	83,199		173	233	54,874	25
108,263	83,255		174	233	57,313	26
110,128	83,537		173	236	54,554	27
125,611	84,224		172	236		28
			172	239		29



(表2)

## 3. 貸切バス輸

項目 年度	事業者数	車両数 両	実働率 %	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,668	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	45,785	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	421,999
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	433,422
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	435,188
24	4,536	48,135	51.6	1,604,607	312,256	449,457
25	4,512	48,808	51.7	1,552,250	329,359	462,007
26	4,477	48,995	50.4	1,456,395	325,342	479,876
27	4,508	50,182	47.6	1,335,490	295,343	518,865
28	4,524	51,539	44.81	1,297,000	294,437	551,689
29	4,324	51,109	43.30	1,265,000	299,318	576,470

# 送 状 推 移 表

従業員総数 人	運 転 者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
67,908	41,173	32.1	232	41	52,226	21
64,171	45,392		223	40		22
65,378	45,504		223	40		23
69,851	46,653		212	41		24
68,168	47,581		204	43		25
71,361	48,314		196	44		26
73,253	49,348		192	43		27
68,697	48,772		186	42		28
			184	43		29

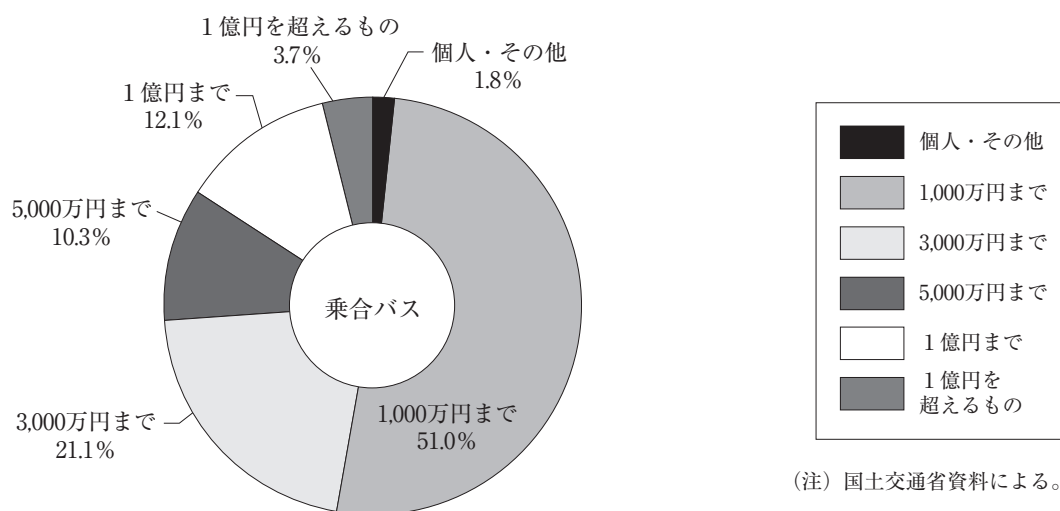
## 4. バス事業の経営規模

(表4-1) 資本金規模別事業者数

(30年3月末現在)

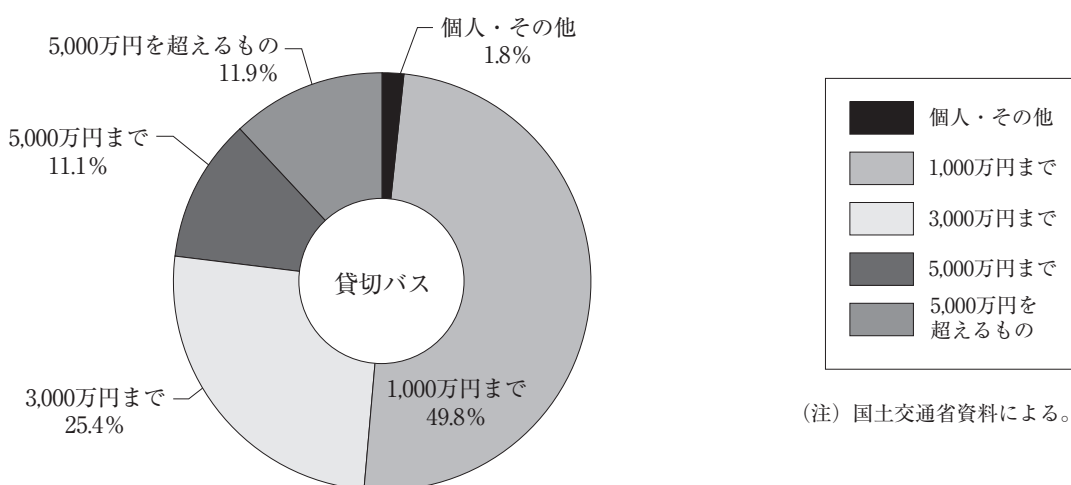
業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円を超えるもの	計	公 営	合 計
乗合バス	41	1,151	476	232	272	83	2,255	24	2,279

(図7) 資本金別事業者数の構成比率



(30年3月末現在)

業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円を超えるもの	計	公 営	合 計
貸切バス	78	2,145	1,094	478	515	4,310	14	4,324

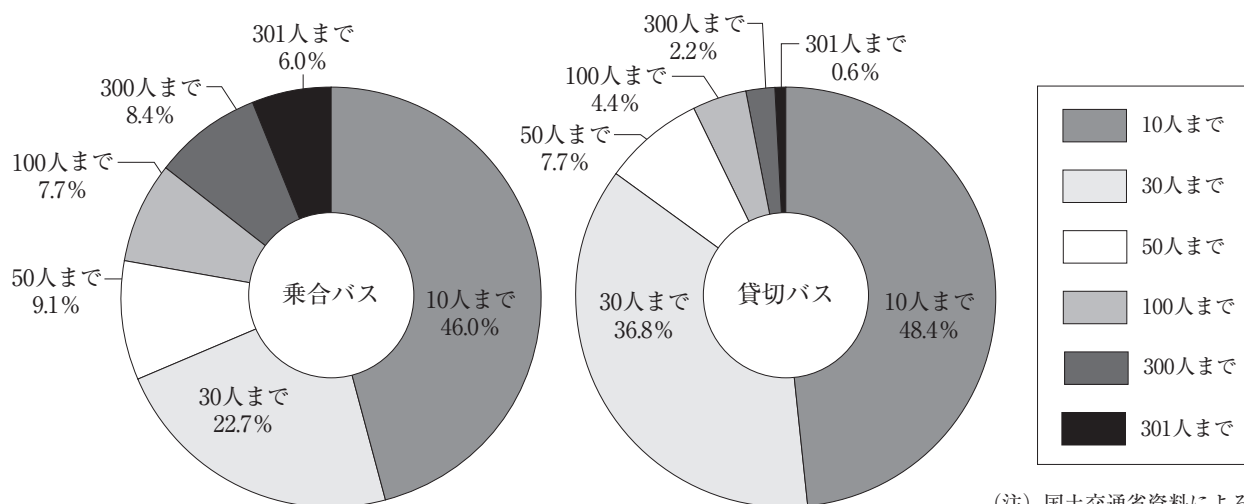


(表4-2) 従業員数別事業者数

(30年3月末現在)

業種	規模						合計
	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上	
乗合バス	1,049	518	208	176	192	136	2,279
貸切バス	2,093	1,590	331	191	94	25	4,324

(図8) 従業員数別事業者数の構成比率



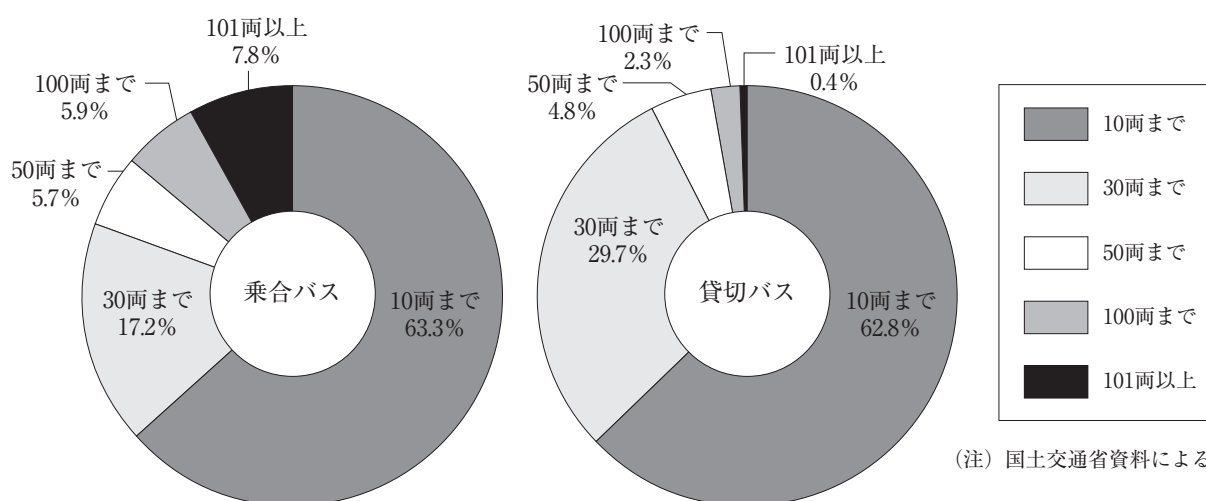
(注) 国土交通省資料による。

(表4-3) 車両数規模別事業者数

(30年3月末現在)

業種	規模					合計
	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上	
乗合バス	1,443	393	130	134	179	2,279
貸切バス	2,710	1,286	207	98	17	4,324

(図9) 車両数規模別事業者数の構成比率



(注) 国土交通省資料による。

## 5. 国内輸送の現状

(表3) 国内輸送機関別旅客輸送人員の推移および分担率の推移

(単位：百万人)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)
	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)						
昭和25	1,376	(14.6)	12	(0.1)	73	(0.8)	3,001	(31.9)	4,961	(52.6)		(0.0)		(0.0)	9,423	(100.0)
30	3,461	(24.8)	73	(0.5)	562	(4.0)	3,849	(27.6)	5,932	(42.6)	74	(0.5)		(0.0)	13,951	(100.0)
35	6,044	(30.6)	134	(0.7)	1,205	(6.1)	5,124	(25.9)	7,166	(36.2)	101	(0.5)	1	(0.0)	19,775	(100.0)
40	9,862	(34.5)	167	(0.6)	2,627	(9.2)	6,722	(23.5)	9,076	(31.8)	119	(0.4)	5	(0.0)	28,578	(100.0)
45	10,074	(32.4)	181	(0.6)	4,288	(13.8)	6,534	(21.0)	9,850	(31.7)	137	(0.5)	15	(0.0)	31,079	(100.0)
46	9,947	(32.0)	171	(0.6)	4,251	(13.7)	6,659	(21.4)	9,836	(31.7)	178	(0.6)	16	(0.0)	31,064	(100.0)
47	9,942	(32.0)	184	(0.6)	3,919	(12.6)	6,724	(21.7)	10,061	(32.4)	188	(0.7)	19	(0.0)	31,037	(100.0)
48	9,607	(31.2)	178	(0.6)	3,737	(12.2)	6,871	(22.3)	10,185	(33.1)	171	(0.6)	24	(0.0)	30,773	(100.0)
49	9,506	(31.0)	172	(0.6)	3,222	(10.5)	7,113	(23.2)	10,476	(34.2)	178	(0.6)	25	(0.0)	30,692	(100.0)
50	9,119	(30.1)	175	(0.6)	3,220	(10.6)	7,048	(23.3)	10,540	(34.8)	170	(0.5)	25	(0.1)	30,297	(100.0)
51	8,773	(29.3)	176	(0.6)	3,269	(10.8)	7,180	(24.0)	10,402	(34.7)	164	(0.5)	28	(0.1)	29,992	(100.0)
52	8,589	(28.7)	182	(0.6)	3,249	(10.8)	7,068	(23.6)	10,699	(35.7)	162	(0.5)	33	(0.1)	29,982	(100.0)
53	8,308	(27.9)	187	(0.6)	3,373	(11.3)	6,997	(23.5)	10,763	(36.1)	162	(0.5)	37	(0.1)	29,827	(100.0)
54	8,176	(27.3)	203	(0.7)	3,515	(11.7)	6,931	(23.2)	10,907	(36.4)	166	(0.6)	41	(0.1)	29,939	(100.0)
55	8,097	(27.1)	204	(0.7)	3,427	(11.4)	6,825	(22.8)	11,180	(37.4)	160	(0.5)	40	(0.1)	29,932	(100.0)
56	7,903	(26.4)	209	(0.7)	3,408	(11.4)	6,793	(22.7)	11,425	(38.2)	161	(0.5)	42	(0.1)	29,940	(100.0)
57	7,654	(25.8)	207	(0.7)	3,323	(11.2)	6,742	(22.8)	11,527	(38.9)	156	(0.5)	40	(0.1)	29,648	(100.0)
58	7,432	(25.0)	210	(0.7)	3,315	(11.2)	6,797	(22.9)	11,741	(39.6)	153	(0.5)	41	(0.1)	29,689	(100.0)
59	7,179	(24.2)	217	(0.7)	3,284	(11.1)	6,884	(23.2)	11,868	(40.1)	155	(0.5)	45	(0.1)	29,633	(100.0)
60	6,998	(23.6)	232	(0.8)	3,257	(11.0)	6,941	(23.4)	12,048	(40.6)	154	(0.5)	44	(0.1)	29,674	(100.0)
61	6,848	(22.9)	220	(0.7)	3,267	(10.9)	7,104	(23.7)	12,310	(41.1)	154	(0.5)	46	(0.2)	29,949	(100.0)
62	6,699	(22.0)	225	(0.7)	3,342	(11.0)	7,356	(24.2)	12,616	(41.4)	165	(0.5)	50	(0.2)	30,453	(100.0)
63	6,629	(21.3)	237	(0.7)	3,326	(10.7)	7,761	(24.9)	12,981	(41.7)	157	(0.5)	53	(0.2)	31,144	(100.0)
平成元	6,552	(20.8)	246	(0.8)	3,301	(10.4)	7,980	(25.3)	13,231	(42.0)	160	(0.5)	60	(0.2)	31,530	(100.0)
2	6,500	(20.2)	256	(0.8)	3,223	(10.0)	8,358	(26.0)	13,581	(42.3)	163	(0.5)	65	(0.2)	32,146	(100.0)
3	6,496	(19.9)	253	(0.8)	3,177	(9.7)	8,676	(26.5)	13,884	(42.4)	162	(0.5)	69	(0.2)	32,717	(100.0)
4	6,358	(19.5)	249	(0.8)	3,041	(9.3)	8,818	(27.1)	13,876	(42.6)	158	(0.5)	70	(0.2)	32,570	(100.0)
5	6,196	(19.2)	248	(0.8)	2,922	(9.0)	8,906	(27.5)	13,853	(42.8)	157	(0.5)	70	(0.2)	32,352	(100.0)
6	5,939	(18.6)	248	(0.8)	2,822	(8.9)	8,884	(27.9)	13,714	(43.1)	151	(0.5)	75	(0.2)	31,833	(100.0)
7	5,756	(18.2)	249	(0.8)	2,758	(8.7)	8,982	(28.4)	13,648	(43.2)	149	(0.5)	78	(0.2)	31,620	(100.0)
8	5,600	(17.8)	248	(0.8)	2,684	(8.5)	8,997	(28.7)	13,596	(43.4)	148	(0.5)	82	(0.3)	31,355	(100.0)
9	5,400	(17.6)	247	(0.8)	2,615	(8.5)	8,859	(28.9)	13,339	(43.4)	145	(0.5)	86	(0.3)	30,691	(100.0)
10	5,172	(17.2)	248	(0.8)	2,515	(8.3)	8,764	(29.1)	13,249	(43.9)	128	(0.4)	88	(0.3)	30,164	(100.0)
11	4,937	(16.7)	252	(0.8)	2,466	(8.3)	8,718	(29.4)	13,033	(44.0)	120	(0.4)	91	(0.3)	29,617	(100.0)
12	4,803	(16.4)	255	(0.9)	2,433	(8.3)	8,671	(29.5)	12,976	(44.2)	110	(0.4)	93	(0.3)	29,341	(100.0)
13	4,633	(15.9)	261	(0.9)	2,344	(8.0)	8,650	(29.7)	13,070	(44.8)	111	(0.4)	95	(0.3)	29,165	(100.0)
14	4,503	(15.6)	272	(0.9)	2,366	(8.2)	8,585	(29.7)	12,976	(44.9)	109	(0.4)	97	(0.3)	28,908	(100.0)
15	4,448	(15.3)	278	(0.9)	2,352	(8.1)	8,642	(29.8)	13,116	(45.2)	107	(0.4)	95	(0.3)	29,038	(100.0)
16	4,335	(15.1)	291	(1.0)	2,244	(7.8)	8,618	(30.0)	13,068	(45.4)	101	(0.4)	94	(0.3)	28,751	(100.0)
17	4,244	(14.7)	302	(1.0)	2,217	(7.7)	8,683	(30.0)	13,271	(45.9)	103	(0.4)	94	(0.3)	28,914	(100.0)
18	4,241	(14.5)	296	(1.0)	2,209	(7.6)	8,778	(30.1)	13,465	(46.2)	99	(0.3)	97	(0.3)	29,185	(100.0)
19	4,264	(14.3)	296	(1.0)	2,137	(7.2)	8,988	(30.2)	13,853	(46.6)	100	(0.3)	95	(0.3)	29,733	(100.0)
20	4,303	(14.4)	303	(1.0)	2,025	(6.8)	8,984	(30.2)	13,992	(47.0)	99	(0.3)	91	(0.3)	29,797	(100.0)
21	4,178	(14.2)	299	(1.0)	1,948	(6.6)	8,841	(30.1)	13,883	(47.3)	93	(0.3)	84	(0.3)	29,326	(100.0)
22	4,158	(14.3)	300	(1.0)	1,783	(6.1)	8,818	(30.3)	13,851	(47.6)	85	(0.3)	82	(0.3)	29,077	(100.0)
23	4,118	(14.1)	296	(1.0)	1,660	(5.7)	8,837	(30.2)	13,795	(47.1)	84	(0.3)	79	(0.3)	28,869	(100.0)
24	4,125	(14.1)	312	(1.0)	1,640	(5.7)	8,963	(30.6)	14,070	(48.0)	87	(0.3)	86	(0.3)	29,292	(100.0)
25	4,176	(14.0)	329	(1.0)	1,648	(5.5)	9,147	(30.6)	14,459	(48.3)	88	(0.3)	93	(0.3)	29,940	(100.0)
26	4,175	(14.0)	325	(1.1)	1,557	(5.2)	9,088	(30.5)	14,512	(48.6)	86	(0.3)	95	(0.3)	29,838	(100.0)
27	4,270	(14.0)	295	(1.0)	1,466	(4.8)	9,308	(30.5)	14,982	(49.1)	88	(0.3)	96	(0.3)	30,505	(100.0)
28	4,289	(13.9)	294	(1.0)	1,452	(4.7)	9,392	(30.5)	15,206	(49.3)	87	(0.3)	98	(0.3)	30,818	(100.0)
29	4,342	(13.9)	297	(1.0)	1,445	(4.6)	9,488	(30.4)	15,485	(49.5)	88	(0.3)	102	(0.3)	31,248	(100.0)

※平成22年度及び23年度のハイヤータクシーの数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の23年3月、4月の数値を含まない。

(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187	(11.4)	44	(2.7)	25	(1.5)	912	(55.7)	449	(27.4)	20	(1.2)	2	(0.1)	1,639	(100.0)
35	314	(13.3)	111	(4.7)	52	(2.2)	1,240	(52.6)	604	(25.7)	27	(1.2)	7	(0.3)	2,355	(100.0)
40	533	(15.4)	199	(5.8)	113	(3.3)	1,740	(50.3)	814	(23.5)	31	(0.9)	29	(0.8)	3,459	(100.0)
45	524	(13.0)	295	(7.3)	193	(4.8)	1,897	(46.9)	991	(24.5)	48	(1.2)	94	(2.3)	4,042	(100.0)
46	517	(12.8)	290	(7.2)	191	(4.7)	1,903	(47.0)	997	(24.6)	50	(1.2)	103	(2.5)	4,051	(100.0)
47	547	(13.0)	290	(6.9)	188	(4.5)	1,978	(46.8)	1,025	(24.2)	67	(1.6)	127	(3.0)	4,222	(100.0)
48	490	(11.3)	293	(6.8)	187	(4.3)	2,081	(48.0)	1,048	(24.2)	74	(1.7)	160	(3.7)	4,333	(100.0)
49	494	(11.1)	330	(7.4)	158	(3.5)	2,156	(48.4)	1,085	(24.3)	78	(1.7)	160	(3.6)	4,461	(100.0)
50	475	(11.0)	326	(7.0)	156	(4.0)	2,153	(48.0)	1,085	(24.0)	69	(2.0)	191	(4.0)	4,455	(100.0)
51	421	(10.0)	296	(7.0)	154	(3.5)	2,107	(49.0)	1,088	(25.0)	67	(1.5)	201	(4.0)	4,334	(100.0)
52	412	(10.0)	308	(7.0)	149	(3.0)	1,997	(47.0)	1,126	(26.0)	65	(1.0)	236	(6.0)	4,293	(100.0)
53	415	(10.0)	321	(7.0)	159	(4.0)	1,958	(45.0)	1,153	(27.0)	64	(1.0)	269	(6.0)	4,339	(100.0)
54	409	(9.0)	322	(7.0)	165	(4.0)	1,947	(44.0)	1,178	(27.0)	64	(2.0)	302	(7.0)	4,387	(100.0)
55	413	(9.0)	324	(7.0)	161	(4.0)	1,931	(44.0)	1,214	(28.0)	61	(1.0)	297	(7.0)	4,400	(100.0)
56	403	(9.0)	334	(8.0)	164	(4.0)	1,921	(43.0)	1,241	(28.0)	60	(1.0)	310	(7.0)	4,433	(100.0)
57	383	(9.0)	335	(8.0)	153	(3.0)	1,908	(43.0)	1,256	(29.0)	59	(1.0)	301	(7.0)	4,395	(100.0)
58	364	(8.0)	341	(8.0)	157	(4.0)	1,929	(43.0)	1,285	(29.0)	57	(1.0)	306	(7.0)	4,439	(100.0)
59	351	(8.0)	356	(8.0)	156	(4.0)	1,942	(43.0)	1,302	(29.0)	58	(1.0)	335	(7.0)	4,500	(100.0)
60	338	(8.0)	370	(8.0)	158	(4.0)	1,972	(43.0)	1,326	(29.0)	57	(1.0)	335	(7.0)	4,556	(100.0)
61	329	(7.0)	363	(8.0)	157	(3.0)	1,983	(43.0)	1,365	(30.0)	57	(1.0)	353	(8.0)	4,607	(100.0)
62	314	(7.0)	387	(8.0)	161	(3.0)	2,047	(43.0)	1,400	(30.0)	59	(1.0)	385	(8.0)	4,753	(100.0)
63	319	(7.0)	414	(8.0)	161	(3.0)	2,176	(44.0)	1,442	(29.0)	57	(1.0)	411	(8.0)	4,980	(100.0)
平成元	330	(7.0)	420	(8.0)	159	(3.0)	2,227	(43.0)	1,462	(29.0)	60	(1.0)	471	(9.0)	5,129	(100.0)
2	337	(6.0)	436	(8.0)	156	(3.0)	2,377	(44.0)	1,498	(28.0)	63	(1.0)	516	(10.0)	5,383	(100.0)
3	347	(6.0)	422	(8.0)	161	(3.0)	2,470	(44.0)	1,531	(28.0)	62	(1.0)	553	(10.0)	5,546	(100.0)
4	345	(6.2)	430	(7.7)	156	(2.8)	2,496	(44.7)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	567	(10.2)	5,582	(100.0)
5	331	(5.9)	431	(7.7)	152	(2.7)	2,500	(44.9)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	571	(10.2)	5,573	(100.0)
6	319	(5.8)	429	(7.8)	144	(2.6)	2,444	(44.2)	1,520	(27.5)	60	(1.1)	613	(11.1)	5,529	(100.0)
7	306	(5.5)	433	(7.8)	138	(2.5)	2,490	(44.6)	1,511	(27.1)	55	(1.0)	650	(11.6)	5,583	(100.0)
8	293	(5.2)	430	(7.6)	133	(2.4)	2,517	(44.8)	1,504	(26.7)	56	(1.0)	690	(12.3)	5,623	(100.0)
9	283	(5.1)	428	(7.7)	128	(2.3)	2,477	(44.4)	1,473	(26.4)	54	(1.0)	732	(13.1)	5,575	(100.0)
10	281	(5.1)	425	(7.7)	123	(2.2)	2,428	(44.0)	1,461	(26.4)	46	(0.8)	760	(13.8)	5,524	(100.0)
11	266	(4.8)	428	(7.8)	121	(2.2)	2,408	(43.8)	1,443	(26.2)	45	(0.8)	793	(14.4)	5,504	(100.0)
12	270	(4.9)	426	(7.7)	121	(2.2)	2,407	(43.7)	1,438	(26.1)	43	(0.8)	797	(14.5)	5,502	(100.0)
13	268	(4.9)	427	(7.7)	118	(2.1)	2,411	(43.7)	1,443	(26.1)	40	(0.7)	815	(14.8)	5,521	(100.0)
14	275	(5.0)	429	(7.8)	119	(2.2)	2,392	(43.3)	1,430	(25.9)	39	(0.7)	839	(15.2)	5,525	(100.0)
15	277	(5.0)	434	(7.8)	120	(2.2)	2,412	(43.4)	1,438	(25.9)	40	(0.7)	833	(15.0)	5,554	(100.0)
16	274	(4.9)	442	(8.0)	116	(2.1)	2,420	(43.7)	1,432	(25.8)	39	(0.7)	818	(14.8)	5,541	(100.0)
17	277	(4.9)	451	(8.0)	115	(2.1)	2,460	(43.7)	1,452	(25.8)	40	(0.7)	832	(14.8)	5,627	(100.0)
18	281	(4.9)	445	(7.8)	115	(2.0)	2,490	(43.8)	1,469	(25.8)	38	(0.7)	857	(15.0)	5,695	(100.0)
19	286	(5.0)	434	(7.5)	111	(1.9)	2,552	(44.2)	1,503	(26.0)	38	(0.7)	843	(14.7)	5,767	(100.0)
20	299	(5.2)	434	(7.6)	106	(1.9)	2,536	(44.3)	1,510	(26.3)	35	(0.6)	809	(14.1)	5,729	(100.0)
21	287	(5.2)	425	(7.7)	102	(1.8)	2,442	(44.1)	1,497	(27.0)	31	(0.6)	752	(13.6)	5,536	(100.0)
22	286	(5.2)	413	(7.5)	79	(1.4)	2,446	(44.6)	1,489	(27.2)	30	(0.5)	737	(13.4)	5,480	(100.0)
23	293	(5.2)	374	(6.7)	72	(1.3)	2,469	(44.0)	1,481	(26.4)	30	(0.5)	712	(12.7)	5,431	(100.0)
24	298	(5.3)	387	(6.9)	72	(1.3)	2,538	(45.2)	1,506	(26.8)	31	(0.6)	779	(13.9)	5,611	(100.0)
25	307	(5.3)	368	(6.4)	70	(1.2)	2,600	(45.1)	1,544	(26.8)	33	(0.6)	841	(14.6)	5,763	(100.0)
26	314	(5.4)	343	(6.0)	69	(1.2)	2,601	(45.1)	1,539	(26.7)	29	(0.5)	868	(15.1)	5,763	(100.0)
27	332	(5.6)	318	(5.4)	65	(1.1)	2,694	(45.6)	1,581	(26.8)	31	(0.5)	882	(15.0)	5,903	(100.0)
28	336	(5.6)	301	(5.0)	64	(1.1)	2,720	(45.7)	1,598	(26.8)	33	(0.6)	906	(15.2)	5,958	(100.0)
29	343	(5.7)	293	(4.9)	63	(1.0)	2,751	(45.5)	1,622	(26.8)	32	(0.5)	944	(15.6)	6,051	(100.0)

(注) 国土交通省資料による。

## 6. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			パ ス									
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車					
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	
昭和31	1,502			35	33	2							
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5	
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20	
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28	
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29	
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53	
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70	
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84	
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95	
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108	
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114	
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115	
51	29,134	864	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112	
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117	
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118	
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119	
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120	
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119	
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118	
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118	
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116	
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
61	48,241	1,150	47,091	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116	
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117	
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120	
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121	
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123	
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123	
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123	
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121	
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120	
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119	
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118	
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116	
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113	
12	74,583	1,673	72,910	235	96	139	110	82	28	125	14	111	
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110	
14	76,271	1,707	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107	
15	76,893	1,712	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105	
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103	
17	78,279	1,757	76,522	232	105	127	110	85	25	122	20	102	
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101	
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100	
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99	
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98	
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97	
23	78,661	1,954	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96	
24	79,113	1,950	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95	
25	79,625	1,946	77,680	226	109	117	108	85	22	119	24	95	
26	80,273	1,957	78,315	226	110	116	108	86	22	118	24	94	
27	80,670	1,729	78,705	227	111	116	109	87	22	119	24	95	
28	80,901	1,984	78,917	231	114	117	111	89	22	120	25	95	
29	81,260	2,011	79,249	234	116	118	113	91	22	121	25	96	
30	81,563	2,041	79,522	234	116	117	113	92	21	121	25	96	
31	81,789	2,077	79,712	233	116	117	113	91	21	120	24	96	
対前年度比	(100.3)	(101.8)	(100.2)	(99.6)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.9)	(100.0)	(99.2)	(96.0)	(100.0)	

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。  
 2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。  
 3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。  
 4. 「小型二輪」及び「軽自動車」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。  
 5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車			軽自動車		
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	-	50	1,460	-	1,460
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	-	48	3,058	-	3,058
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	-	55	3,396	-	3,396
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	-	64	3,938	-	3,938
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	-	77	4,567	-	4,567
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	-	110	5,298	-	5,298
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	-	172	5,968	-	5,968
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	-	220	6,436	-	6,436
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	-	238	6,737	-	6,737
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	-	262	6,654	-	6,654
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	-	277	6,553	-	6,553
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	-	257	5,867	-	5,867
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	-	277	5,954	-	5,954
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	-	292	6,185	-	6,185
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	-	328	6,332	-	6,332
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	-	384	6,749	-	6,749
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	-	445	7,297	-	7,297
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	-	522	8,089	-	8,089
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	-	617	9,036	-	9,036
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	-	700	10,005	-	10,005
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	-	776	11,036	-	11,036
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	-	851	12,062	-	12,062
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	-	912	13,133	-	13,133
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	-	974	14,223	-	14,223
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	-	1,016	15,259	-	15,259
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	-	1,045	15,975	-	15,975
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	-	1,000	16,768	-	16,768
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	-	1,022	17,300	-	17,300
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	-	1,070	17,706	-	17,706
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	-	1,128	18,148	-	18,148
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	-	1,177	18,618	-	18,618
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	-	1,209	19,170	-	19,170
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	-	1,225	19,584	-	19,584
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	-	1,243	19,876	-	19,876
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	-	1,269	20,298	-	20,298
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	-	1,288	21,030	-	21,030
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	-	1,308	21,755	-	21,755
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	-	1,334	22,513	-	22,513
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	-	1,352	23,266	-	23,266
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	-	1,370	24,075	-	24,075
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	-	1,397	24,950	-	24,950
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	-	1,428	25,807	-	25,807
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	-	1,453	26,708	-	26,708
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	-	1,479	27,440	-	27,440
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	-	1,505	28,171	-	28,171
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	-	1,524	28,647	-	28,648
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	1	1,534	29,050	237	28,813
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	1	1,542	29,569	238	29,331
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	1	1,566	30,254	233	30,020
39,821	239	39,582	6,041	1,080	4,961	1,514	292	1,222	1,595	1	1,595	31,075	235	30,840
39,491	237	39,255	6,029	1,086	4,943	1,525	295	1,230	1,611	1	1,610	31,786	236	31,551
39,354	234	39,120	6,019	1,097	4,922	1,540	300	1,240	1,628	1	1,628	32,128	238	31,890
39,492	232	39,260	6,030	1,113	4,917	1,560	306	1,254	1,642	1	1,641	32,303	243	32,060
39,534	227	39,306	6,038	1,129	4,908	1,577	311	1,266	1,658	1	1,658	32,524	257	32,267
39,446	224	39,222	6,063	1,148	4,916	1,591	314	1,276	1,680	1	1,680	32,776	274	32,502
(99.8)	(98.7)	(99.8)	(100.4)	(101.7)	(100.2)	(100.9)	(101.0)	(100.8)	(101.3)		(101.3)	(100.8)	(106.6)	(100.7)



## 7. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合	高速バス	
	社	本	回	百万人	千人	km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6
24	313	4,818	12,666	4,118	103,737	8,021.3
25	311	4,778	12,251	4,125	108,615	8,334.5
26	365	5,229	14,223	4,176	109,862	8,410.7
27	365	4,996	15,756	4,175	115,703	8,427.7
28	387	5,247	15,882	4,175	115,740	8,652.2
29	400	5,121	14,012	4,270	104,581	8,795.2

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績は、輸送人員 (年間) 及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。(平成19年の数値については、一部補正した。)
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

## Ⅱ バス事業

### 1. 乗合バス事業

#### (1) 平成30年度乗合バス事業の収支状況

##### 【全事業者の概況】

- 収 入：収入については、前年度と比較して0.5%の増。
- 支 出：支出については、前年度と比較して1.0%の増。
- 経常収支率：前年度から0.5ポイント悪化して95.1%。黒字事業者は69者〔62者〕で、調査対象事業者全体の28.8%〔26.7%〕。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の240者〔232者〕)

(注) 調査対象事業者数は、運賃ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕内の事業者数については、2以上の運賃ブロックにまたがる事業者の重複分を除いた値。2以上の運賃ブロックにまたがる事業者について、ブロック毎で黒字・赤字が異なる場合、事業規模（運送収入）の大きいブロックの経常収支率により計上。

#### ① 事業主体別の収支状況等について

平成30年度の全体の経常収支率は、輸送人員の増加などによる収入の増加幅よりも人件費の増加、燃料油脂費の高騰などによる支出の増加幅が上回ったため、前年度と比較して、悪化している。

#### ② 大都市部とその他地域について

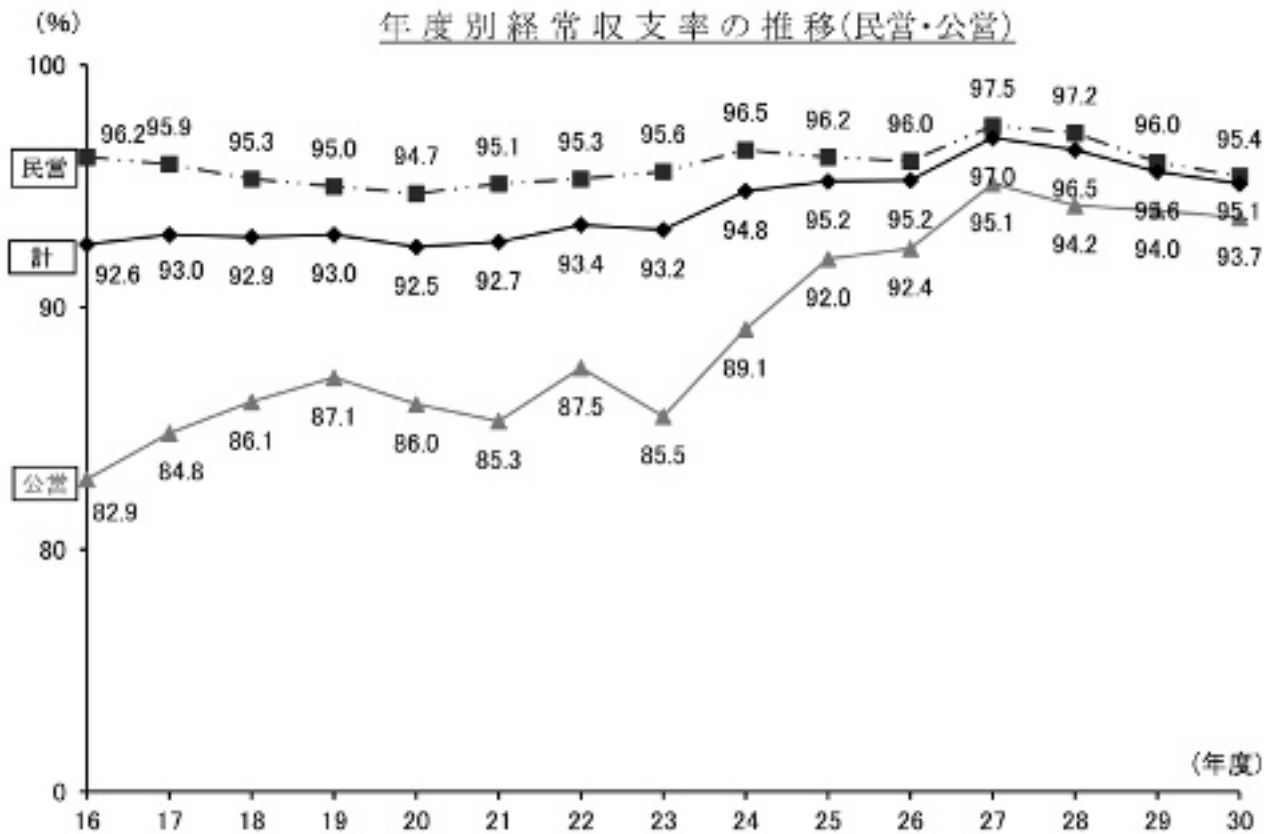
経営形態別の経常収支率は、前年度と比較して、民営・公営ともに悪化しています。

地域別の経常収支率は、前年度と比較して、大都市部では良化、その他地域では悪化している。

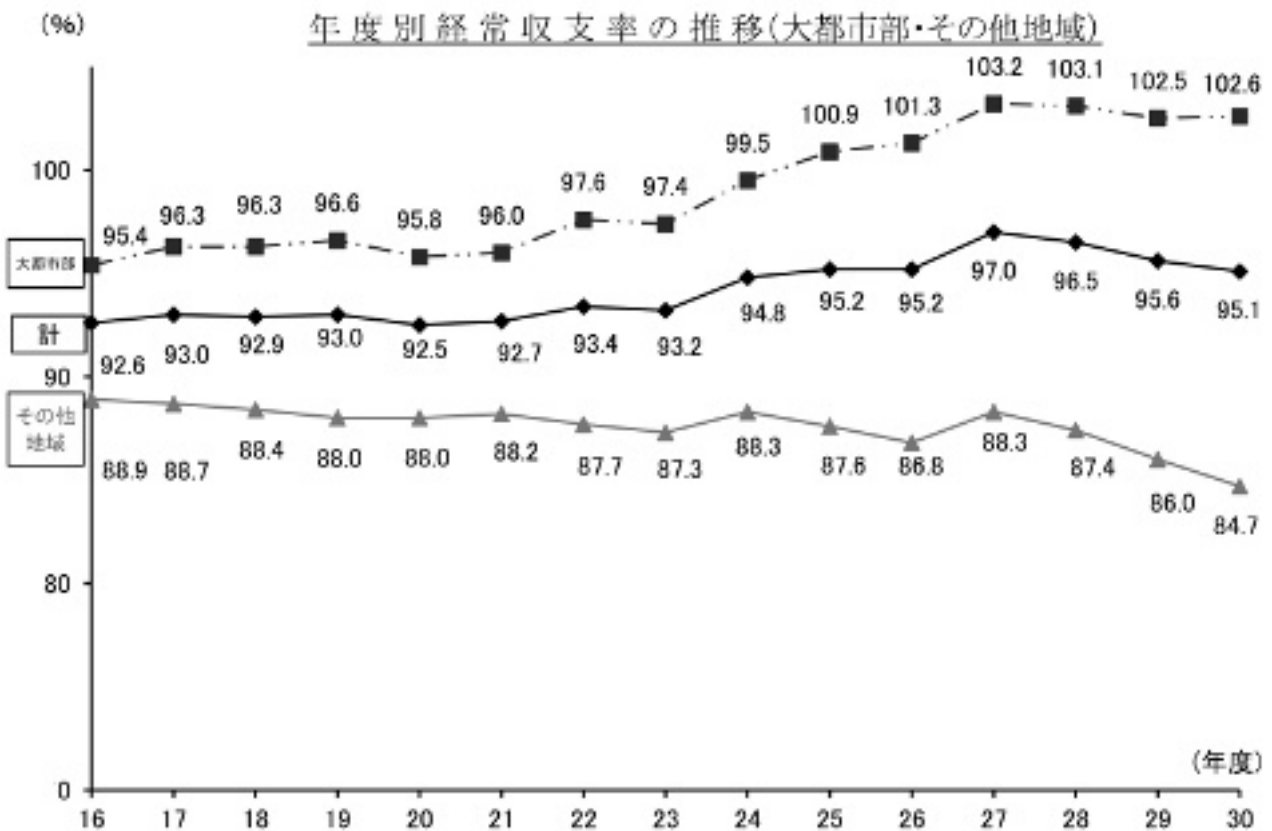
※ 大都市部（三大都市圏）とは、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域））ブロックの集計値。

※国土交通省 資料

(図1) 年度別収支率の推移 (民間・公営)



(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位：億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
26	民営	5,604	5,835	△ 231	96.0	70 (63)	162 (161)	232 (224)
	公営	1,515	1,640	△ 124	92.4	3	17	20
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)
27	民営	5,684	5,830	△ 146	97.5	83 (76)	146 (145)	229 (221)
	公営	1,526	1,605	△ 79	95.1	4	15	19
	計	7,210	7,435	△ 225	97.0	87 (80)	161 (160)	248 (240)
28	民営	5,727	5,894	△ 167	97.2	86 (78)	142 (142)	228 (220)
	公営	1,520	1,614	△ 94	94.2	3	15	18
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)
29	民営	5,770	6,012	△ 242	96.0	73 (66)	154 (153)	227 (219)
	公営	1,552	1,650	△ 98	94.0	2	16	18
	計	7,322	7,662	△ 340	95.6	75 (68)	170 (169)	245 (237)
30	民営	5,914	6,198	△ 284	95.4	68 (61)	155 (154)	223 (215)
	公営	1,442	1,539	△ 97	93.7	1	16	17
	計	7,356	7,737	△ 381	95.1	69 (62)	171 (170)	240 (232)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. ( ) 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位：億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
26	大都市部	4,389	4,331	58	101.3	55 (48)	27 (26)	82 (74)
	その他地域	2,730	3,144	△ 414	86.8	18	152	170
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)
27	大都市部	4,463	4,323	140	103.2	59 (52)	23 (22)	82 (74)
	その他地域	2,747	3,111	△ 364	88.3	28	138	166
	計	7,210	7,435	△ 225	97.0	87 (80)	161 (160)	248 (240)
28	大都市部	4,491	4,354	137	103.1	60 (52)	21 (21)	81 (73)
	その他地域	2,756	3,154	△ 398	87.4	29	136	165
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)
29	大都市部	4,555	4,446	109	102.5	51 (44)	29 (28)	80 (72)
	その他地域	2,768	3,217	△ 449	86.0	24	141	165
	計	7,323	7,663	△ 340	95.6	75 (68)	170 (169)	245 (237)
30	大都市部	4,615	4,499	116	102.6	51 (44)	28 (27)	79 (71)
	その他地域	2,742	3,238	△ 496	84.7	18	143	161
	計	7,357	7,737	△ 380	95.1	69 (62)	171 (170)	240 (232)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. ( ) 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原 価 に 占 め る 割 合			原 価 に 占 め る 割 合		
		民 営	公 営	計 (平均)	大都市部	その他地域	計 (平均)
26	人件費	57.0	54.0	56.4	56.2	56.5	56.4
	燃料油脂費	10.3	7.5	9.7	8.3	11.6	9.7
	その他諸経費	32.7	38.6	34.0	35.5	31.9	33.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27	人件費	58.5	56.6	57.9	56.1	58.9	57.9
	燃料油脂費	8.5	7.0	8.0	6.4	9.0	8.0
	その他諸経費	33.0	36.4	34.1	37.5	32.0	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	人件費	58.1	55.7	57.6	57.5	57.7	57.6
	燃料油脂費	7.4	5.0	6.9	5.9	8.2	6.9
	その他諸経費	34.6	39.3	35.6	36.6	34.1	35.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
29	人件費	57.7	54.7	57.0	56.9	57.2	57.0
	燃料油脂費	8.1	5.7	7.6	6.6	9.0	7.6
	その他諸経費	34.2	39.6	35.4	36.5	33.8	35.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30	人件費	57.3	54.7	56.8	57.0	56.5	56.8
	燃料油脂費	9.1	6.6	8.6	7.5	10.1	8.6
	その他諸経費	33.6	38.6	34.6	35.4	33.4	34.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項 目	年 度	26年度			27年度			28年度			29年度			30年度		
		民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)
取 入 原 価		384.19	615.70	417.62	392.21	624.47	425.73	399.77	638.72	433.81	408.82	654.64	444.17	421.49	660.78	453.70
		400.06	666.15	438.48	402.28	656.54	438.97	411.46	678.24	449.46	425.93	696.20	464.79	441.68	705.18	477.15
内 人 件 費		228.11	359.53	247.09	233.05	358.38	251.14	223.03	361.21	242.71	245.66	380.97	265.12	253.17	385.95	271.04
	燃料油脂費	41.19	49.64	42.41	31.80	38.23	32.73	30.27	33.93	30.79	34.61	39.83	35.36	40.10	46.85	41.01
	その他諸経費	130.76	256.98	148.98	137.43	259.93	155.10	158.16	283.10	175.96	145.66	275.40	164.31	148.40	272.38	165.09

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項 目	年 度	26年度			27年度			28年度			29年度			30年度		
		大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)
取 入 原 価		562.39	295.38	417.62	570.14	301.61	425.73	579.38	307.79	433.81	592.55	314.54	444.17	605.79	318.93	453.70
		554.94	340.14	438.48	552.27	341.59	438.97	561.68	352.31	449.46	578.35	365.58	464.79	590.57	376.64	477.15
内 人 件 費		312.01	192.27	247.09	314.14	196.99	251.14	305.42	188.43	242.71	329.35	209.00	265.12	336.85	212.73	271.04
	燃料油脂費	45.85	39.50	42.41	35.40	30.43	32.73	32.90	28.96	30.79	37.99	33.06	35.36	37.99	38.02	41.01
	その他諸経費	197.08	108.37	148.98	202.73	114.17	155.11	223.36	134.92	175.96	211.02	123.51	164.31	215.73	125.89	165.09

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営		( 10 ) 10	( 10 ) 10	6,503	9,170	△ 2,667	70.9
	公計		( 10 ) 10	( 10 ) 10	-	-	-	-
南北海道	民営		( 5 ) 5	( 5 ) 5	29,891	32,798	△ 2,907	91.1
	公計		( 5 ) 5	( 5 ) 5	-	-	-	-
東 北	民営		( 11 ) 11	( 11 ) 11	15,198	20,702	△ 5,504	73.4
	公計		( 2 ) 2	( 2 ) 2	8,371	12,256	△ 3,885	68.3
羽 越	民営		( 10 ) 10	( 10 ) 10	10,572	14,038	△ 3,466	75.3
	公計		( 10 ) 10	( 10 ) 10	-	-	-	-
長 野	民営		( 4 ) 4	( 4 ) 4	4,178	4,761	△ 583	87.8
	公計		( 4 ) 4	( 4 ) 4	-	-	-	-
北 関 東	民営	( 3 ) 3	( 5 ) 5	( 8 ) 8	13,188	14,770	△ 1,582	89.3
	公計	( 3 ) 3	( 5 ) 5	( 8 ) 8	-	-	-	-
千 葉	民営	( 16 ) 16	( 3 ) 3	( 19 ) 19	33,655	31,662	1,993	106.3
	公計	( 16 ) 16	( 3 ) 3	( 19 ) 19	-	-	-	-
武蔵・相模	民営	( 12 ) 15	( 3 ) 4	( 15 ) 19	113,518	109,912	3,606	103.3
	公計	( 12 ) 15	( 3 ) 4	( 15 ) 19	-	-	-	-
京 浜	民営	( 9 ) 13	( 1 ) 1	( 10 ) 14	100,041	91,505	8,536	109.3
	公計	( 9 ) 13	( 3 ) 3	( 3 ) 3	68,757	69,754	△ 997	98.6
山梨・静岡	民営	( 2 ) 2	( 10 ) 10	( 12 ) 12	20,187	21,774	△ 1,587	92.7
	公計	( 2 ) 2	( 10 ) 10	( 12 ) 12	-	-	-	-
東 海	民営		( 8 ) 8	( 8 ) 8	23,780	26,144	△ 2,364	91.0
	公計		( 1 ) 1	( 1 ) 1	21,033	23,577	△ 2,544	89.2
北 陸	民営	( 2 ) 2	( 7 ) 7	( 9 ) 9	10,057	11,098	△ 1,041	90.6
	公計	( 2 ) 2	( 7 ) 7	( 9 ) 9	-	-	-	-
北 近 畿	民営	( 4 ) 4	( 10 ) 10	( 14 ) 14	17,689	20,666	△ 2,977	85.6
	公計	( 4 ) 4	( 10 ) 10	( 14 ) 14	-	-	-	-
南 近 畿	民営	( 1 ) 1	( 4 ) 4	( 5 ) 5	10,826	12,349	△ 1,523	87.7
	公計	( 1 ) 1	( 4 ) 4	( 5 ) 5	-	-	-	-
京 阪 神	民営	( 6 ) 6	( 5 ) 5	( 11 ) 11	64,155	61,290	2,865	104.7
	公計	( 1 ) 1	( 3 ) 3	( 4 ) 4	36,525	36,026	499	101.4
山 陰	民営		( 4 ) 4	( 4 ) 4	2,338	3,860	△ 1,522	60.6
	公計		( 1 ) 1	( 1 ) 1	554	811	△ 257	68.3
山 陽	民営	( 3 ) 3	( 19 ) 19	( 22 ) 22	30,238	36,534	△ 6,296	82.8
	公計	( 3 ) 3	( 1 ) 1	( 1 ) 1	496	824	△ 328	60.2
四 国	民営		( 8 ) 8	( 8 ) 8	6,368	9,181	△ 2,813	69.4
	公計		( 8 ) 8	( 8 ) 8	-	-	-	-
北 九 州	民営	( 2 ) 2	( 16 ) 16	( 18 ) 18	57,033	59,829	△ 2,796	95.3
	公計	( 2 ) 2	( 4 ) 4	( 4 ) 4	6,234	7,778	△ 1,544	80.1
南 九 州	民営		( 8 ) 8	( 8 ) 8	15,184	20,753	△ 5,569	73.2
	公計		( 1 ) 1	( 1 ) 1	2,244	2,878	△ 634	78.0
沖 縄	民営	( 1 ) 1	( 3 ) 3	( 4 ) 4	6,833	6,961	△ 128	98.2
	公計	( 1 ) 1	( 3 ) 3	( 4 ) 4	-	-	-	-
全 国	民営	( 61 ) 68	( 154 ) 155	( 215 ) 223	591,432	619,757	△ 28,325	95.4
	公計	( 1 ) 1	( 16 ) 16	( 17 ) 17	144,214	153,904	△ 9,690	93.7
		( 62 ) 69	( 170 ) 171	( 232 ) 240	735,646	773,661	△ 38,015	95.1

(注) ( ) 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

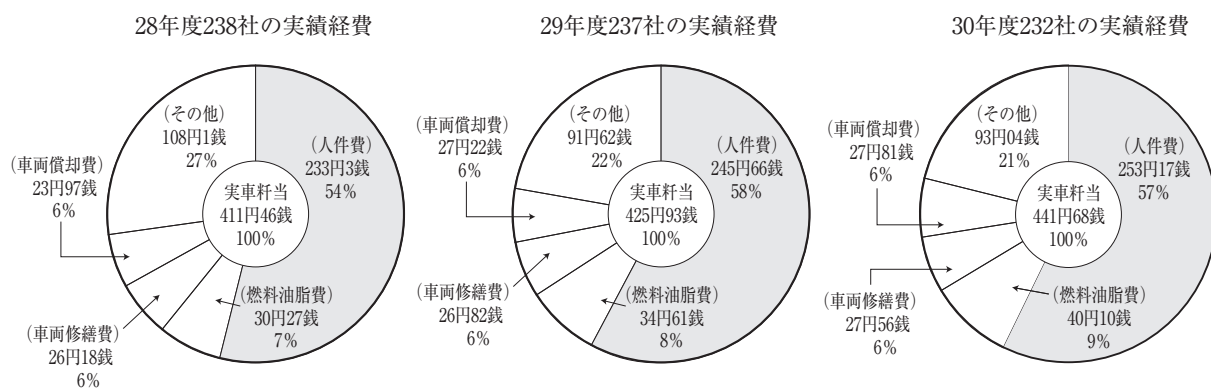
ブロック別	科目 民営公営 の別	収入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合 計	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	213.98	6.15	220.12	188.76	37.76	22.18	14.49	2.12	45.08	310.39
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	213.98	6.15	220.12	188.76	37.76	22.18	14.49	2.12	45.08	310.39
南 北 海 道	民 営	372.83	1.06	373.90	218.83	41.85	30.84	31.00	0.47	87.26	410.25
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	372.83	1.06	373.90	218.83	41.85	30.84	31.00	0.47	87.26	410.25
東 北	民 営	246.33	3.26	249.59	193.73	38.31	34.66	22.91	1.50	48.87	339.98
	公 営	490.02	11.57	501.60	330.71	52.05	50.63	45.17	0.48	255.39	734.44
	平均	298.75	5.05	303.80	223.19	41.26	38.10	27.70	1.28	93.29	424.83
羽 越	民 営	264.21	1.80	266.01	187.87	38.24	34.18	23.28	5.15	64.52	353.24
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	264.21	1.80	266.01	187.87	38.24	34.18	23.28	5.15	64.52	353.24
長 野	民 営	419.79	3.48	423.27	276.87	45.97	48.68	31.68	2.06	77.05	482.31
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	419.79	3.48	423.27	276.87	45.97	48.68	31.68	2.06	77.05	482.31
北 関 東	民 営	282.03	1.24	283.28	193.99	33.08	20.98	20.59	0.75	47.84	317.24
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	282.03	1.24	283.28	193.99	33.08	20.98	20.59	0.75	47.84	317.24
千 葉	民 営	499.78	5.36	505.14	287.30	42.13	21.59	38.71	0.43	85.05	475.22
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	499.78	5.36	505.14	287.30	42.13	21.59	38.71	0.43	85.05	475.22
武蔵・相模	民 営	545.97	5.81	551.77	300.72	42.93	24.21	33.52	0.53	132.34	534.24
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	545.97	5.81	551.77	300.72	42.93	24.21	33.52	0.53	132.34	534.24
京 浜	民 営	723.28	3.53	726.81	410.24	45.69	20.58	44.23	0.59	143.47	664.80
	公 営	884.75	14.62	899.37	549.74	47.33	25.31	35.62	1.17	216.71	875.88
	平均	769.27	7.59	776.86	461.37	46.29	22.31	41.08	0.80	170.31	742.16
山梨・静岡	民 営	376.30	2.25	378.55	229.29	37.71	31.18	21.69	0.71	87.74	408.32
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	376.30	2.25	378.55	229.29	37.71	31.18	21.69	0.71	87.74	408.32
東 海	民 営	348.45	1.48	349.94	211.53	37.71	25.99	27.63	0.31	81.54	384.71
	公 営	581.01	0.89	581.91	354.04	45.94	29.28	15.59	0.30	207.17	652.31
	平均	429.20	1.28	430.48	261.01	40.57	27.13	23.45	0.31	125.16	477.63
北 陸	民 営	363.97	6.19	370.16	225.77	40.46	36.47	31.03	1.75	72.98	408.47
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	363.97	6.19	370.16	225.77	40.46	36.47	31.03	1.75	72.98	408.47
北 近 畿	民 営	339.34	5.97	345.31	229.62	39.40	32.64	29.32	0.29	72.16	403.42
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	339.34	5.97	345.31	229.62	39.40	32.64	29.32	0.29	72.16	403.42
南 近 畿	民 営	404.02	2.50	406.52	306.44	40.00	31.37	21.54	2.00	62.36	463.72
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	404.02	2.50	406.52	306.44	40.00	31.37	21.54	2.00	62.36	463.72
京 阪 神	民 営	570.93	4.69	575.61	292.81	45.70	40.44	29.84	0.08	141.04	549.91
	公 営	636.63	9.22	645.85	274.70	49.52	35.50	19.75	1.26	256.31	637.03
	平均	593.04	6.21	599.26	286.71	46.99	38.78	26.44	0.48	179.84	579.24
山 陰	民 営	152.96	2.32	155.29	154.12	31.98	21.98	13.61	0.29	34.40	256.39
	公 営	271.86	60.24	332.10	306.23	41.23	33.57	47.23	0.07	57.21	485.55
	平均	164.83	8.10	172.94	169.31	32.90	23.14	16.96	0.27	36.68	279.26
山 陽	民 営	313.68	4.00	317.69	230.10	38.36	27.90	28.03	1.75	57.70	383.84
	公 営	211.93	4.94	216.87	266.71	33.34	14.27	6.77	0.00	38.85	359.95
	平均	311.29	4.03	315.32	230.96	38.24	27.58	27.53	1.71	57.26	383.28
四 国	民 営	222.95	2.36	225.31	197.23	34.74	28.18	18.15	0.67	45.85	324.83
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	222.95	2.36	225.31	197.23	34.74	28.18	18.15	0.67	45.85	324.83
北 九 州	民 営	379.29	3.04	382.33	224.15	36.28	24.05	23.10	1.41	92.08	401.08
	公 営	291.36	19.28	310.64	212.51	41.32	19.77	18.64	0.15	95.22	387.60
	平均	368.97	4.97	373.83	222.77	36.88	23.54	22.57	1.26	92.45	399.48
南 九 州	民 営	207.72	2.50	210.22	157.06	33.77	26.79	6.72	1.24	61.75	287.33
	公 営	339.52	92.09	431.61	233.84	29.35	21.19	47.66	0.10	221.47	553.61
	平均	216.57	8.52	225.09	162.21	33.47	26.42	9.47	1.16	72.47	305.21
沖 縄	民 営	233.88	2.00	235.88	131.21	42.13	21.65	12.84	1.41	31.04	240.28
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	233.88	2.00	235.88	131.21	42.13	21.65	12.84	1.41	31.04	240.28
全 国 計	民 営	417.84	3.65	421.49	253.17	40.10	27.56	27.81	0.99	92.05	441.68
	公 営	647.54	13.24	660.78	385.95	46.85	29.88	27.43	0.86	214.20	705.18
	平均	448.76	4.94	454.70	271.04	41.01	27.87	27.76	0.97	108.49	477.15

(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位:円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
	社							%
16	225	228.02 (60.7)	27.30 (7.3)	19.43 (5.2)	19.02 (5.0)	82.09 (21.8)	375.86 (100.0)	△1.2
17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.2
19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.4
23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	391.41 (100.0)	0.3
25	233	224.41 (56.5)	43.11 (10.9)	23.25 (5.8)	20.68 (5.2)	85.65 (21.6)	397.10 (100.0)	1.5
26	232	228.12 (57.0)	41.19 (10.3)	23.79 (5.9)	20.69 (5.2)	86.27 (21.6)	400.06 (100.0)	0.7
27	229	233.05 (57.9)	31.80 (7.9)	25.50 (6.4)	21.84 (5.4)	90.09 (22.4)	402.28 (100.0)	0.5
28	238	223.03 (54.3)	30.27 (7.3)	26.18 (6.3)	23.97 (5.8)	108.01 (26.3)	411.46 (100.0)	2.2
29	237	245.66 (57.7)	34.61 (8.1)	26.82 (6.3)	27.22 (6.4)	91.62 (21.5)	425.93 (100.0)	3.5
30	232	253.17 (57.3)	40.10 (9.1)	27.56 (6.2)	27.81 (6.3)	93.04 (21.1)	441.68 (100.0)	3.7

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。



## 2. 都市交通

### (1) 概要

乗合バスの輸送人員は、大都市圏においては増加しているが、地方都市は自家用車への依存により長期的には減少傾向にある。今後とも、都市における乗合バスは地球温暖化防止等の環境問題、超高齢化社会への対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるものが大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転換することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、①バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入、②利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備、③都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス、④違法駐車取り締まりの強化、⑤誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

### (2) 改正バリアフリー法について

バリアフリーの推進については、障害者権利条約の締結やユニバーサルデザイン2020行動計画を受けて、平成30年5月にバリアフリー法が改正され、平成31年4月から本格的に施行された。改正法により、公共交通事業者はこれまでのハード対策に加え、障害者に対する介助等の支援や必要な情報の提供、職員に対する教育訓練等のソフト対策についても取り組むこととされた。加えて、一定規模以上の公共交通事業者は、ハード・ソフト対策に関する計画の作成と取組状況の報告等が義務化されている。また、貸切バスが新たに法律の対象となり、リフト付きバスを導入する場合は、バリアフリー基準に適合した車両の導入が義務化される。

### (3) MaaSについて

MaaSは、出発地から目的地までの移動ニーズに対し、最適な移動手段に係る検索・予約・決済をスマホアプリでシームレスに実現するものであり、効果として、自家用車からバス等の公共交通機関への転換による利用シェアの増加等が期待されるものである。

MaaSの全国的な普及に向けた国土交通省の動きについては、令和2年1月にとりまとめられた交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の中間とりまとめにおいて、MaaSの円滑な普及のための措置として、① MaaSに参加しようとする交通事業者等は、MaaSの実施に係る事業計画（新モビリティサービス事業計画（仮称））の申請を行い、国土交通大臣の認定を受けることができることとする ② 認定された事業計画に定められた交通事業者（鉄道・バス・フェリー）が運賃・料金の届出を行う場合、共同で行うことができることとする（運賃届出手続きのワンストップ化） ③ 都道府県又は市町村は、MaaSの実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする法律改正を行うことが示されている。

また、MaaSを実現する上では、MaaSに関連する様々なプレイヤーが、連携できる形式でデータを整備したうえで、保有する各種データを共有することが重要となることから、データ連携を円滑に行うための環境整備が必要であるとの認識のもと、国土交通省は、有識者等から構成する「MaaS関連データ検討会」における議論を踏まえ、MaaSに関連するプレイヤーがデータ連携を円滑に、かつ、安全に行うために、データ連携を行う際に留意すべき事項を整理したガイドラインを令和2年3月に作成したところである。

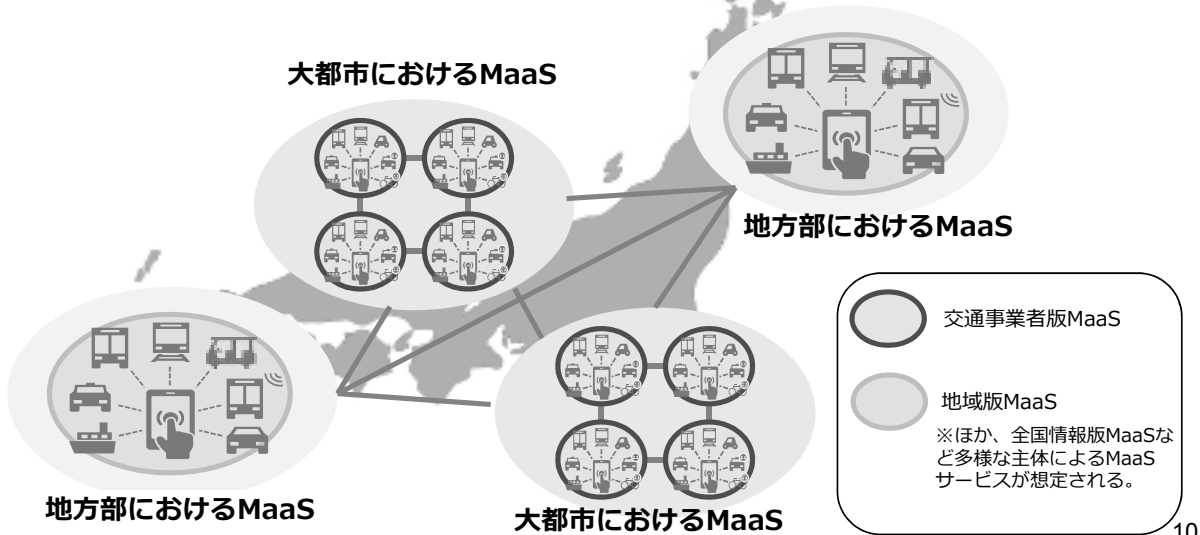
### (4) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）（国土交通省）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。

このような観点から、先進安全自動車（ASV）の導入、デジタル式運行記録計等の導入、社内安全教育の実施、過労運転防止のための先進的な取り組み等を重点的に支援する。

## 日本版MaaS

- 『ユニバーサルなMaaS』  
(MaaS相互の連携によるユニバーサル化)
- 『高付加価値なMaaS』  
(移動と多様なサービスの連携による高付加価値化)
- 『交通結節点の整備等まちづくりと連携したMaaS』



10

## MaaS関連データの連携に関するガイドラインver.1.0 概要

### MaaSにおけるデータ連携の方向性

- MaaSにおいて、データ連携を行う上では、関連するデータが円滑に、かつ、安全に連携されることが重要
- 民間事業者等によるプラットフォームの構築が進み始めていることを踏まえ、既存又は今後構築されるプラットフォームがAPI等で連携されることが望ましい
- MaaSアプリ等についても、利用者利便の観点から各アプリ等がAPI等で連携し、二つのアプリ等で複数のアプリ等を利用できる状態になることが望ましい

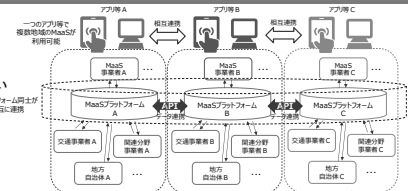
### ガイドライン策定の背景・趣旨

- MaaSに関連するプレイヤーがデータ連携を円滑かつ安全に行うために留意すべき事項を整理し、MaaS提供の促進や、MaaS相互の連携促進を図る
- 各地域等で提供されるMaaS毎に、関係者間で共有すべき事項等を整理
- ガイドラインの項目・内容は、MaaS関連データに係る環境の変化や、技術の進展、サービスの進展・変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討

### MaaSにおけるデータ連携の構築

- Society5.0実現に向けて他分野(スマートシティ・スパーシティ)で用いられているアーキテクチャに基づき、以下のレイヤー毎に、各地域等で提供されるMaaS毎に留意すべき事項を整理

レイヤー	留意すべき事項
戦略・政策層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜MaaS提供にあたっての目的＞</li> <li>● 各地域においてMaaSが目指すビジョン及び目的を明確にし、サービスの方向性を定めることが重要</li> <li>● 目指すビジョン及び目的の検討を行う際には、地域公共交通の確保・維持や活性化についても検討を行うことが必要等</li> </ul>
ルール層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜データ連携を行う上でのルール＞</li> </ul>
組織層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜MaaSに関連するプレイヤー＞</li> <li>● 地域やMaaSの特性に応じた体制の構築が重要等</li> </ul>
ビジネス層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜ビジネスとしてのMaaS＞</li> <li>● データ連携に必要な費用</li> <li>● 公共交通等関連データの生成に費用がかかっており、費用に見合う対価(付加価値データの收受を含む)を得られる仕組みが重要</li> <li>● 交通事業者のデータ化への動機付けの観点から、行政機関への電子申請を可能とする検討が重要</li> <li>● 個人情報・プライバシー保護、セキュリティ対策にも対応の費用が必要</li> <li>● MaaSによる収入</li> <li>● MaaS自体の提供やプラットフォームの提供による収入</li> <li>● MaaS関連データを活用したサービスによる収入</li> </ul>
機能層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜MaaSにおけるサービスに係る機能＞</li> <li>● 同じサービスであってもそのまま別の地域にすぐに導入できるものではなく、機能の調整(ローカライズ)が必要等</li> </ul>
データ層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜MaaSに必要なデータ＞</li> </ul>
データ連携層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜データ連携の方法等＞</li> </ul>
アセット層	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜MaaSを支えるアセット＞</li> <li>● 政府・自治体、民間、個人等のシステム、インフラ等</li> </ul>
セキュリティ柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>各層に記載</li> </ul>



### MaaS関連データにおける協力的・競争的の考え方

協力的データ	競争的データ
MaaS関連データのうち、各MaaSにおいて設定された最低限のルール等に基づき、各MaaSプラットフォームを利用する全てのデータ利用者が利用可能なものとして、当該プラットフォームに提供等が行われるデータ	MaaS関連データのうち、当該データの提供者との契約等により個別に共有が行われるものとして、各MaaSプラットフォームに提供等が行われるデータ

- MaaS関連データは、以下のようにMaaSプラットフォームに提供等が行われるように努めることとする。
  - 一般利用者が基本的なMaaSを享受する上で特に重要なデータ(MaaS基盤データ:「○」)は、協力的データとするよう努める
  - 一般利用者が利便性の高いMaaSを享受する上で重要なデータ(「○」)は、可能な限り、協力的データとすることが望ましい
  - それ以外のデータについては、各主体が協力的・競争的の判断を行った上で提供等を行う

### 移動関連データの取扱い

- 移動関連データは、匿名化等の必要な処理を施したうえで、プラットフォーム運営者及びデータ提供者に共有されることが望ましい
- 地方公共団体が地域の交通計画やまちづくり計画等の策定のために用いる場合に、移動関連データが提供されることが望ましい

### 関係者間でのデータの取扱い

- データ提供者:各交通事業者は以下のいずれかを実施し、MaaSプラットフォームにデータ提供等を行う。
  - 各主体が有するデータの形式、規格、用語の意味等を公開
  - データの項目ごとに使用する単語の意味を交通モードごとに統一化
  - 交通モードごとにデータ形式の標準化
- バス、フェリーでは標準フォーマット(GTFS)を推奨
- データ利用者:プラットフォーム運営者、MaaSプラットフォーム間の連携等

### MaaS関連データとして想定される以下のデータ項目を列挙

- 公共交通等関連データ(交通事業者等からの静的・動的データ等)
- MaaS予約・決済データ(利用者によるMaaSの予約・決済に関するデータ等)
- 移動関連データ(出発地から目的地までの一連の移動実績・トリップデータ等、生活・観光等サービスの利用実績等)
- 関連分野データ(生活・観光等サービス、地図関連、道路・インフラ等、車両等、環境に関する情報等)

データ項目	協力的データ	競争的データ
経路内訳	○	○
乗車情報	○	○
乗車履歴	○	○
乗車履歴	○	○
乗車履歴	○	○

- 様々な方法によりデータ連携をすることとなるが、円滑に連携できる代表的な方法としてはAPIが挙げられる
- APIの構築にも費用がかかるため、適切かつ簡便な方法を選択することが望ましい
- APIの開放度については、APIでやり取りされるデータの状況に鑑み設定が必要
- 国際的なデータ連携には、データ項目・形式等の共通化のほか、システム改修・データ変換に係るコストや、競争環境に留意が必要

先進安全自動車(ASV)やドライブレコーダー等の導入支援 **拡充** 【予算額: 874百万円】

- 政府目標(第10次交通安全基本計画)の達成に向け、自動車運送事業者に対し、先進安全自動車(ASV)の導入を支援するとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。

○先進安全自動車(ASV)導入支援

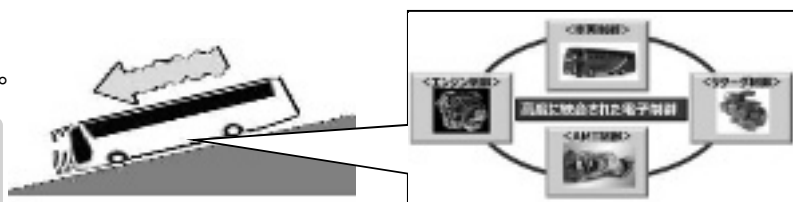
【補助率】導入費用の1/2

【対象装置】衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置

<対象装置等の拡充等>

- ・対象装置に可変式速度超過防止装置を追加。

峠などの下り坂でのスピード超過による事故を防止するため、制動力を統合的に制御することにより自動的に予め設定した速度に制限する装置



制動力の統合制御のイメージ

○過労運転防止のための先進機器の導入支援

【補助率】導入費用の1/2

【対象装置】ITを活用した遠隔地における点呼機器  
運転者の疲労状態を測定する機器  
運転者の睡眠状態等を測定する機器等



運転者の拘束時間の把握や、体調・疲労度をリアルタイムに把握し、過労運転による事故防止を図る

○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

【補助率】導入費用の1/3

【対象装置】デジタル式運行記録計  
ドライブレコーダー



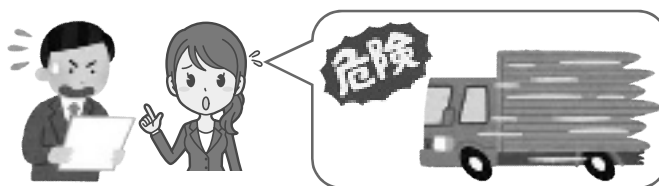
運転者の運転傾向の把握や、事故時の映像データを活用することにより、運転者の安全意識の向上及び事故調査等の高度化により事故防止を図る

○社内安全教育の実施支援

【補助率】導入費用の1/3

【対象メニュー】ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育 等

専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図る



## (5) バス専用通行帯、バス優先通行帯等

平成29年度末現在

管 区	区分 都道府県	バス優先対策		
		バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	55.8	37.9	0.0
東 北	青森県	15.1	21.1	0.0
	岩手県	4.8	1.4	31.0
	宮城県	9.6	21.9	3.6
	秋田県	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	1.3	0.0
	福島県	1.3	44.0	17.1
	警視庁	153.5	103.4	7.9
関 東	茨城県	17.7	0.0	43.7
	栃木県	1.3	17.4	0.0
	群馬県	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	0.0	8.0	0.0
	千葉県	0.1	22.7	0.0
	神奈川県	21.0	95.2	10.1
	新潟県	25.9	7.3	0.4
	山梨県	2.2	0.0	0.1
	長野県	5.8	5.3	4.3
	静岡県	9.1	15.4	1.2
中 部	富山県	1.8	16.0	29.1
	石川県	17.3	0.0	0.4
	福井県	1.6	14.1	0.0
	岐阜県	0.0	11.6	0.0
	愛知県	63.4	36.4	3.5
	三重県	0.0	8.7	3.5
	滋賀県	0.0	0.0	0.1
近 畿	京都府	44.5	0.0	1.7
	大阪府	71.7	24.1	7.0
	兵庫県	12.9	61.3	4.2
	奈良県	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	0.0	4.5	0.2
	鳥取県	0.2	8.1	0.3
中 国	島根県	0.0	0.7	25.5
	岡山県	3.3	15.3	2.6
	広島県	54.9	48.1	2.1
	山口県	1.7	78.4	1.2
	徳島県	0.7	13.1	0.1
四 国	香川県	0.0	9.0	0.4
	愛媛県	0.0	18.6	0.0
	高知県	1.6	0.0	0.0
	福岡県	113.5	36.1	0.9
九 州	佐賀県	0.0	2.1	0.0
	長崎県	11.4	0.0	0.1
	熊本県	8.9	0.0	0.2
	大分県	24.3	1.8	0.1
	宮崎県	3.0	1.2	0.2
	鹿児島県	7.2	12.2	0.3
	沖縄県	29.2	0.0	5.5
	合 計	801.3	859.7	256.7

出典：警察庁

管 区	区分 都道府県	バス優先対策		
		バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	55.8	37.9	0.0
東 北	青森県	15.1	21.1	0.0
	岩手県	4.8	1.4	31.0
	宮城県	9.6	21.1	3.6
	秋田県	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	1.3	0.0
	福島県	1.3	44.1	17.1
	警視庁	153.0	103.1	7.8
関 東	茨城県	16.8	0.0	45.9
	栃木県	1.3	17.4	0.0
	群馬県	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	0.0	8.0	0.0
	千葉県	0.1	22.6	0.0
	神奈川県	21.0	97.7	9.8
	新潟県	25.9	7.3	0.4
	山梨県	2.2	0.0	0.1
	長野県	5.8	5.3	4.3
	静岡県	9.1	15.4	1.2
中 部	富山県	1.8	16.0	29.1
	石川県	17.3	0.0	0.4
	福井県	1.6	14.1	0.0
	岐阜県	0.0	11.6	0.0
	愛知県	61.0	36.4	3.5
	三重県	0.0	8.7	3.5
近 畿	滋賀県	0.0	0.0	0.1
	京都府	44.5	0.0	1.7
	大阪府	63.9	35.5	7.0
	兵庫県	12.9	61.6	3.7
	奈良県	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	0.0	4.5	0.2
中 国	鳥取県	0.1	8.1	0.3
	島根県	0.0	0.7	25.5
	岡山県	3.3	15.3	2.6
	広島県	48.3	48.1	2.1
	山口県	1.7	78.4	1.2
四 国	徳島県	0.7	13.1	0.1
	香川県	0.0	9.0	0.4
	愛媛県	0.0	18.6	0.0
	高知県	1.6	0.0	0.0
九 州	福岡県	110.2	40.8	0.9
	佐賀県	0.0	2.1	0.0
	長崎県	11.4	0.0	0.1
	熊本県	8.9	0.0	0.2
	大分県	24.3	1.8	0.1
	宮崎県	3.0	1.2	0.2
	鹿児島県	7.2	12.2	0.3
	沖縄県	32.1	0.0	5.5
	合 計	777.9	879.5	257.9

出典：警察庁

### 3. 地方交通

#### (1) 地方交通の状況

① 乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップにより、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体、更には地域住民や商店街等が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

② 長期的な方向性を踏まえた交通に関する施策

バス業界が強く求めてきた交通政策基本法が平成25年11月に成立し、12月4日公布、施行になった。

同法に基づく「交通政策基本計画」については、平成27年2月に閣議決定され、「我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべく交通に関する施策」について下記の通り定められた。

ア. 計画期間（平成26年度～平成32年度）

イ. 基本計画の構成

・交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の3つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に質する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

・交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値を設定。

・交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

目標の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策として、これまでの取組みを更に推進して行くものに加え、取組み内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

③ まちづくりや観光振興など地域戦略である地域公共交通網形成計画の策定

交通政策基本計画で示された地域公共交通に関する取組を具体的に推進するための枠組みとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通活性化再生法」）の一部改正法が、平成26年5月に成立し、同年11月に施行された。

地域公共交通活性化再生法は、市町村が自らの地域の交通体系について検討し、その活性化・再生のための地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」）を策定する仕組みを構築するため平成19年に制定され、平成25年度末までに全国で500以上の連携計画の策定がなされた。

一方で、連携計画については、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体性が不十分であることや、総合的な交通ネットワークの計画づくりではなく廃止路線等への個別・局所的な対応にとどまりがちなど、いくつかの課題も顕在化したことから、平成26年の地域公共交通活性化再生法の改正で、

ア. 地方公共団体が協議会を組織し、公共交通事業者その他の関係者との連携の下で地域公共交通網形成計画を策定する

イ. 地域公共交通ネットワークの再編を具体的に進める地域公共交通再編実施計画を、地方公共団体が公共交通事業者等の同意を得て策定するなど、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知

恵を出し合い、その合意の下に、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する枠組みが創設された。

特に、まちづくりとの連携に関しては、他の立地適正化計画の策定と連携することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現であり、地域公共交通網形成計画に基づく実施に向けた「地域公共交通再編実施計画」が策定され、国の認定を受けた。

※地域公共交通網形成計画=538件が策定済み。(2019年11月末国土交通省)

※地域公共交通再編実施計画=37件が策定済み。(2019年11月末国土交通省)

#### ④ 「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」中間とりまとめ

国土交通省は、今後の地域公共交通政策のあり方について幅広く検討するため、平成30年11月に「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」を設置・開催し、令和元年6月に提言をとりまとめた。さらに令和元年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において「地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020年の通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。」とされたことから、国土交通省において、令和元年9月より有識者、地方公共団体の首長、労働者団体等で構成されている「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」が開催された。部会は、9月9日から12月24日までの間5回開催され、令和2年1月29日に中間とりまとめが公表された。

#### 中間とりまとめのポイント

「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」において、「地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020年の通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。」とされたこと等を踏まえ、地域公共交通は地域に不可欠な基盤的サービスであるとの認識を共有した上で、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けて、主に制度的な側面から早期に実現を目指すべき施策を整理。

平成26年の地域公共交通活性化再生法改正の成果と課題、それ以降の地域公共交通をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、以下の4つの課題・テーマ（解決の方向性）を提起し、それらに対応する主な具体策を速やかに実施すべき。

##### (1) 地域が自らデザインする地域の交通

【具体策①】地方公共団体による「地域公共交通計画（仮称）」作成の努力義務化

【具体策②】定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の明確化

【具体策③】協議会のガバナンスの強化、人材育成

【具体策④】公共交通マーケティング手法の活用徹底

##### (2) 移動者目線の徹底による既存サービスの改善

【具体策①】「地域公共交通利便増進事業（仮称）」の創設

【具体策②】共同経営等に係る独禁法の特例創設

【具体策③】移動その他の地域の課題を解決するためのMaaSの円滑な普及促進に向けた措置

【具体策④】新技術の積極的活用

##### (3) 郊外・過疎地等における移動手段の確保

【具体策①】「地域旅客運送サービス継続事業（仮称）」の創設

【具体策②】タクシーの一層の活用

【具体策③】自家用有償旅客運送制度の実施の円滑化

【具体策④】ラストマイル対策

(4) 計画の実効性確保及びサービスの持続性重視

【具体策①】 地方公共団体への通知、意見提出の仕組みの創設

【具体策②】 貨客運送効率化事業（仮称）の創設

【具体策③】 「地域公共交通計画（仮称）」と乗合バス等の運行費補助の連動化等

上記を踏まえ、国土交通省では、必要な制度改正に取り組んでいく。

なお、本部会は、今後最終とりまとめに向けて審議を行っていく予定。

**(2) 地域公共交通確保維持改善事業**

令和2年度予算額 204億円（対前年度比0.93）

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援するもの。

① 地域の実情に応じた生活交通の確保維持

存続が危機に瀕している陸上交通の生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを一体的かつ継続的に支援するもの。支援に当たっては、地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活交通等について一体的に支援する。

② 地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化、利用環境の改善等を図るものであり、自動車交通関係ではノンステップバス、福祉・UD タクシーの導入、バスターミナルのバリアフリー化、BRT（連節バス等を利用した快速高速バスシステム）等を支援するもの。



## ◎豊かで暮らしやすい地域づくり

### ○ 地域主導の交通サービスの確保・充実に対する支援

(地域交通課)

予算額 20,430百万円

- ・地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援する。
- ・なお、そのような取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みの強化などの見直しを検討。

<内 容>

#### ○地域の実情に応じた生活交通の確保維持

- ・高齢化が進む過疎地域等の足を確保するためのバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行
- ・バス車両の更新、貨客混載の導入等
- ・離島航路・航空路の運航

#### ○快適で安全な公共交通の実現

- ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

#### ○地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し

- ・地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等\*
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

#### ○地域公共交通特定事業に対する特例措置

- ・国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画等に基づく事業

#### ○地域公共交通ネットワーク構築に向けた協働による取組に対する特例措置

- ・交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による先行的な取組

※

地域交通におけるさらなる連携・協働とイノベーションに向けた新たな制度的枠組みの強化  
(地域公共交通活性化再生法等見直し)

- (1) 地域が自らデザインする地域の交通
- (2) 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 等

地域住民等が自らの運転だけに頼らずに暮らせる社会の実現

(交通政策審議会地域公共交通部会にて中間とりまとめ)  
※併せて、地方バス事業者間の連携(カルテル等)に係る独占禁止法の適用についても見直し

注) 上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費(復興庁予算722百万円)がある。

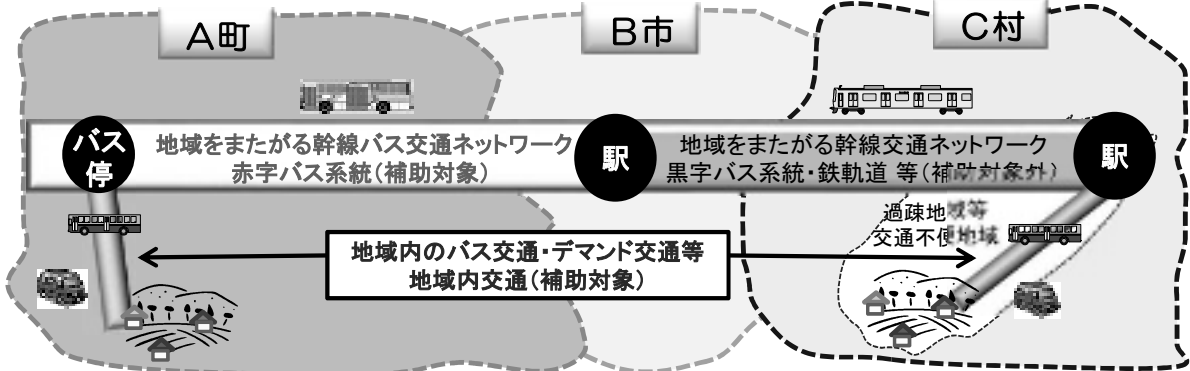
また、以下についても、それぞれ関連する支援事業がある。

- ・観光地や公共交通機関、宿泊施設における訪日外国人旅行者の円滑かつ快適な受入環境の整備の支援(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁予算5,412百万円の内数))
- ・地方への外国人旅行者の誘客に向けたシームレスな公共交通の利用環境の整備の支援(公共交通利用環境の革新等(国際観光旅客税財源充当事業、観光庁予算4,400百万円))
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部及びホームドアの整備(鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局予算4,631百万円の内数))

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス交通への支援

地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ



幹線バス交通に対する補助の主な要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること。  
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

地域内フィーダーバス交通に対する補助の主な要件

- ・「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」又は「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
- ・幹線アクセス性: 幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。
- ・サービス充実性: 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

経常収支差の1/2を補助

バス車両の更新に対する支援

車両減価償却費等補助金

- ・車両購入に係る減価償却費及び金融費用について5年間で補助【補助率】1/2

【金融費用】  
購入に係る借入について、その金利を補助(購入価格の2.5%限度)

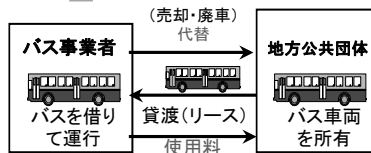
<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



公有民営方式車両購入費補助金

- ・地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する「公有民営方式」に対して補助

【補助対象者】地方公共団体  
【補助率】1/2(上限:750万円)  
【補助方式】2年間で均等に分割して交付



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化等に対する支援

- ・ノンステップバス、リフト付バスの導入  
【補助率】通常車両価格との差額の1/2等(上限140万円)

- ・福祉タクシー・UDタクシーの導入  
【補助率】1/3(上限80万円(リフト付)、60万円(スロープ付))



- ・BRTシステム(連節ノンステップバス及びそれと一体的に整備する停留所施設等)  
【補助率】1/3



### (3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置

#### ① 日本バス協会の調査結果と特別交付税の増額

日本バス協会では毎年事業者の協力を得て「地方バス路線維持費申請状況」の調査を実施している。この調査は、総務省から都道府県と市町村に交付されている「地方バス路線の運行維持」を目的とした特別交付税が、バス運行に正しく使途されているかを調べるものである。

(申請状況はP28「平成30年度地方バス路線維持費申請状況」を参考。)

総務省の発表によると、地方交通確保の決定額は下記の通り推移をしているが、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業として「生活交通サバイバル戦略」に基づく支援が実施されるなど、公共交通に関する決定額が増加している。

#### 【特別交付税交付額の年度別決定額の推移】

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総務省交付額	538億円	575億円	597億円	601億円	632億円	701億円

注1：資料出所＝総務省自治財政局財政課による報道資料

#### ② 特別交付税

総務省では、地方公共団体が地域協議会における結論などに基づき、地域の足の確保やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、自治体のバス運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

主なものは下記項目になっている。

- ・ 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援 等）
- ・ 台風・豪雨災害等    ・ 除排雪    ・ 地域医療の確保（公立病院 等）
- ・ 消防、救急    ・ 公営企業の経営基盤強化（上下水道 等）    ・ 原油高騰対策 など

#### ③ 地方バスの運行維持に要する経費措置

乗合バスの運行維持に関する経費は「特別交付税に関する省令」で定められ、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき地域の足を確保するため、地域の実情に応じて路線バスの維持等に要する経費に対し、8割の特別地方交付税措置がされている。

◆以下の経費を対象として地方財政措置を講じている。

ア. 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

イ. 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費・車両購入費)	負担額の8割
地方単独補助 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）交付実績の推移

(単位：千円)

項目		年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
維持生活費	運行費	金額									2,811,065	6,500,200	6,659,166	6,399,684	
		事業者数										175	204	206	219
		系統数										1,595	1,843	1,860	1,895
補助路線	車両購入費	金額									1,668,580	818,237	629,517	779,720	
		事業者数										73	95	97	80
		車両数										235	203	193	131
特別指定制定生活金費	運行費	金額								57,214	117,775		12,133	46,174	
		事業者数									11	13		5	10
		車両数										58	95		5
安全事業費	運行対策補助金	金額						310,780	296,278	288,622					
		事業者数							32	38	23				
		車両数							71	58	56				
生活路線維持費補助金	第2種生活路線	金額	7,669,952	7,863,782	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511				
		事業者数	157	154	154	156	150	152	151	140	128				
		系統数	4,195	4,255	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352				
	車両購入費	金額	763,153	862,509	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738					
		事業者数	61	61	61	63	67	38	50	71					
		車両数	194	191	205	213	207	122	145	201					
	第3種生活路線	金額	604,414	541,431	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	7,318,437			
		事業者数	69	71	70	73	78	87	96	87	86	86			
		系統数	634	523	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	1,114			
廃止路線等代替補助金	車両購入費	金額	129,669	153,505											
		市町村数	62	69											
		車両数	87	103											
	初年度開設費	金額	3,385	11,101											
		市町村数	9	22											
	運行費	金額	1,422,212	1,566,120											
市町村数		440	452												
合計			10,592,785	10,998,448	8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	6,962,002	7,300,816	7,264,272	

項目		年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
維持生活費	運行費	金額	6,459,550	6,672,235	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923	8,054,936	8,031,901	8,180,501	8,556,076	8,148,598	8,114,538
		事業者数	217	217	213	208	202	202	248	224	226	229	224	226	226	227
		系統数	1,799	1,725	1,645	1,611	1,576	1,526	1,638	1,711	1,709	1,681	1,647	1,621	1,598	1,581
補助路線	車両購入費	金額	689,787	746,781	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956	832,382	904,049	1,109,405	1,086,676	1,270,997	1,412,977
		事業者数	71	71	84	83	95	29	55	75	88	94	96	103	106	109
		車両数	139	128	161	160	198	66	191	317	483	618	770	852	962	1,039
特別指定制定生活金費	運行費	金額	52,972	11,873												
		事業者数	10	7												
		系統数	24	20												
生活路線	運行費	金額			2,242											
		事業者数			2											
		系統数			2											
補助再生活金	車両購入費	金額			7,906											
		事業者数			2											
		車両数			2											
路線合理化促進費	金額	事業者数				81,616	204,823	93,943	128,920							
		事業者数				56	95	66	97							
		系統数				392	748	486	667							
合計			7,202,309	7,430,889	7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879	8,887,318	8,935,950	9,289,906	9,642,752	9,419,595	9,527,515

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 令和元年度地方バス路線維持費申請状況(都道府県・市町村補助)

(単位:千円)

局別	都道府県	都道府県補助												市町村補助												合計	
		生活交通路線維持費				車両購入費				運行委託費				生活交通路線維持費				車両購入費				運行委託費					
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	金額						
北海道 東北	北海道	33	191	2,071,914	2	4	4,666	1	6	40,904	31	353	1,790,402	1	1	700	3	21	95,020	39	3,962,702						
	青森	6	45	213,845	3	5	26,225	0	0	0	11	269	902,891	0	0	0	3	163	340,263	14	1,483,224						
	岩手	4	71	222,758	0	0	0	0	0	0	7	185	528,365	0	0	0	5	16	96,634	13	847,757						
	宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	145	1,692,200	1	25	5,460	0	0	0	1	1,697,660						
	秋田	7	145	263,818	1	3	6,750	0	0	0	8	143	780,659	0	0	0	0	0	0	9	1,051,227						
	山形	1	12	54,769	1	17	23,744	0	0	0	2	26	115,150	0	0	0	1	1	15,890	3	209,553						
	福島	4	54	317,136	3	34	51,843	1	9	37,741	6	202	1,275,076	0	0	0	5	89	293,327	13	1,937,382						
計	22	327	1,072,326	8	59	108,562	1	9	37,741	36	970	5,294,341	1	25	5,460	14	269	746,114	53	7,226,803							
北陸信越	新潟	6	36	99,078	0	0	0	0	0	0	8	129	410,388	0	0	0	1	5	30,501	9	539,967						
	富山	3	25	84,128	5	25	28,767	0	0	0	5	32	242,685	0	0	0	5	51	502,545	10	858,125						
	石川	6	119	167,871	3	3	10,397	0	0	0	6	165	302,367	2	2	19,850	2	6	83,028	10	583,513						
	長野	2	14	82,713	2	8	7,581	0	0	0	13	188	616,554	3	5	40,806	10	227	934,324	17	1,681,978						
	計	17	194	433,790	10	36	46,745	0	0	0	32	514	1,571,994	5	7	60,656	18	289	1,550,398	46	3,663,583						
関東	茨城	1	5	14,178	0	0	0	0	0	0	1	30	18,493	0	0	0	2	12	73,864	4	106,535						
	栃木	5	56	134,451	1	4	10,000	0	0	0	6	82	259,726	3	7	21,328	7	82	560,260	14	985,765						
	群馬	8	32	84,056	5	17	42,129	2	2	4,924	15	93	588,558	6	9	110,599	9	163	638,501	23	1,463,843						
	埼玉	2	3	4,353	1	5	2,498	0	0	0	7	89	775,796	1	5	2,498	6	148	1,158,982	9	1,944,127						
	千葉	1	1	1,716	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31	111,971	3	113,687						
	東京	1	5	54,185	3	17	16,253	0	0	0	8	62	705,066	2	2	17,500	10	112	1,255,612	15	2,048,616						
	神奈川	3	6	30,861	3	67	92,850	0	0	0	7	137	1,418,849	5	91	232,799	6	92	448,008	14	2,223,367						
	山梨	5	26	78,144	2	11	16,680	0	0	0	6	158	261,415	0	0	0	7	69	254,781	10	611,020						
	計	26	134	401,944	15	121	180,410	2	2	4,924	50	651	4,027,903	17	114	384,724	49	709	4,501,979	92	9,496,960						
	中部	福井	2	2	13,579	1	6	2,822	0	0	0	2	3	17,542	0	0	0	3	9	74,663	5	108,606					
		岐阜	12	111	389,095	7	51	63,882	1	2	995	9	52	341,769	0	0	0	8	366	1,185,929	21	1,980,675					
静岡		14	167	616,187	6	30	41,304	0	0	0	18	237	859,200	0	0	0	5	78	940,829	22	2,457,520						
愛知		2	11	69,621	0	0	0	0	0	0	5	41	222,644	0	0	0	2	18	457,645	6	749,910						
三重		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
計	30	291	1,088,482	14	87	108,008	1	2	995	34	333	1,441,155	0	0	0	18	471	2,659,066	54	5,296,711							
近畿	滋賀	2	3	7,634	1	6	1,314	0	0	0	7	191	476,772	4	5	38,315	2	57	109,210	8	633,245						
	京都	3	17	85,168	3	26	27,738	0	0	0	7	35	363,007	1	6	2,349	1	2	20,673	7	498,935						
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	70	619,740	1	3	10,808	4	74	520,094	9	1,150,642						
	奈良	2	20	169,632	1	8	6,548	0	0	0	2	73	216,965	0	0	0	1	20	57,751	2	450,896						
	和歌山	8	16	77,157	3	6	6,275	0	0	0	13	53	310,249	1	2	2,700	3	30	145,850	16	542,231						
	兵庫	9	67	78,536	1	2	571	0	0	0	12	209	5,613,491	1	2	3,780	3	77	602,725	11	6,299,103						
	計	24	123	418,127	9	48	42,446	0	0	0	49	631	7,600,224	8	18	57,952	14	260	1,456,303	53	9,575,052						
中国	鳥取	4	57	195,070	2	62	78,978	0	0	0	3	197	808,892	0	0	0	0	0	0	4	1,082,940						
	島根	3	78	95,473	2	35	43,227	0	0	0	5	94	204,563	0	0	0	4	16	86,552	10	429,815						
	岡山	10	53	113,673	4	11	22,670	0	0	0	12	128	488,514	1	5	7,000	1	21	50,821	14	682,678						
	広島	13	82	231,503	5	28	41,389	0	0	0	10	188	831,506	1	24	51,691	1	6	8,854	15	1,164,943						
	山口	7	48	170,169	5	52	68,126	0	0	0	11	268	1,131,510	0	0	0	1	2	22,344	12	1,392,149						
	計	37	318	805,888	18	188	254,390	0	0	0	41	875	3,464,985	2	29	58,691	7	45	168,571	55	4,752,525						
四国	徳島	4	67	179,794	1	33	49,926	0	0	0	6	95	224,461	1	1	16,000	1	49	180,000	8	650,181						
	香川	3	11	42,134	3	12	39,957	0	0	0	2	7	36,109	1	1	7,304	1	3	6,634	5	132,138						
	愛媛	6	50	286,754	5	43	61,160	0	0	0	8	155	614,934	2	18	25,873	2	5	37,512	10	1,026,233						
	高知	5	16	110,126	1	25	36,071	0	0	0	7	116	410,196	1	1	4,542	2	5	18,594	7	579,529						
	計	18	144	618,808	10	113	187,114	0	0	0	23	373	1,285,700	5	21	53,719	6	62	242,740	30	2,388,081						
九州	福岡	4	16	77,224	2	8	13,195	0	0	0	7	60	309,246	2	47	34,487	1	15	145,094	10	579,246						
	佐賀	7	69	177,501	3	41	55,441	0	0	0	10	176	813,898	2	5	23,816	1	6	76,418	11	1,147,074						
	長崎	14	73	216,079	4	23	34,070	0	0	0	17	294	972,623	2	2	9,286	2	13	79,160	21	1,311,218						
	熊本	3	42	191,291	1	5	4,560	0	0	0	5	264	1,934,524	0	0	0	3	34	76,885	5	2,207,260						
	大分	6	30	167,701	2	12	21,548	0	0	0	12	148	314,456	1	4	9,000	0	0	0	13	512,705						
	宮崎	1	30	150,367	1	35	36,796	1	28	210,672	1	42	148,974	0	0	0	0	0	0	2	336,137						
	鹿児島	5	72	461,380	1	2	1,827	0	0	0	3	134	480,679	0	0	0	0	0	0	6	943,886						
計	40	332	1,441,543	14	126	167,437	1	28	210,672	55	1,118	4,974,400	7	58	76,589	7	68	377,557	68	7,037,526							
沖縄	沖縄	3	15	56,779	1	4	9,976	0	0	0	4	19	170,619	0	0	0	0	0	0	4	237,374						
合計		250	2,069	8,409,601	101	786	1,109,754	6	47	295,236	355	5,837	31,621,723	46	273	698,491	136	2,194	11,797,748	494	53,637,317						

(注) 旧80条関係は非集計

日本バス協会調べ:令和2年3月13日現在

※前年調査は日本のバス事業より

※本データは国庫協調分を含む。

## 4. 乗合バス運賃について

### (1) ICカードの導入および営業政策的な割引について

#### ① ICカードシステムの導入状況

ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。平成31年4月現在、全国で269事業者が導入している。

平成31年4月1日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名称	交通系ICカード全国相互利用サービス	サービス内容
北海道	道北バス	H11.11.30	Doカード		定期券(1・3ヶ月)及び回数券機能新規発売額2,000円(デポジット込) 乗継割引 デポジット500円 入金に応じてプレミア有り
		H26.11	Doカード		H11発売のDOカードを刷新 H27.2より旭川電気軌道 Asaca との相互利用を開始 乗継割引、相互乗継割引 初回発売額2,000円 デポジット500円込 1,000円～20,000円(一般、学生別)入金額に応じてプレミア有り
	北海道北見バス	H15.3.12	ICバスカード		乗継割引 入金額に応じてプレミア有り
	札幌市交通局、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつ	H25.6.22	SAPICA	片利用対応	乗継割引 オートチャージ 障がい者割引 全国相互利用交通ICカードも利用可
		H26.2.20	SAPICA(定期券)		
	旭川電気軌道	H24.11.1	Asaca(アサカ)		乗継割引 H27.2より道北バスDoカードとの相互利用を開始(SF利用のみ)
函館バス	H29.3.25	nimoka(ニモカ)	10カード対応	ポイント還元制 乗継割引	
岩手 宮城	東日本旅客鉄道	H25.8.3	Odeca(オデカ)	片利用対応	SF利用のほか定期券にも対応
		H27.3.14	Suica(スイカ)	10カード対応	全国相互利用系ICカードも利用可(SF利用のみ)
宮城	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局	H27.12.6	icsca(イクスカ)	片利用対応 地域内相互利用(仙台エリア)	ポイント制 障がい者割引 デポジット500円
福島	福島交通	H22.10.30	NORUCA(ノルカ)回数券		1,000円～20,000円 入金額に応じてプレミア額有り(一般、学生別) 乗継割引 障がい者割引 デポジット500円
		H23.10.1	NORUCA(ノルカ)定期券		SF機能付可能
茨城	日立電鉄交通サービス	H19.10.1	でんてつハイカード		乗継割引(1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円[小児20円]割引)
	茨城交通	(SF) H27.12.1  定期券 H28.2.27	いばっぴ		SF利用普通運賃10%割引 平日昼間(10時～14時)さらに10%割引 SF新規購入2,000円(デポジット代500円含む) 乗り継ぎ割引(前の降車から60分以内)さらに50円引き(小児及び大人割引の方は30円割引、小児割引の方は20円割引) 定期新規購入 所定の定期代+デポジット(500円)
茨城	ジェイアールバス関東	H19.3.18	Suica(スイカ)カード	10カード対応	普通運賃より10～20円の割引(定額の場合は、適用せず区間乗車状況割引額を設定)
栃木		H27.8.1			佐野市店古河営業所管内の古河線に導入
群馬		H27.8.1			長野原支店管内の滋賀草津高原線に導入
千葉		H27.9.1			東関東支店管内の多古本線、栗源線に導入
千葉 埼玉 東京	東武バスイースト 東武バスウエスト 東武バスセントラル	H30.10.1	金額式IC定期券		運用路線の設定運賃区間(170円～710円)で利用可能な定期券(適用区間) 東武バス日光全路線、高速バス、コミュニティバス、深夜急行バスを除く東武バスグループ全路線
埼玉 東京	西武バス	H27.4.1	金額式IC定期券		設置運賃区間180円～230円 設定金額230円は全線フリー(一部区間を除く) 大人特殊・大人介護は設定運賃180円で全線フリー(一部路線を除く) 全線フリー(一部路線を除く)
		H28.4.1	学トクIC定期券 小学生定期券		全線フリー(一部路線を除く)

東 京 神 奈 川 千 葉 玉 其 他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、京成バス、国際興業、神奈川中央交通、京浜急行バス、相鉄バス、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス、伊豆箱根バス、箱根登山バス、川崎鶴見臨港バス、小田急箱根高速バス、江ノ電バス等 横浜交通開発 朝日自動車、茨城急行自動車 富士急行（富士急山梨バス、フジエクスプレス他グループバス） 富士急シティバス、富士急静岡バス 川越観光自動車 江ノ電バス藤沢 国際十王交通 京成トランジットバス 東武バス日光 関東鉄道 東京空港交通 日東交通 山梨交通 成田空港交通 鴨川日東バス 関鉄観光バス、関鉄グリーンバス 等 合計77事業者	H19.3.18  H19.12.9 H19.12.15 H20.3.24  H20.3.29 H20.9.13 H20.11 H21.1.31 H21.3.17 H22.2.23 H25.3.31 H26.1.21 H27.3.21 H27.12.7 H28.3.16 H28.3.19 H30.3.16	PASMO（パスモ）	10カード対応	カードの種類：記名式（大人・子供）および無記名式（大人のみ） 割引制度：バス特典利用サービス（ポイント制） その他：平成25年3月23日より、交通系ICカードの全国相互利用サービスを開始（発売額1,000～20,000、1,000円単位（チャージ上限2,000円）） デポジット（保証金）500円
東 京	京王電鉄バス（京王電鉄バスグループ全5社）	H23.2.1	モトクバス		設定運賃区間 180円～360円 ※（360円は全線フリー定期券）
	西東京バス	H25.3.25	IC 金額定期券		乗車区間が制限されない金額式 IC 定期券
東 京 千 葉 玉	京成バス 京成タウンバス	H27.3.1	IC カード 金額式 定期券		適用路線の設定運賃区間（150～410円）で利用可能な定期券 〔適用区間〕 京成バス東京都内全線 京成タウンバス全線（三郷線を除く） 県下一部路線（南行線、環七シャトル、四ツ木線戸ヶ崎線）
東 京 静 岡	小田急箱根高速バス	H19.3.18	PASMO（パスモ）	10カード対応	片道運賃のみ
神 奈 川	相鉄バス	H30.3.18	IC とくとくていき（IC 型 金額式 定期券）		「とくとくていき」に加え6ヶ月定期等の追加サービスを新たに導入（「IC とくとくていき」のみ）（高速バス、コミュニティバスをの除く路線バス）
山 梨 岡	山梨交通	H27.12.7 （静岡県内導入 H28.12.12）	IC カード 金額式 定期券		適用路線の設定運賃区間（150～600円）で利用可能な定期券 【600円上限設定】
新 潟	新潟交通 新潟交通観光バス	H23.4.24	りゅーと	片利用対応	ポイント制 一般路線 平日10% 土休日20% 乗継割引「のり割30」 1乗車目の精算から次の乗車までに30分以内で乗り換えの場合 2,000円（デポジット500円含む）
	頸城自動車	H30.12.1			県内高速バス路線のみ導入 15%割引
長 野	長電バス アルピコ交通	H24.10.27	KURURU（クルル）		乗継割引 ポイント制
富 山	富山地方鉄道	H24.3.5	ecomyc（えこまいか）		SF 利用普通運賃10%割引
石 川	北陸鉄道、ほくてつバス、北鉄金沢バス、加賀白山バス	H16.12.1	ICa（アイカ）		北陸鉄道グループ（一部除く）で利用できるハウスカード。 事前にカードに入金し、バスで利用するプリペイド（SF）の機能と、特定の期間・区間で特定の路線を自由に乗降できる、定期券の機能がある。1,000円単位で、初回2,000円から販売。初回アイカ購入時にデポジット代として、500円がかかる。
岐 阜	岐阜乗合自動車 岐阜バスコミュニティ 日本タクシー	H18.12.1 H18.10  H19.3.16	ayuca（アユカ）乗車券  ayuca 定期		金額減算式 IC カード回数乗車券 ・事前入金方式（1,000円単位） ・運賃の2%をポイントとして付与し、該当月分の累計ポイントを翌月以降の初回利用時に10円単位で還元 ・利用額に応じたポイント付与制度有 ・他社の交通系 IC カードとの共通利用不可 ・その他、乗継 割引有
静 岡	遠州鉄道	H14.3.1	ナイスバス（Nice Pass）		・鉄道、バス全線で利用可能 ・定期券機能、SF 機能の両方利用可能 ・SF 入金プレミアムあり
	しずてつジャストライン	H18.3.1	LuLuCa（ルルカ）	片利用対応	ポイント制 定期券機能、SF 機能の両方利用可能 障がい者割引 一部路線（薬科線）乗継割引 全国相互利用交通系 IC カード利用可能
愛 知	名古屋市交通局 名鉄バス 豊栄交通	H23.2.11 H28.4.1	manaca（マナカ）	10カード対応	乗継割引 マイレージポイント 障害者割引 デポジット500円
三 重	三重交通 三交伊勢志摩交通 三重急行自動車 八風バス	H28.4.1	emica（エミカ）	片利用対応	乗継割引 ポイント制 全国交通系 IC カードの片利用可能

三 滋 京 大 奈 兵 和 歌 山 其 他	重 賀 都 阪 良 庫 其 他	関西の鉄道及びバス 西日本ジェイアールバス、伊丹市交通 局、エヌシーバス、大阪空港交通、大 阪シティバス、京都市交通局、京都バ ス、京阪京都バス、近鉄バス、京阪京 都交通、京阪バス、江若交通、神戸交 通振興、神戸市交通局、山陽バス、神 姫グリーンバス、神姫ゾーンバス、神 姫バス、ウエスト神姫、神鉄バス、高 槻市交通部、奈良交通、南海バス、南 海ウイングバス金岡、南海ウイングバ ス南部、阪急田園バス、阪急バス、阪 神バス、水間鉄道、八風バス、三重急 行自動車、三重交通、三交伊勢志摩交 通、本四海峡バス、関西空港交通 等	H29.4.17	KANSAI ONE PASS		訪日客向け関西統一交通バス (訪日外国人のお客様に限定して販売) 3,000円 (デポジット500円+利用限度額 2,500円) 2,000円 (デポジット500円+利用限度額 1,500円) チャージ上限20,000円まで
滋 賀		近江鉄道	H15.4.1	バス IC カード		自社単独ハウスカード デポジット500円 入金額に応じてプレミア有り
京 兵 庫		京阪京都交通 高槻市交通部 神戸市交通局 神戸交通振興 (一部路線)、神鉄バス 京都市交通局 京都京阪バス 近鉄バス 尼崎交通事業振興 京阪バス	H20.3.1 H20.4.1 H20.9.1 H20.10.1 H26.12.24 H27.3.1 H27.4.1 H28.3.20 H29.4.1	ICOCA	10カード対応	
大 京 阪 兵 庫 其 他		大阪シティバス、京阪バス、阪急バス、 神姫バス 大阪空港交通 京阪京都交通 高槻市交通部 神戸市交通局、神戸交通振興 神鉄バス 山陽バス 水間鉄道 江若交通 南海バス 京都市交通局 京都京阪バス 西日本ジェイアールバス 近鉄バス 京都バス 尼崎交通事業振興 南海ウイングバス南部 等 合計41社	H18.2.1  H18.10.1 H20.3.1 H20.4.1 H20.9.1 H20.10.1 H21.4.1 H21.6.1 H23.11.1 H26.4.1 H26.12.24 H27.3.1 H27.3.14 H27.4.1 H27.11.1 H28.3.20 H28.4.1	PiTaPa (ピタパ)	10カード対応	スルッと KANSAI 協議会加盟 ICOCA を含む全国共通 IC カード利用 可能
大 阪		南海バス、南海ウイングバス南部	H28.10.1	なっち	片利用対応	デポジット (500円) 普通清算・・・1,000円チャージ毎に120 円のプレミア 時間帯・日時制限なし、乗継割引 昼割引精算・・・1,000円チャージ毎に 200円のプレミア (平日) 精算が10時～16時の間利用可能 (土日祝) 終日利用可能
		高槻市交通部	H30.10.1	Tsukica		プレミア割引 (10%) 昼間割引 乗継割引 販売額1,000円～20,000円 (チャージ上限20,000円)
兵 庫		神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫 山陽バス (一部路線)	H18.1.20 H18.4.1 H21.7.1 H22.10.1 H24.3.17	NicoPa (ニコパ)	片利用対応	・定期券 ・プリペイド券 (プレミア付き SF) 回数旅客運賃 普通 NicoPa (10%プレミア)、徳用 NicoPa (30%プレミア、利用日時制限 あり) ・乗継割引 (2乗車目80円引き) ・三木市内完結利用で200円上限運賃適 用
		伊丹市交通局	H20.4.1	itappy (イタッピー)	片利用対応	乗継割引 (1乗車目から2乗車目が60 分以内の場合、2乗車目が割引) 入金額に応じてプレミア有 デポジット (500円) (PiTaPa,ICOCA 使用可)
		阪神バス、阪急バス、阪急田園バス 尼崎交通事業振興	H24.4.1 H28.3.20	hanica (ハニカ)	片利用対応	10%プレミアサービス (プリペイド式) hanica 通勤定期、hanica 通学定期、 hanica スクールバス (学期定期券) お客様指定の運賃額以下の阪急バス路 線であれば、自由に乗降が可能 ※定期券においてもプリペイド機能は 使用可能



大阪府 京都府	阪急バス	H25.3.20	hanica (ハニカ) グランドバス65	片利用対応	65才以上の方を対象とした阪急バス全線が利用可能な定期券(一部路線除く) 阪急田園バスでの利用可能
		H26.6.17	hanica 通勤定期券 hanica 通学定期券 hanica スクールバス (学期定期券)		hanica 通勤券、通学定期券 〔設定期間〕1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 〔設定区間〕150円区間から10円単位で設定 〔有効区間〕乗車区間が券面記載の普通運賃額以下であれば、阪急バスエリアのどこでも乗降可能 hanica スクールバス 〔設定期間〕1学期、2学期、2学期プラス、3学期、学年 〔設定区間〕150円区間、160円区間、170円区間、210円区間、310円区間、510円、フリーの7種類 〔有効区間〕乗車区間が券面記載の普通運賃額以下であれば、阪急バスエリアのどこでも乗降可能
	阪神バス	H28.2.1	hanica 定期券の阪急バス・阪神バス相互利用サービス		各 hanica 定期券を阪急バス・阪神バスのどちらでも利用可能(阪急バスの各 hanica 定期券を阪神バスの路線で、阪神バスの各 hanica 定期券を阪急バスの路線で利用可能)
奈良	奈良交通、エヌシーバス	H16.12.15	CLCA (シーカ)	片利用対応	一部乗継割引 ICOCA、PiTaPa 等交通系カード利用可
鳥取	日本交通	H25.4.1	鳥取市循環バス電子マネーカードシステム		鳥取市循環バス(くる梨)に限り電子マネー決済が可能 ID,Edy,QUCPay,WAON に対応
岡山	岡山電気軌道、両備ホールディングス、下津井電鉄、中鉄バス(一部路線) 宇野自動車	H18.10.1 H20.7.22 H25.3.12	Hareca (ハレカ)	片利用対応	チャージ式 IC カード乗車券及び定期券乗継割引 販売額2,000円(内デポジット500円) プレミアム額8% 利用額積算割引 誕生日割引
広島県 山口県	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽バス、鞆鉄道、中国バス、備北交通、中国ジェイアールバス、広交観光 石見交通(一部路線) 井笠バスカンパニー いわくにバス 等 合計29社	H20.1.26 H21.8.2 H25.10.1 H28.9.27	PASPY (パスピー)	片利用対応	記名式(大人・子ども・障害者割引) 無記名式 初期販売額2,000円(デポジット500円含む) 積み増し額1,000円単位 最高20,000円まで ICOCA 利用可能(各種割引制度の適用なし) PASPY 割引(乗車毎に運賃の最大10%を割引) 乗継割引 障害者割引 全国相互利用交通系 IC カード利用可能
香川	ことでんバス 小豆島オーリーブバス 大川自動車	H17.2.2 H23.1.11 H24.3.1	IruCa (イルカ)	片利用対応	回数割引 (フリー・シニア・スクール) 電車⇄バス乗継割引
	ジェイアール四国バス	H26.10.1 H29.10.1	ゴールドイルカ		高松市在住70歳以上対象(運賃半額) 綾川町在住70歳以上対象(運賃半額)
		H28.4.10	ですか		路線バス(大橋線)・ノーマイカーデー割引(10%割引) (毎月20日の県民交通安全の日) ・高齢者割引(50%割引) (毎月第3日曜日、65才以上) ・障害者割引(50%割引) 精神障害者も対象
愛媛	伊予鉄道 伊予鉄バス	H17.8.23	IC い〜カード		伊予鉄道のバス・電車及び伊予鉄タクシー他加盟店で利用できる非接触式の前払い式乗車券
高知	とさでん交通 県交北部交通 高知東部交通 高知高陵交通 高知駅前観光 ジェイアール四国バス 高知西南交通 四万十交通	H21.1.25	IC カードですか		バス・路面電車共通 ポイント付与制 オートワンデーサービス 各種割引(特定日割引・乗継割引・障がい者割引)
		H24.10.1 H28.5.10			
		H28.5.24 H29.4.1			
		H23.10.1	IC ですかカード定期券		
福岡県 佐賀県	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バス宗像、西鉄バス久留米、西鉄バス大牟田、西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、西鉄バス佐賀、西鉄高速バス 昭和自動車 JR九州バス 佐賀市交通局 祐徳自動車	H20.5.18 H22.2.27 H25.4.1 H29.2.16 H31.3.1	nimoca (ニモカ)	10カード対応	乗継割引 ポイント制
福岡	北九州市交通局	H13.9.20	ひまわりバスカード		乗継割引 プレミアム制
	西鉄バス北九州	H18.6.1	得バス		北九州都市圏路線バスが乗り放題になる定期券 市内飲食店、商業施設にて得バス提示で特典有り
長崎	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、島原鉄道、さいかい交通、長崎県央バス、させほバス	H14.1.21	長崎スマートカード		IC チップ運賃精算カード 県内10社共通 乗継割引(30分以内に同事業者バスへ乗降した場合に2度目の運賃が5%割引) 積増の際の1割プレミアム付き 新規購入:3,000円 以降1,000円単位で積増
		H21.12.1	モバイル長崎スマートカード		

熊本	熊本バス 九州産交バス 産交バス 熊本都市バス 熊本電鉄バス	H27.4.1	くまモンのICカード (熊本地域振興ICカード)	片利用対応 地域内相互利用(熊本地区)	乗継割引、障がい者割引 定期券(通勤、持参人、通学) デポジット500円 ポイント制 オートチャージ設定 Web会員登録
	熊本バス	H27.8.31	くまモンのICカード (定期券)		SF利用、チャージ、商業系(商品の購入)
		H28.3.1	くまモンのICカード (高齢者用・障がい者用他)		
		H28.3.23	全国相互利用交通系ICカード		
大分 宮崎	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス 宮崎交通	H20.5.18 H22.12.26 H23.3.20 H27.11.14	nimoca	10カード対応	乗継割引 ポイント制
大分	亀の井バス	H23.3.20.	平成22年度低炭素地域づくり面的対策推進事業		一般路線に導入、乗継割引、ポイント制、地域内相互利用
鹿児島	いわさきコーポレーション (鹿児島交通、種子島・屋久島交通)	H17.4.1	いわさきICカード		デポジット500円 昼間時間帯(11~15時)降車時割引 積み増し額に応じたプレミア 地域内相互利用(いわさきICカード≠Rapica)
	南国交通、JR九州バス、鹿児島交通、鹿児島市交通局	H17.4.1	Rapica(ラピカ)	地域内相互利用カード(Rapica≠いわさきICカード)	乗継割引 ポイント制 デポジット500円 10%プレミア 初回3,000円 地域内相互利用(Rapica≠いわさきICカード)
沖縄	琉球バス交通、沖縄バス、那覇バス、東陽バス他1社(計5社)	H27.4	OKICA		定期券機能(1か月、3か月) 一日乗車券機能 障害者割引 免許返納者割引 ポイント制
	西表島交通㈱	H30.8			路線バス車内において、電子マネー(WAON、ID、nanaco、Edy)による支払いに対応

269社

## ② 最近の主な営業政策的特殊乗車券

## イ. QRコード決済の導入状況(平成27年4月1日~)

平成31年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	導入QRコード決済サービス	導入状況
福島	会津乗合自動車	H31.3.25	PayPay	一部案内所で導入(前売券、定期券、フリー券、企画乗車券に対応)
山梨	富士急行、富士急バス	H30.2.16	WeChatPay	富士山駅、河口湖駅、旭丘BTの窓口で導入
奈良	奈良交通	H30.12.10	Alipay、WeChatPay、LINE Pay	近鉄奈良案内所、JR奈良案内所において「奈良交通フリー乗車券」および「定期観光バス」を販売
香川	ジェイアール四国バス	H31.3.1	PayPay、LINE Pay、Alipay	高速バスチケット販売窓口で導入

## ロ. 高齢者定期券(平成27年4月1日~)

平成31年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
山形	山交バス	H27.4.1	山形市高齢者外出支援事業 シルバー3か月定期券	満70歳以上で山形市に住居登録している方を対象としたシルバー3か月定期券 高速バス及び市町村が運営する委託バスを除く一般路線全線乗り放題 70歳以上~75歳未満は21,000円 75歳以上は24,000円 70歳以上(自動車運転免許返納者で返納後の最初の購入日から1年以内4回まで)30,000円を山形市が扶助する	3ヶ月30,000円
山形	庄内交通	H30.4.1	ゴールドバス	ゴールドバス自体は、H21.7.13導入 庄内交通の高速バス・庄内空港連絡バス・季節運行区間・臨時運行のバスを除く一般路線バス全線が乗り放題 1ヶ月券・3ヶ月券の2種類から6ヶ月券・1年券をH30.9.1より追加 H30.4.1より鶴岡市在住者に対し、鶴岡市の助成が入り自己負担が軽減されて購入することができる	(通常運賃) 1ヶ月 10,000円 3ヶ月 27,000円 6ヶ月 54,000円 1年 108,000円 ↓ (鶴岡市在住者自己負担額) 1ヶ月 2,500円 3ヶ月 7,500円 6ヶ月 15,000円 1年 30,000円
東京	日立自動車交通	H28.1.4	風ぐるまバスポート	千代田区内在住で住民税非課税の方、障害者の方を対象に区内地域福祉バス割引乗車券(1年間有効)を販売	1,000円
岐阜	岐阜羽島バス・タクシー	H28.4.1	高齢者定期券	鳥羽市内巡回バス(コミュニティバス)の高齢者利用促進	1ヶ月1,500円 3ヶ月4,000円 6ヶ月6,000円
滋賀	近江鉄道 湖国バス		小判手形	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月2,000円 3ヶ月5,000円 6ヶ月9,000円
山口	サンデン交通	H29.7.15	ロングライフバス	今まで3ヶ月券しかなかったものが1ヶ月からでも購入できるようにした	65~69才 7,500円 70才以上 6,800円
長崎	長崎県交通局	H29.11.17	プラチナバス65	満65才以上の方を対象に券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	(全線) 1ヶ月:6,000円 3ヶ月:15,800円 6ヶ月:27,800円 (エリア限定) 1ヶ月:5,000円 3ヶ月:13,800円 6ヶ月:24,800円

	五島自動車	H30.4.1	高齢者フリーバス	満65才以上の方を対象に券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	(全線) 1ヶ月: 5,000円 2ヶ月: 9,500円、3ヶ月: 14,200円 (3エリア) 1ヶ月: 4,000円 2ヶ月: 7,600円、3ヶ月: 11,400円 (2エリア) 1ヶ月: 3,000円 2ヶ月: 5,700円、3ヶ月: 8,500円 (1エリア) 1ヶ月: 2,000円 2ヶ月: 3,800円、3ヶ月: 5,700円
鹿児島	しまバス	H28.5.15	ご長寿バス	70歳以上の人を対象とした地区および全線乗り放題券	奄美市 名瀬地区 3,000円 全線 5,000円 龍郷町町外全線 4,000円 大和村村外全線 4,000円 宇検村村外全線 4,000円 瀬戸内町町外全線 7,000円

ハ、営業政策乗車券 (平成27年4月1日～)

平成31年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	十勝バス	H27.12.10	通勤・通学ワイドフリー定期券	【通勤】往復定期券で且つ、利用区間のどちらかが帯広市内であれば、土日祝と年末年始は帯広市内乗り放題 【通学】往復定期券で且つ、利用区間のどちらかが帯広市内であれば、土日午前10時から帯広市内乗り放題	
	十勝バス 北海道拓殖バス	H29.11.1	VISIT TOKACHI PASS	訪日外国人向けの十勝管内路線バス乗り放題乗車券。1 day と2day の2商品	1 day : 1,500円 2 day : 2,500円
	くしろバス 阿寒バス	H28.5.1	路線バス1日フリー乗車券	利用できる曜日が毎週日曜日、祝祭日に加え毎週土曜日についても釧路市及び釧路町の行政区域内を運行する阿寒バスとくしろバスの路線バスで利用できる 都市間バス、定期観光バス、空港連絡バスでは利用できない 本券1枚につき同伴する小学生以下1名まで無料 利用する日付を削り出す「スクラッチ方式」に変更し利用当日の路線バス車内だけでなく、各社窓口でも前売り販売をしている	大人600円
	沿岸バス	H29.5.1	絶景領域・萌えっ子フリーきっぷ第9シーズン	北海道北部 留萌・宗谷管内の指定路線バスが1日又は2日間乗り放題	2,370円～3,290円
	旭川電気軌道 道北バス	H28.4	1日乗車券 (あさくるバス)	旭川市市内行政区画1日乗り放題 2日乗り放題	大人1日券1,200円、2日券1,800円 小人1日券600円、2日券900円
	函館バス	H28.7.23	バス冒険キング ワイドフリー	夏休み期間中、エリア内 (函館市内) 全線可能 函館バス暦日定期券で営業エリア全路線、土日祝日に限り無料乗車可能 定期券使用者の同伴者は半額	1乗車につき中学生100円、小学生50円
岩手 宮城	JR 東日本	H27.4.1	いわてホリデーバス 小さな旅ホリデーバス	BRT (バス高速輸送システム) の一部区間を含むフリー区間が1日乗降り自由	2,460円 2,670円
	仙台市交通局	H31.2.1～ H31.4.7	中学3年生卒業おめでとうきっぷ	市内中学校1年生を対象に、仙台圏内の仙台市営バス、仙台市営地下鉄が利用できる1日乗車券	無料
秋田	東北急行バス		カレンダー割引	営業割引	3,100～6,000円
	タケヤ交通	H29.4.1	学割回数乗車券	川崎町から仙台駅前まで片道1,150円のところ、高校生、専門学生、大学生に限り680円×60枚綴りを販売	40,800円
	秋田中央交通	H29.4.1	一日乗り放題乗車券	秋田中央交通の一般路線バス全線 (一部除く) が利用できる一日乗車券	1,000円
山形	山交バス	H28.9.1	温泉パック乗車券	温泉入浴、食事と路線バスをセットにした乗車券	1,000円、1,500円、2,000円
		H29.2.1	スマホ通学定期券	高校生限定のスマホで買えてスマホを見せるだけ	通常定期券の約5%オフ
		H27.4.1	やまがた1日乗車券	指定のエリアに限り自由に乗降ができる	大人平日 1,200円 子供平日 600円 大人土日祝800円 子供土日祝400円
茨城	茨城交通	H27.5.31	路線バスの旅 (スタジアム編)	水戸ホーリーホック試合観戦前に借楽園をガイド付き乗車券	大人1,400円 小人950円
		路線バスの旅 (大塚池散策と極楽湯)	大塚池散策と銭湯入浴付き乗車券	大人 1,980円 小学生1,350円	
		路線バスの旅 (ツイインリンクもてぎ)	水戸駅～ツイインリンクもてぎ間入場券付き乗車券 (土曜・休日のみ、イベント時の販売はなし)	大人 2,400円 中学生1,900円 小学生1,100円	
		路線バスの旅 (水戸のロマンチックゾーン)	水戸の歴史散策及び蕎麦付き乗車券 (水曜日除く)	大人 1,620円 小学生1,460円	
		H28.11.3	北関東ライナー&宇都宮観光コラボきっぷ	北関東ライナー回数券と関東自動車が運行する市内循環バスきっぷなつ1日乗り放題券または、路線バス JR宇都宮駅～大谷 (立岩) 間を1日乗降り自由に利用可能な「大谷観光一日乗車券」のセット券	北関東ライナー2枚綴り回数券 + きっぷなつ1日乗車券セット 大人3,500円 北関東ライナー2枚綴り回数券 + 大谷観光一日乗車券セット 大人4,600円
		H29.7.15	路線バスの旅 (道の駅常陸大宮かわプラザコース)	道の駅かわプラザで食事、ショッピング及び特産品のお土産引換券付き乗車券	大人1,400円 小人1,200円
		H29.11.20	路線バスの旅 (とちぎ旅情編)	秋葉原駅発、1泊2日の路線バスの旅、宿泊とクーポン券、乗車券がセット	益子・宇都宮コース 大人12,200～21,000円 益子・那須温泉コース 大人17,000～52,600円
		H30.4.1	国営ひたち海浜公園入園券付き勝田駅～海浜公園1日フリーきっぷ	利用日に限り国営ひたち海浜公園入園券と指定区間を何回でも利用可能な路線バス乗車券のセット券	大人1,080円 シルバー1,000円
関東鉄道 関鉄グリーンバス 関鉄パープルバス	H30.4	IC 一日乗車券	土日に限り、IC 一日乗車券を購入すると関鉄グループのバス路線 (高速バス除く) にフリーで乗れる	大人 700円 子供 350円	

茨城 群馬 栃木 千葉	朝日自動車 茨城急行自動車	H29.4.1	共通学生フリーパス	朝日自動車グループ5社（朝日自動車・茨城急行自動車・川越観光自動車・国際十王交通・阪東自動車）の路線バスが一部路線を除き乗り放題となる小・中・高校・大学生限定の通学定期券	60,000円（1年） 32,000円（半年）
栃木	関東自動車	H27.5.30	ろまんちっく村満喫きっぷ	道の駅ろまんちっく村の施設利用券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 1,500円 小学生1,000円
	東武バス日光	H27.7.18	霧降の滝フリーパス	日光駅～霧降の滝区間を1日間有効で乗降できるフリー乗車券	600円
	東野交通	H28.4.1 一部変更	宇都宮～益子フリーきっぷ	宇都宮市内の一部と益子町内の一部をフリー乗降できる往復割引乗車券で宇都宮市と益子町の協力による特典等を付加	大人2,600円 小人1,300円
	ジェイアールバス関東	塩原温泉郷周遊きっぷ	H28.9.1	上三依塩原温泉口駅～塩原温泉バスターミナル～千本松牧場の区間で2日乗り放題	大人1,700円 小人 850円
				上三依塩原温泉口駅～塩原温泉バスターミナル～もみじ谷・大吊橋の区間で2日間乗り放題	大人1,200円 小人 600円
				那須塩原駅～塩原温泉間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人2,050円 小人1,030円
日光交通	H31.1.16	鬼怒川・江戸村～湯西川2日間フリーパス	湯西川温泉・鬼怒川温泉・日光江戸村周辺区間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人2,800円 小人1,400円	
		平家の里・水の郷2日間フリーパス	湯西川温泉～水の郷観光センター前の区間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人500円 小人250円	
群馬	関越交通	H29.4.1	沼田市周遊1日フリー乗車券	沼田駅～吹割の滝または、上毛高原駅～沼田駅～吹割の滝区間乗降フリー	沼田駅発着 大人1,650円・小人830円 上毛高原駅発着 大人2,350円・小人1,180円
		H29.10.1	高崎駅～渋川駅間区間回数券	6枚つづり回数券、1乗車に付1枚使用（最大区間片道運賃800円）	3,100円
群馬 長野	西武観光バス	H29.1.28	軽井沢鬼押出し園乗り放題きっぷ	軽井沢駅～鬼押出し園間が2日間乗り降り自由	1,980円
群馬 埼玉	矢島タクシー	H27.10.1	特殊通年定期券（学生応援定期）	4月1日～9月30日（半年定期） 10月1日～3月31日（半年定期） 4月1日～3月31日（1年定期）	32,000円 32,000円 60,000円
埼玉 群馬 茨城 千葉	国際十王交通 朝日自動車	H29.4.1	共通学生フリーパス	朝日グループ5社（朝日自動車、茨城急行自動車、川越観光自動車、阪東自動車、国際十王交通）の路線バスが一部路線を除き乗り放題となる小・中・高・大学生限定の通学定期券	60,000円（1年） 32,000円（半年）
埼玉	西武観光バス	H29.6.16	秩父バス一日乗車券	西武観光バス秩父営業所の三峯神社線を除く全路線が一日乗り放題	1,000円
千葉	東京空港交通 リムジン・パッセンジャーサービス 千葉交通 東京ベイシティ交通	H29.7.1	「Narita Air & Bus!」コラボキャンペーン運賃	成田空港～東京ディズニーリゾートエリア・新浦安エリア間を利用する全ての旅客に適用	大人 1,800円 小人 900円
	ちばシティバス 日東交通 館山日東バス	H29.12.25	白浜オーシャンリゾートとの宿泊セットプラン	本路線（千葉市内～安房白浜駅間）の往復乗車券と白浜オーシャンリゾートホテルの宿泊券をセットとしたプラン	千葉市内～安房白浜駅（往復運賃） 大人2,730円 小児1,370円
東京 千葉 神奈川 埼玉	バス52社局及び鉄軌道12社局 東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、京浜急行バス、京成バス、東武バスセントラル、立川バス、西東京バス、日立自動車交通、京王バス東、東急トランセ、シティバス立川、京成タウンバス、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、横浜市交通局、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、川崎市交通局、相鉄バス、神奈川中央交通西、江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東、江ノ電バス横浜、小湊鐵道、千葉交通、東武バスイースト、千葉中央バス、東洋バス、阪東自動車、東京ベイシティ交通、成田空港交通、千葉海浜交通、千葉内陸バス、ちばレインボーバス、ちばグリーンバス、ちばシティバス、平和交通、あすか交通、京成トランジットバス、千葉シーサイドバス、東武バスウエスト、茨城急行自動車、川越観光自動車、朝日自動車、西武観光バス、国際十王交通	H30.4.1	Grerter Tokyo Pass (GTP)	対象事業者のフリーエリアの鉄道・軌道、一般バス路線を三日間自由に乗り降りできる乗車券	大人7,200円 小児3,600円

千葉県 東京	京成バス 日東交通	H27.7.25	かぶらチケット	東京駅～君津・木更津線の往復乗車券に地方情報誌「かぶら」協賛施設の特典が受けられるチケットのセット	大人 2,500円 小人1,250円	
	京成バス 日東交通 鴨川日東バス	H28.8.1	サンキューチケット	木更津金田バスターミナルから鴨川シーワールド間の往復乗車券と鴨川シーワールド入園券のセット	大人 3,900円 中学生3,000円 小学生2,000円	
	東京空港交通	TCAT 夜得1000	H27.1.1	TCAT Special	TCAT 発成田空港行19時以降発の便に適用	1,000円
				TCAT Special	TCAT～成田空港間を利用する訪日外国人旅客に適用	大人1,900円 小人 950円
		ユース割引 シニア割引	H27.4.1		新宿駅西口・新宿高速バスターミナル・TCAT・東京駅八重洲口～成田空港間を利用する12～25歳及び65歳以上の旅客に適用	新宿駅西口・新宿高速バスターミナル～成田空港 2,000円 TCAT・東京駅八重洲口～成田空港 1,900円
		トワイライト便割引			池袋駅西口1:00発・新宿高速バスターミナル1:30発成田空港行に適用	大人2,500円 小人1,250円
	H27.10.1	特定区間運賃	TCAT・東京駅八重洲口～成田空港間を利用する旅客に適用	大人2,800円 小人1,400円		
W楽得回数券		4枚綴りの回数券1枚でTCAT・東京駅八重洲口～成田空港間が乗車可能	7,200円			
H29.10.1	Multi Voucher	訪日外国人を対象とした4枚綴りの乗車券で、初回乗車日を含めた14日間、都心～成田空港間で利用可能	8,000円			
東京空港交通 (佐川急便)	H28.11.21	プレミアムハンズフリーパッケージ	都心発成田空港行片道乗車券と佐川急便空港受取サービスの手ぶら観光セット	3,600円		
千葉県 神奈川	東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	H27.4.1	ユース2000 シニア2000	成田空港～YCAT間を利用する12～25歳及び65歳以上の旅客に適用	2,000円	
	東京空港交通 小田急電鉄	H27.6.24	リムジン & 箱根フリーバス	成田空港～都心間乗車券(片道・往復)と小田急電鉄 箱根フリーバス2日券のセット	<往復+2日券> 大人9,640円 小人3,750円 <片道+2日券> 大人7,740円 小人2,800円	
千葉県 山梨	東京空港交通 富士急山梨バス 富士急行観光	H28.4.27	リムジン & 富士山	成田空港～都心間乗車券と富士急バス 東京駅～富士山方面間乗車券のセット	<往復> 大人7,500円 小人3,750円 <片道> 大人4,100円 小人2,050円	
千葉県 長野	東京空港交通 西武バス 西武観光バス	H29.3.30	リムジン & 軽井沢	成田空港～都心間片道乗車券と西武高速バス 池袋地区・紀尾井町～軽井沢方面間片道乗車券のセット	大人4,900円 小人2,500円	
東京	東武バスセントラル	H30.10.1	台東・墨田東京下町周遊きっぷ	浅草駅～北千住・押上駅間ならびに亀戸線のほか、東武バスセントラルが運行する「スカイツリーシャトル@上野・浅草線」、台東区循環バス、墨田区循環バスが乗り放題	1日券：500円 2日券：700円	
			東急トランセ	H30.4.27	東急線・東急バス1日乗り放題バス	東急線全線と東急バス(一部路線を除く)が1日乗り放題となる乗車券
	東急バス	H31.3.1	シーバレーチケット	シーバレー号(二子玉川・渋谷・鴨川シーワールド間)の往復乗車券と鴨川シーワールド入場券をセットにした企画乗車券	大人 6,050円 中学生5,250円 小児 3,230円	
		H30.4.27	東急線・東急バス1日乗り放題バス	東急線全線と東急バス(一部路線を除く)が1日乗り放題となる乗車券	大人1,000円 小児 500円	
東京都 長野 岐阜	東京空港交通 伊那バス 京王バス東 濃飛乗合自動車 アルピコ交通 アルピコ交通東京	H29.1.24	飛騨高山・白馬～成田空港きっぷ	リムジンバス「成田空港～新宿線」片道乗車券と中央高速バス「新宿～飛騨高山・白馬線」片道乗車券のセット	<成田空港～丹生川・高山濃飛バスセンター> 大人8,700円、小人4,350円 <成田空港～平湯温泉> 大人7,900円、小人3,950円 <成田空港～白馬地区> 大人7,000円、小人3,500円	
			飛騨高山・白馬～羽田空港きっぷ	リムジンバス「羽田空港～新宿線」片道乗車券と中央高速バス「新宿～飛騨高山・白馬線」片道乗車券のセット	<羽田空港～丹生川・高山濃飛バスセンター> 大人7,100円、小人3,550円 <羽田空港～平湯温泉> 大人6,300円、小人3,150円 <羽田空港～白馬地区> 大人5,400円、小人2,700円	
東京都 千葉県 九州各県	東京空港交通 SUNQバス運営委員会	H29.3.25	リムジンバス & SUNQバス	都心～成田空港・羽田空港間片道乗車券とSUNQバスのセット	<成田空港路線+全九州4日間> 16,500円～16,000円 <成田空港路線+全九州3日間> 13,500円～13,000円 <成田空港路線+北部九州3日間> 11,500円～11,000円 <成田空港路線+南部九州3日間> 10,500円～10,000円 <羽田空港路線+全九州4日間> 15,000円～14,700円 <羽田空港路線+全九州3日間> 12,000円～11,700円 <羽田空港路線+北部九州3日間> 10,000円～9,700円 <羽田空港路線+南部九州3日間> 9,000円～8,700円	
東京都 長野	京王バス東 伊那バス 信南交通 アルピコ交通 フジエクスプレス 山梨交通 中央アルプス観光 おんたけ交通	H29.1	南信州周遊きっぷ	高速バス新宿・伊那飯田線(新宿・駒ヶ根間)片道乗車券、路線バス駒ヶ岳ロープウェイ線往復乗車券、駒ヶ岳ロープウェイ往復乗車券、高速バス新宿・木曾福島線(奈良井宿・新宿間)片道乗車券と駒ヶ根・奈良井宿間片道タクシー券、特典券のセット	大人(タクシー券付) 21,040円 大人(タクシー券なし) 10,540円 大人(タクシー券なし) 5,280円	
東京都 静岡	小田急箱根高速バス	H27.10.1	往復割引	新宿～東名御殿場間 片道1,580円を往復乗車券を購入	1,580×2=3,160円を3,100円に割引	

山 梨	富士バス	H27.8	富士山・富士五湖バスポート	対象路線：富士山・富士五湖観光圏	2,550円
		H29.4	周遊バス全線共通フリークーポン	対象路線：河口湖・鳴沢・西湖・精進湖・本栖湖	1,500円
		H30.10	富士吉田・忍野・山中湖周遊バスフリークーポン	対象路線：河口湖駅～旭日丘	1,500円
		H27.8	タウンズニーカーフリーバス	対象路線：富士吉田市内	(3ヶ月) 5,000円 (6ヶ月) 10,000円
山 梨 静 岡	富士急バス	H28.11	西麓バス	対象路線：河口湖・西湖・本栖湖 新富士	2,500円
長 野	長電バス	H27.12.19	スノーエアコネクトバス	外国人観光客をターゲットとした北陸新幹線飯山駅を中心にスノーモンキーパーク等の観光地を結ぶフリー乗車券	1日券2,500円 2日券4,500円
		H31.4.1	マタニティ割引	出産前の妊婦が対象 母子手帳提示で運賃半額	片道運賃の半額
新 潟	頸城自動車	H27.3.14	1日フリー乗車券	上越市内全線乗り放題の乗車券 (高速バス除く)	大人1,000円 小人 500円
		H29.7.15	休日乗り放題バス	土日祝日及び長期休暇期間中に越後交通の路線バスが乗り放題(高速バス、臨時バス、コミュニティバス、柏崎市循環バス等は除く)	大人1,000円 小人 500円
		H28.9.12	シニア半わりりゅーと	新潟市から業務委託を受けている「秋葉区・区バス」運行の中で、新潟市在住の65歳以上の方が新潟交通が発行する当該カードを提示した場合は右記の金額とする。但し、他の割引との併用は不可	運賃の半額
石 川	北鉄奥能登バス	H27.7.20	奥能登まるごとフリーきっぷ	のと鉄道・北鉄奥能登バス全線2日間乗り降り自由	大人3,000円 小人1,500円
岐 阜	岐阜乗合自動車	H29.5.7	210エリアバス	岐阜市内210円均一区間に限り、1日何回でも乗降可能	450円(大人・小人・障がい者区別なし)
		H30.8.20	湯けむり日帰り温泉きっぷ	路線バス往復乗車券と温泉入浴券がセットになった乗車券 ・武芸川温泉、上之保温泉	大人 2,000円 小人 1,100円
		H29.12.29	年末年始フリー乗車券	12/29-1/3の6日間全線乗り放題 2017年名称「わんだふるきっぷ」	1,000円(大人・小人・障がい者区別なし)
		H30.7.1	中部国際空港・名鉄名古屋～名鉄岐阜～郡上八幡乗継きっぷ	名古屋鉄道の乗車券と岐阜乗合自動車のバス乗車券がセットになった乗車券 名古屋鉄道「中部国際空港駅または名鉄名古屋駅～名鉄岐阜」 岐阜乗合「名鉄岐阜～郡上八幡城下町プラザ」	中部国際空港駅発着： 大人2,710円 小人1,360円 名鉄名古屋駅発着： 大人1,920円 小人 970円
	岐阜羽島バス・タクシー	H28.4.1	一日乗車券	羽島市コミュニティバスの系統の見直しにより、乗換回数が増加するため1日乗り放題の乗車券を使用	250円/日
	名阪近鉄バス	H29.7.22	養鉄樽鉄谷汲山ミニ周遊券	養老鉄道(大垣駅～揖斐駅間)、樽見鉄道(大垣駅～谷汲口駅間)の往復乗車券+谷汲山自由周遊区間内の揖斐川町コミュニティバス乗り放題乗車券	大人1,000円 小児 700円
	北恵那交通	H29.7.27	がくせいホリデーきっぷ	小学生から高校性対象 全線1日乗降自由 土日祝日及び春夏冬休みの指定する期日	500円
静 岡	伊豆箱根バス 伊豆箱根鉄道	H29.8.1	Izuhakone-Line 2day Pass	伊豆箱根鉄道駿豆線全線と伊豆箱根バス指定区間が2日間乗り放題(インバウンド旅客専用)	1,200円
		H27.4.13	スイスイ清水港まぐるきっぷ 「並盛きっぷ」「大盛りきっぷ」「特盛りきっぷ」	並盛の清水港水上バス乗り放題+路線バス一部区間乗り放題+提携店でのお食事1,000円+選べる観光施設利用券+観光施設割引券に大盛は静鉄電車全区間1日乗り放題が特盛は大盛の内容がさらにバスの乗車区間が拡大して利用可能	(並盛) 大人2,280円 小人1,980円 (大盛) 大人2,680円 小人2,180円 (特盛) 大人3,180円 小人2,480円 ※大人中学生以上小人3歳以上
	東海バスオレンジシャトル	H27.6.27	みしまるきっぷ	箱根峠～三島市内の路線バスが1日乗り放題となる乗車券	大人900円 小人450円
	南伊豆東海バス	H28.7.2	石廊崎・中木フリーきっぷ	下田駅～日野は往復乗車券、日野～休暇村(弓ヶ浜)～中木～下賀茂が2日間乗り放題となる乗車券(夏季限定)	大人1,890円 小人 950円
	遠州鉄道	H27.7.1	HAMANAKO RAIL PASS	空港直行バス e-wing「中部国際空港線」の片道券と遠鉄バス・電車、天電浜名湖鉄道、浜名湖遊覧船が3日間乗り放題のフリーきっぷ 周辺の観光施設優待券も添付	大人4,800円 小人2,400円
	伊豆東海バス 南伊豆東海バス 西伊豆東海バス 新東海バス 東海バスオレンジシャトル	H28.4.27	東海バス全線フリーきっぷ(2日券) 東海バス全線フリーきっぷ(3日券)	路線バス全線(一部路線除く)が2日間乗り放題となる乗車券 路線バス全線(一部路線除く)が3日間乗り放題となる乗車券	大人3,900円 小人1,950円 大人4,600円 小人2,300円
	株伊豆東海バス	H31.3.25	いとうスクールバス	伊東市内の全線(一部路線除く)が乗り放題になる通学定期券	1ヶ月券 8,280円 3ヶ月券 23,600円 6ヶ月券 31,460円 1年券 74,520円
	伊豆箱根バス株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 東海自動車株式会社 伊豆急行株式会社	H31.4.1	デジタルフリーパス Izuko ワイド	購入日(当日含む)より2日間、有効範囲乗り降り自由(一部片道のみ有効)	大人4,300円 小人2,150円
	静 岡 千 葉	遠州鉄道 東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	H28.8.10	らくらく成田きっぷ	遠州鉄道 浜松方面～YCAT 間乗車券と YCAT～成田空港間乗車券のセット
静 岡 山 梨	富士急行 富士急シティバス 富士急静岡バス 富士急バス	H29.7.1	富士山フリーパス (Mt. Fuji Pass)	訪日旅行者向け商品 富士山エリアの2次交通、富士登山バスが適用期間中乗り放題 遊園地や観光施設など富士山エリアの8施設の利用券付 また12の施設の割引優待付。	1日券 5,500円 2日券 8,000円 3日券 10,000円

三重	三重交通 三交伊勢志摩交通	H28.4.1	みちくさきつぷワイ ド	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の バスが2日間乗り放題（一部コミュニ ティバス除く）	大人2,600円 小児1,300円
	三重交通	H27.7.1	乗り継ぎ連絡乗車券	四日市中部国際空港と四日市京都高速 線の連絡乗車券	大人3,000円 小児1,500円
		H28.3.3	連絡きつぷ	津なぎさまち～伊勢神宮内・鳥羽間の バス乗車券と中部国際空港～津なぎさ まち間の高速乗船券をセット販売	大人3,200円（伊勢市内） 小児1,600円（伊勢市内） 大人3,500（鳥羽） 小児1,750（鳥羽）
		H28.8.5	ジャズドリーム長島 直行バス de 得々切 符	セントレア・長島温泉間 高速バス片 道乗車券及びジャズドリーム長島お買 い物500円×6枚セット販売	3,700円
		H30.10.1	湯の山温泉 1 DAY フリーきつぷ	アクアイグニス～近鉄湯の山温泉～御 在所ロープウェイ間が乗り放題	大人700円 小児350円
		H31.1.19	伊賀忍者ライナー きつぷ	名鉄バスセンター上野市間 高速バス (片道 or 往復) 乗車券及び伊賀流忍者 博物館入館券、だんじり会館入館券、 ノベルティ進呈セット販売	往復版4,600円 片道版3,000円
大阪	南海バス 南海ウィングバス	H27.3.1 H27.4.1	堺おもてなしチケット 犬鳴山1day Free Pass	堺市内指定区間一日乗り放題 犬鳴線を1日乗り放題+周辺施設の割引	大人500円 小人250円 700円
	岸和田観光バス	H29.10.1	特定地域フリー定期 券	大阪府高石市高砂地区を運行する一般 乗合バスの定期乗車券として発行	1か月 3,500円 6か月 10,000円 1年 18,000円
兵庫	山陽バス	H30.4.1	垂水・舞子1day チ ケット (三宮版)	山陽バス垂水地区と山陽電車・阪神電 車等 (西舞子駅～阪神神戸三宮駅・阪 急神戸三宮駅・湊川駅) が一日乗り放 題	800円
	垂水・舞子1day チ ケット (阪神版)		山陽バス垂水地区と山陽電車・阪神電 車等 (西舞子駅～阪神梅田駅・大阪難 波駅) が一日乗り放題	1,300円	
	垂水・明石1day チ ケット		山陽バス垂水地区と山陽電車 (山陽垂 水駅～山陽明石駅) が一日乗り放題	650円	
	垂水・姫路1day チ ケット		山陽バス垂水地区と山陽電車 (山陽垂 水駅～山陽姫路駅) が一日乗り放題	1,400円	
	神戸市交通局、神戸すまいまちづくり 公社、六甲山観光、阪急バス	H30.7.1	六甲、摩耶 1 day チ ケット	(往復乗車券) 神戸市バス、まやビューライン又は六 甲ケーブル (1日乗り放題) 六甲山上バス (全区間)、六甲山摩耶ス カイシャトルバスの乗車券がセット (期間限定)	大人1,700円 小児 850円
	神姫バス	姫路セントラルパーク セット券		姫路セントラルパーク入園料と往復バ ス乗車券がセット ①路線バス+入場券+アトラクション フリーパスセット ②路線バス+入場券セット	①おとな7,000円 ②おとな4,250円 学割・小児あり
		書写山ロープウェイ セット券		バス往復の乗車券 (姫路駅～書写山ロー プウェイ) と書写山ロープウェイ乗車 券がセット	おとな 1,420円 こども 710円
		姫路城ループバス 1 日乗車券		姫路城ループバスと路線バス (姫路駅 ～姫山公園北) が1日中乗り放題。お城 や周辺施設の入場料も割引となる	おとな 400円 こども 200円
		城下町散策1day フ リーきつぷ		姫路駅前から210円区間が1日乗り放題	おとな 600円
		姫路観光周遊ワイド フリーきつぷ (1日 券・2日券)		姫路駅前から概ね600円区間が乗り放題	1日券 おとな1,300円 こども650 おとな1,800円 こども900円
ウエスト神姫		宍粟市 (しーたんバ ス) 1日乗車券	宍粟市内路線バスが1日乗り放題	おとな 500円 こども 250円	
神姫バス 淡路交通		淡路ワールドパーク ONOKORO 入 園 セット券	バス往復乗車券 (神戸三宮～ワールド パークおのころ) と入園料 (淡路ワ ールドパーク ONOKORO) のセット	おとな 3,400円 こども 1,700円	
兵庫 京都	全但バス 京都交通 丹後海陸交通 全但バス 京都丹後鉄道	H27.9.18	幸福バス	北近畿の交通事業者 (バス+鉄道計4社) が指定する区域において連続する3日間 に限り路線バス+鉄道が乗り放題とな る乗車券 (舞鶴市・福知山市・宮津市・ 京丹後市・与謝野市・伊根町・豊岡市)	大人5,800円 小人2,900円

京 都	京都市交通局	H28.4.29	バス & えいでん鞍馬・貴船日帰りきっぷ	市バス・叡山電車・京阪電車（出町柳駅～東福寺駅）・京都バス（京都市均一区間、岩倉・大原・貴船地区（比叡山線、季節運航路線除く））が一日乗り放題	大人1,800円
		H30.4.1	バス（市バス・京都バス）・嵐電一日券	市バス・京都バスの均一区間及び嵐電（京福電車）が一日乗り放題	大人1,100円
		H30.3.17	バス一日券	市バス・京都バスの均一区間が一日乗り放題	大人600円 小児300円
		H30.3.17	地下鉄・バス一日（二日）券	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）が一日（二日）乗り放題	一日券大人 900円 小児 450円 二日券大人 1,700円 小児 850円
		H30.4.1	京都修学旅行1dayチケット	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）が一日乗り放題	大人700円
		H30.4.1	京都修学旅行1dayチケット【京阪電車拡大版】	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）、京阪電車（一部路線）が一日乗り放題	大人1,000円
	西日本ジェイアールバス	H29.4.7	周山フリー乗車券	北の～周山間がフリー乗降できる	1,850円
	京阪バス	H31.4.1	京阪七条京都駅循環線乗継割引券	京阪電鉄七条駅の改札やザ・サウザンドキョウト、京都センチュリーホテルで鉄道やホテル利用者に乗継割引券を配布し、230円の運賃が乗継割引券持参で100円（現金のみ）	大人、小児ともに現金のみ100円
	丹後海陸交通㈱ 京都丹後鉄道	H31.4.1	海の京都 天橋立・伊根フリーバス1day 海の京都 天橋立・伊根フリーバス2day	・路線バス（宮津駅～伊根区間）、天橋立観光船、伊根湾めぐり遊覧船、天橋立ケーブルカー・リフト及び京都丹後鉄道（普通列車、快速列車、特急列車自由席）が利用できる乗車券 ・成相寺登山バス、レンタサイクルの割引特典あり	有効期間：1日間 大人：3,500円 小児：1,750円 有効期間：2日間 大人：4,500円 小児：2,250円
鳥 取	日ノ丸自動車 日本交通	H29.4.1	湯～湯2デーバス	倉吉駅～赤瓦・白壁土蔵、三朝温泉、三徳山駐車場間ハワイゆ～たん前、松崎駅間を運行する路線バス全線で利用できる2日間乗り放題乗車券	2日間1,300円
	日本交通	H27.4.1	環境大学 CAMPUS 定期券	県東部にある公立大学生及び教職員を対象に発行される路線バス定期券土曜、日曜、祝祭日及び学校休日を除く平日は、鳥取駅～鳥取環境大学前、若桜車庫～鳥取大学前を運行する当社路線で利用可能 土曜、日曜、祝日及び学校休日は、県東部の当社路線全てで利用可能 学生証又は乗車証（教職員）の提示により適用	1年間10,800円
島 根	一畑バス 松江市交通局 日ノ丸自動車 松江市コミュニティバス	H26.10.1	お試し定期券	バス乗り方教室に参加された方のうち希望者に、一畑バス、松江市交通局、日ノ丸自動車、松江市コミュニティバスが1ヶ月乗り放題となる定期券 松江市関係外湯施設等の入館料が半額割引となる特典付き中学生以上の方が対象 ※1人1回の購入に限る	2,000円
	一畑バス 広島電鉄	H28.4.1～ H30.3.31	訪日外国人観光客割引きっぷ	訪日外国人観光客の方で、松江広島間の高速バス乗車券をご購入の際に外国籍のパスポートをご提示いただくことで格安な運賃で乗車ができる割引乗車制度 乗車日の前日、又は当日のみの発売	片道500円
岡 山	両備ホールディングス	H30.2.1	1Day フリー乗車券	路線バス全線乗り放題	平日用 大人1,800円 小児500円 土日祝用大人1,500円 小児500円
		H30.7.1	土・日・祝日限定往復割引きっぷ西大寺⇄岡山駅	平成30年7月～9月の土・日・祝日及び8月13日～15日 岡山駅～西大寺間往復800円が半額	大人のみ往復400円
	下津井電鉄	H29.11	志国高知龍馬きっぷ	高速バス往復券と施設入場券やクーポン付きでお得に土佐の旅ができるセット券（高知城・高知城歴史博物館・ひろめ市場）	6,500円～7,500円
広島 島根 鳥取	広島電鉄 一畑バス 日ノ丸自動車 日本交通	H29.4.1～ H30.3.31	訪日外国人	広島～松江線、広島～米子線を利用する訪日外国人観光客を対象 乗車券購入時に外国籍のパスポートを提示	片道 広島～松江線 500円 広島～米子線1,950円
広 島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアールバス エイチ・ディ西広島	H27.7.28	広島ピースバス	広島市内中心部（デルタ地帯）の路線バス、広電電車全線が1日乗り放題	大人700円 小児350円
	中国ジェイアールバス	H29.10.1	のんバス1日乗車券	西条市街地循環線「のんバス」で利用可能な1日乗り放題の乗車券	大人500円 小児250円
	備北交通	H27.8.14	アートワインバス バック	広島～三次のバス往復乗車券と奥田元宋小由女美術館入館料割引券、三次ワイナリー内で利用可能な割引券がセット	大人3,850円（美術館企画展A） 大人3,650円（美術館企画展B） 大人3,450円（企画展なし） 大人（身障）・小児1,500円
	本四バス開発株式会社	H28.9.16	おのみち散策きっぷ	広島～尾道の高速バス往復と千光寺ロープウェイとおのみちバス1日乗車券	3,100円
	広島 山口	広島電鉄 広島バス 広島交通 広交観光 芸陽バス 中国ジェイアールバス エイチ・ディー西広島 備北交通 鞆鉄道 中国バス 本四バス開発 因島運輸 いわくにバス	H30.4.1	Visit Hiroshima Tourist Pass	訪日外国人観光客を対象とした広島県内の主要路線バス、高速乗合バス、広島電鉄路面電車全線、船舶（宮島航路）がセットとなった周遊乗車券 SMALL Area（広島市内・宮島エリア）、MIDDLE Area（広島県西部・北部+岩国エリア）、WIDE Area（広島県内+岩国エリア）、SMALL Area with Airport Limousine Bus（広島市内・宮島・呉エリア）、WIDE Area with Airport Limousine Bus（広島県内+岩国エリア・リムジンバス（全線））



山口	サンデン交通	H29.12.23	休日おでかけ2dayバス	土日祝限定で高速を通るバス(特急バス)を除く全路線が1日乗り放題(2日間)	大人1,700円 小人850円
	防長交通 サンデン交通 船木鉄道 宇部市交通局 ブルーライン交通 いわくにバス 中国ジェイアールバス 広交観光	H27.2.16	Yamaguchi Bus Pass	外国人観光客等を対象とした山口県内バス路線を乗り放題とする乗車券(一部路線を除く)	1day 2,000円 2day 3,000円 3day 4,000円
	ブルーライン交通	H27.7.18	kidsぶるーバス50円キャンペーン	土曜日・日曜日・祝日・振替休日・春休み・夏休み・冬休み・ゴールデンウィーク期間は、1乗車の小児運賃が50円。同伴者の大人は小児1人につき半額	小児50円 小児と同乗の大人に限り 通常運賃の半額
愛媛	伊予鉄道 伊予鉄バス	H31.3.1	ALL IYOTETSU 1~4 Day Pass	伊予鉄道の電車 伊予鉄バスの路線バス全線を 利用できる乗車券	1日 1,800円 2日 2,800円 3日 3,700円 4日 4,500円
高知	とさでん交通	H29.3.4	バス・路面電車一日乗車券	路面バス(一部除く)と路面電車(市内均一区間)が一日乗り放題 ※施設割引特典有り ※複数枚購入割引有り	大人2,000円 小人1,000円
徳島	四国交通	H28.9.13	琴平・大歩危祖谷祖谷フリーきっぷ	琴平・大歩危祖谷自由周遊区間有効期間2日間 JR線 土讃線多度津~阿波池田~大危間及び徳島線穴吹~佃間 四国交通線 全線(高速バス及び定期観光バスを除く)	大人5,500円 小児2,750円
	徳島市交通局 徳島バス	H30.7.1	TOKUSHIMA BUS PASS	訪日外国人観光客を対象とした路線バス2日間乗り放題の乗車券	大人1,500円 子児 750円
福岡	西日本鉄道 西鉄バス久留米 西鉄バス筑豊 西鉄バス二日市 西鉄バス宗像 西鉄バス佐賀 西鉄バス大牟田 日田バス	H28.6.1	福岡市内1日フリー	福岡市内の一般路線バス全線が1日限り乗り放題になる乗車券	大人:900円 小人:450円
佐賀	佐賀市交通局	H30.4.1	ノリのりワイド	中高生限定乗り放題定期券	1か月 3,500円 6か月 10,000円 1年 18,000円
			昼のりワイド	昼間帯(9-16時)限定乗り放題定期券	
佐賀	昭和自動車	H28.4.1	呼子・唐津2dayフリー	高速バス(福岡⇄唐津)+唐津市内2日間乗り放題+呼子イカ食付	5,500円
		H28.10.1	唐津2dayフリー	高速バス(福岡⇄唐津)+唐津市内2日間乗り放題	3,500円
		H28.11.1	呼子2dayフリー	呼子町内2日間乗り放題	500円
長崎	五島自動車	H28.4.1	1日フリー乗車券	観光等目的の五島市外在住者に限り、指定購入した1日間に全線乗り放題	大人1,000円 子人 500円
		H30.4.1	①1日フリーバス(堂崎) ②1日フリーバス(水の浦) ③1日フリーバス(堂崎・水の浦) ④乗合バス往復乗車券(富江キャンプ村)	①福江港から堂崎天主堂までの利用限定 ②福江港から水の浦教会までの利用限定 ③福江港から堂崎天主堂、水の浦教会まで利用限定 ④福江港から富江キャンプ村までの往復利用乗車券(利用日は記入式)	400円(200円) 700円(350円) 800円(400円) 1,000円(500円)
	長崎県交通局	H29.7.21	夏休みこども定期券	小学生限定で、夏休み期間のみ、券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	1,000円
	苓岐交通株式会社	H29.4.1	一日フリー乗車券	島民島外問わず、一日フリー乗車券の販売を開始(導入日以前、島民に対しては土日祝のみ一日フリー乗車券を販売)小人500円の販売対象を小学生以下から中学生以下に拡大	大人1,000円 中学生以下 500円
	西肥自動車	H31.3.24	西肥バス一日乗車券	土曜・日曜・祝日限定で、西肥バス(福岡・長崎の各高速バス、大野地区まめバスを除く)・させほバスの佐世保市中心部エリアが1日に何度でも乗り降りできる乗車券	大人800円 小人400円
大分	大分バス	H27.5.1	4枚つづり学トク回数乗車券	大分市から佐伯市、臼杵市、竹田市を結ぶ路線バスに中高生限定で最大50%引きとなる4枚つづり解す乗車券	大分~佐伯3,400円 大分~臼杵2,400円 大分~竹田3,400円 (4枚つづり料金)
	大分交通 大分バス	H27.6.13	大分きゃんぱす1日券	大分きゃんぱすが1日乗り降り自由の他、対象施設で特典が受けられる	大人 200円 子供 100円 身障者100円
宮崎	宮崎交通	H27.11.1	VISIT MIYAZAKI BUS PASS	訪日外国人旅行者専用フリーバス乗車券 宮崎交通が運行する一般路線バス全線1日乗り放題 (県外にまたがる高速バス・特急バス・延岡~宮崎線 宮崎~高千穂線・定期観光バス・コミュニティバスは除く)	1,500円 (利用日は乗車券面に記入した1日限り)
沖縄	那覇バス		市内線一日乗車券	那覇バスの市内区間の1日乗車券	690円
	東運輸株	H27.7	空港⇄離島ターミナル往復チケット	石垣空港~石垣港離島ターミナル間の往復チケット	1,000円

## 二. 乗り継ぎ乗車券(平成27年4月1日~)

平成31年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
千葉	東京ベイシティ交通	H27.10.1	一般路線バス乗継割引運賃制度	ICカード(PASMOまたはSuicaに限る)を利用して路線バス(コミュニティバスを含む)を乗り継ぐお客様で、1乗車目の運賃精算時から60分以内に、2乗車目の運賃精算をした場合に、2乗車目の運賃を割り引く	大人50円引き 小児20円引き

ホ. 運転免許証返納者割引 (平成27年4月1日～)

平成31年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金額
青 森	青森市企業局交通部 (青森市営バス)	H27.4.1	運転免許自主返納支 援事業	運転免許を自主返納した方にバス カード5,000円分を進呈	バスカード5,000円分
宮 城 福 島	東北アクセス	H29.2.1	運転免許証返納割引	運転経歴証明書を提示すると、片道運賃 を割引する。(東京線を除く)	片道運賃を半額に割り引き
秋 田	羽後交通	H30.4.1	ゴールドフリー定期 券 (65歳以上を年齢制 限なしに変更)	免許返納者(経歴証明書提示)は年齢制 限なし 当社バスなどの路線も乗り放題 (高速バス、観光路線は除く)	1ヶ月 10,000円 3ヶ月 21,000円 6ヶ月 36,000円
山 形	庄内交通	H30.4.1	運転免許証返納者割 引定期券	運転免許証返納者割引定期券自体は、 H21.7.13導入 庄内交通の高速バス・庄内空港連絡バス・ 季節運行区間・臨時運行のバスを除く一 般路線バス全線が乗り放題 1ヶ月券・3ヶ月券の2種類から6ヶ月券・ 1年券をH30.9.1より追加 H30.4.1より鶴岡市在住者に対し、鶴岡 市の助成が入り自己負担が軽減されて購 入することができる	(通常運賃) 1ヶ月 10,000円 3ヶ月 27,000円 6ヶ月 54,000円 1年 108,000円 ↓ (鶴岡市在住者 自己負担額) 1ヶ月 2,500円 3ヶ月 7,500円 6ヶ月 15,000円 1年 30,000円
栃 木	東野交通	H27.10.1	大田原市高齢者免許 証自主返納推進事業	大田原市在住で65歳以上の高齢者であり 免許証を返納した方が対象で大田原市内 を運行する東野交通と市営バスが対象路 線。 (当事者申請日より1年間有効)	対象者は、期間中は市民証を提示して 無料回数券で利用 (お客様は無料) 後日、無料回数券の利用枚数につき、 100円を大田原市に請求 (原則、大田原市内については、65歳以 上の方が利用される場合市民証提示で 半額の100円で利用できる)
		H29.10.1	同上	基本的な内容は変わらず期間を5年間有 効とした。	同上
		H29.7.18	那須塩原市免許証自 主返納者支援事業	那須塩原市在住で65歳以上の高齢者であり 免許証を返納した方が対象で那須塩原 市内を発着する路線バス及びタクシー、 ゆーバス、予約ワゴンバスにおいて利用 できる共通乗車券 (当事業申請日より1年間有効)	実際の利用運賃より200円引きで利用 できる。(割引後)後日、割引券枚数につ き200円を那須塩原市に請求。
群 馬	上信電鉄 関越交通 群馬バス 群馬中央バス 日本中央バス	H30.4.1	運転免許証返納者割 引乗車券	高崎市循環バスぐるりん、高崎アリーナ シャトルへ通常1回200円のところ半額 100円で乗車できる(アリーナ通常100円 が50円)	紙製100円券×20枚綴りを1,000円で販売
	赤城観光自動車	H30.4.1	みどり市高齢者免許 証自主返納支援事業	みどり市在住の方で免許証を自主返納さ れた方 65歳以上の方 2冊 80歳以上の方 3冊	3,000円
	朝日自動車	H29.4.1	高齢者運転免許自主 返納サポート事業	70歳以上の運転免許自主返納者に1年間 有効の鴻巣市コミュニティバス「フラ ワー号」無料乗車証を交付	無料
千 葉	千葉交タクシー	H28.2.1	運転免許証返納者割 引	公安委員会から交付される「運転経歴書」 を提示した65歳以上の旅客に対し、割引 運賃を適用する 但し、支払いは現金に限るものとする	乗車運賃を半額とする。 ※10円未満の端数は、10円単位に 四捨五入する。
	阪東自動車	H29.6.1	運転免許証自主返納 者公共交通機関優遇 制度	我孫子在住の70歳以上で、運転経歴証明 書を取得した方に我孫子市が発行する 「阪東バス・あびバス免許返納割引証」 をバスご利用時に提示すると現金運賃を 半額とする	現金運賃を半額 1人1回のみ甲府 交付より2年間有効
埼 玉	国際興業	H26.4.1	日高市運転免許証自 主返納者支援事業	日高市内に在住し運転免許証を自主返納 した方に対し、1回に限り国際興業の回 数券を支給する制度	5,000円(利用金額5,500円)
	細井自動車	H29.3.13	高齢者運転免許証自 主返納支援事業	杉戸町住民東麓者満65歳以上運転 免許証自主返納者	5,000円回数券
神奈川	神奈川中央交通	H29.7.1	愛川町高齢者運転免 許自主返納支援事業	愛川町内に住民票があり、所有するすべ ての運転免許証を平成29年4月1日以降に 自主返納した、75歳以上の方に対し、「か なちゃん手形1年券」の購入助成券と「町 内循環バス乗車券(50回分)」(5箇年) を贈呈	かなちゃん手形1年券10,800円 町内循環バス乗車券50回分 (5箇年) ※申請については、当該年度毎に行う
山 梨	富士急バス	H30.4	フリーバス交付制度	満70歳以上の富士吉田市民で運転免許証 を自主返納された方にフリーバスを交付 する制度	無料
	笛吹観光自動車株	H30.5	山梨市高齢者運転 免許証自主返納支援 事業	山梨市民バス乗車券12,000円相当分 (200円分乗車券×60枚) ※対象者1人につき1回限り	12,000円相当分乗車券
長 野	伊那バス	H28.6.1	運転免許返納者割引	伊那市内の路線バスで運転経歴証明書を 提示した者に適用する	普通旅客運賃の5割引
		H29.4.1		南箕輪村巡回バスで運転経歴証明書を提 示した者に適用する	

富山	富山地方鉄道	H29.8.1	運転免許証返納者割引  いきいきバス	運転免許証返納者全ての方を対象「運転経歴証明書」の提示で運賃を半額にする 鉄道線、軌道線、路線バス（特殊路線を除く）が対象  運転免許証返納者で63歳以上の方が対象で、鉄道・軌道・バス全線フリーの定期券	1ヶ月 6,200円 3ヶ月 17,500円 6ヶ月 33,000円 12か月 58,500円
	加越能バス	H29.8.1	運転免許証返納割引	65歳以上の方で「運転経歴証明書」提示で運賃割引	普通運賃の50%割引
静岡	東海バスオレンジシャトル	H27.6.1	沼津市高齢者運転免許証自主返納支援事業バス・タクシー券	回数券（100円券）	5,000円
		H30.4.1	函南町高齢者運転免許証返納バス利用券	回数券（100円券）	10,000円
愛知	豊鉄ミディ	H29.4.1	運転免許証自主返納者無料乗車券	田原市内に住居登録されている70歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証を警察に自主返納した方に1年間無料乗車券を田原市が交付	免許返納者は無料 田原市が乗車実績分負担
	豊鉄バス	H29.4.1	田原市高齢者運転免許証自主返納支援事業	田原市内に住居登録されている70歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方に、弊社路線バスを1乗車100円で利用できる定期券「元気バス」の1年券を交付	元気バス 1年券・15,000円分
		H29.4.1	新城市高齢者運転免許証自主返納支援事業	新城市内に住居登録されている70歳以上の方で、免許証を自主的に返納された方を対象に、Sバス（新城市）もしくは高速バス新城名古屋藤が丘線の回数券を交付	回数券 3,000円
	大興タクシー	H29.10.1	運転免許証自主返納者知立市ミニバス乗車券  運転免許証自主返納者あんくるバス無料乗車券		100円 /1乗車  100円 /1乗車
岐阜	岐阜乗合自動車 濃飛乗合自動車	H29.4.6	運転免許証返納者割引	高速バス高山～岐阜線にも適用を開始	片道普通運賃を半額に割引に加え、割引対象者と同伴する1名も同じく割引扱いとする
	岐阜乗合自動車	H28.10.1	運転免許証返納者割引	バス降車時に「運転経歴証明書」提示で、現金での支払に限り、運賃を半額とする（高速バスは除く）	半額
	濃飛乗合自動車	H30.4.1	運転免許証返納者割引	高速バス高山～富士山線及び高速バス高山～扇沢線にも適用を開始	片道普通運賃を半額に割り引きに加え、割引対象者と同伴する1名も同じく割引扱いとする
	名阪近鉄バス	H29.10.1	運転免許証返納者割引	運転経歴証明書提示により本人及び同伴者1名の運賃を半額に割引（年齢制限なし）	普通運賃の半額 （他の割引との併用不可）
	岐阜羽島バス・タクシー	H29.4.1	免許返納制度利用者乗車券	運転免許証の返納された高齢者の方に1ヶ月の無料乗車券（定期券）を発行（鳥羽市が助成を行うもの）	1ヶ月1,500円
岐阜 富山	濃飛乗合自動車(株) 富山地方鉄道(株)	H29.8.1	運転免許証返納者割引	特急バス奥飛騨富山線にも適用を開始	片道普通運賃を半額に割り引き
三重	三岐鉄道	H29.3.1	運転免許返納者割引 定期券（セーフティファーストバス）	三岐バスの一般乗合線全線利用可能	1ヵ月：5,000円 3ヵ月：13,000円 6ヵ月：25,000円 1年間：48,000円
			運転免許返納割引	運転経歴証明書又はセーフティバス提示により所持者本人と同伴者1名を運賃半額	
	三重交通 三交伊勢志摩交通 八風バス 三重急行自動車	H29.3.1	セーフティバス	65歳以上で運転経歴証明書をお持ちの方、三重交通グループ各社の路線バス自由乗降可能（たし、高速バス、空港バス、市町村が運営するコミュニティバスは除く）	1ヵ月：5,000円 3ヵ月：13,000円 6ヵ月：25,000円 年間：48,000円
			運転免許返納割引	運転経歴書又はセーフティバス提示より所得者本人と同伴者1名を運賃半額	
京都	京阪京都交通	H27.5.1	亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業	「亀岡市敬老乗車券」もしくは「京都タクシー利用カード」を5,000円分交付  ※70歳以上の方を対象とする ※一人一回のみの交付	5,000円
滋賀	帝産湖南交通	H31.1.1～H31.12.31	運転免許証自主返納高齢者支援制度	大津市所管内（一部区間除く）で、運転免許証を自主的に返納した際に交付される運転経歴証明書提示頂き、滋賀県発行の補助カードを運賃箱に投入された滋賀県在住の65歳以上の方の運賃を現金に限り100円割引するもの  ※補助カードは20枚	100円割引
兵庫	尼崎交通事業振興	H28.3.20	高齢者運転免許証返納割引	65歳以上で運転経歴証明書に記載されている住所が兵庫県の方が乗車時に提示されると、運賃を半額に割引	普通旅客運賃の半額（現金に限る）
	日本交通	H29.4.1	運転免許証返納者割引	65歳以上の高齢者で警察署に運転免許証を返納し運転経歴証明書を取得し、提示した場合に限り適用	普通旅客運賃の50%割引 （高速バスを除く）
鳥取	日ノ丸自動車	H28.6.1	運転免許証自主返納支援制度	運転免許証返納証明書に記載の返納日から1年間、定期券の購入額を割引	定期券購入額の1割引

島根	一畑バス 一畑電車 (タクシー事業者)	H28.4.1	高齢者運転免許自主 返納支援制度	満70歳以上の運転免許を自主返納者へ出 雲市が支援し、路線バス、一畑電車、タ クシーなどの回数券5,000円分を受け取 れる	
岡山	加茂観光バス	H27.4.1	おかやま愛カード	車内でカードを提示する。	片道運賃の半額
山口	サンデン交通株	H29.7.15	免許返納割引	「運転経歴証明書」の提示で免許返納時 から1年以内につきロングライフバスの 1,000円引き	
	ブルーライン交通	H29.8.1	ブルるんバス	65歳以上 運転免許証を返納され、交付日から1年 未満の「運転経歴証明書」を持っている こと 新規購入時の初回に限る	通常金額から500円引き
徳島	四国交通	H29.1.1	免許返納者割引	65歳以上の方で、運転免許センター、各 警察署に申請し取得した運転経歴証明書 を掲示することで、現金及び回数券の支 払いによる運賃を半額とする	現金及び回数券の支払いによる運賃を 半額とする。
	徳島市交通局 徳島バス 徳島市地域交通課 四国交通 南部バス 阿南バス	H29.1.1	運転免許自主返納 者支援制度	運転免許の自主返納高齢者に対する路線 バスの運賃の割引 免許返納時に「運転経歴証明書」を発行 してもらい、降車時に提示する	現金又は回数券利用者に対し「通常運 賃の半額」を適用
高知	四万十交通	H29.7.1	免許返納割引	60才以上の運転免許返納者について 割引を行う	普通運賃の半額 (現金支払者のみ)
愛媛	瀬戸内運輸	H29.4.1	免許返納者割引制度	運転経歴証明書の掲示によりバス運賃5 割引 (高速バス、特急バス除く)	
	せとうち周桑バス	H29.4.1	運転免許返納者割引 制度	警察庁が発行する「運転経歴証明書」 を掲示することで、運賃を半額とする(年 齢制限なし)	運賃を半額とする。
福岡	北九州市交通局	H29.12.1	ふれあい定期	75歳以上の方を対象にした高齢者定期券 「ふれあい定期」について、運転免許証 を自主返納し、運転経歴証明書の交付を 受けてから1年以内の方を対象に、「ふれ あい定期」を5割引で販売 (ただし、割引期間は、通算12ヶ月分まで)	(通常) 3ヶ月：8,000円 6ヶ月：14,000円 12ヶ月：24,000円 (割引販売額) 3ヶ月：4,000円 6ヶ月：7,000円 12ヶ月：12,000円
長崎	長崎県交通局	H29.6.1	免許返納者バス	運転免許証を自主返納された方を対象 に、券種ごとに指定されたバス路線の一 般路線バス全線を乗り放題とする	1ヶ月：3,000円 3ヶ月：9,000円
	西肥自動車	H29.9.21	「リフレッシュバス 65」 運転免許証返納割引	65歳以上対象のフリー定期券「リフレッ シュバス65」において、運転免許証を返 納された方を対象に通常販売価格より 1,000円割引 ただし、運転経歴証明書の提示が必要 ※運転免許証返納から1年未満の方限定	1年定期券 34,800円→33,800円 4ヶ月定期券 17,400円→16,400円
	五島自動車	H30.4.1	高齢者フリーバス	65歳以上を対象に、1～3ヶ月乗り放題。 利用するエリアを1～4(全)で指定す る	1ヶ月 1,772,000円～全75,000円 2ヶ月 1,773,800円～全79,800円 3ヶ月 1,775,700円～全714,200円
	対馬交通	H29.6	対馬市運転免許証自 主返納支援事業	75才未満の免許返納者へ年間5,000円を 年1回限り補助。(回数券：500円×10) もしくは、75才到達まで、5,000円/1月 の乗車券を3,000円で購入かを選択 75才以上の返納者については、1回のみ 回数券(500円×10)を支給	5,000円又は2,000円
	生月自動車	H30.12.1	免許返納者バス	平戸市在住で、運転経歴証明書の交付を 受けた者 生月バス全線利用可	1ヶ月 5,000円 3ヶ月 13,000円 6ヶ月 25,000円
	松浦観光	H30.1.2	運転免許証自主返納 者割引	回数券11枚綴り 2,000円を1割引(期 限なし)	1,800円

へ. その他 (平成27年4月1日～)

平成31年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
青森	八戸市交通部	H27.8.28	博物館・史跡根城の 広場バスパック	バス往復乗車券と博物館・史跡根城の広 場観覧料割引券がセット まち発パック300円区間は中心街から根 城 八戸駅発パック400円区間は八戸駅前か ら根城	まち発バック 300円 八戸駅発バック400円

## (2) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表1) パス式敬老乗車券

県名	都 市 名	年 齢	対 象 事 業 者
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス
	礼文町	〃	〃
	利尻町	〃	〃
	利尻富士町	〃	〃
	猿払村	〃	〃
	浜頓別町	〃	〃
	中頓別町	75歳以上	〃
	枝幸町	70歳以上	〃
	帯広市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス
	旭川市	〃	毎日交通
	滝川市	75歳以上	北海道中央バス、道北バス
	神恵内村	65歳以上	旭川電気軌道、空知中央バス
	泊村	70歳以上	北海道中央バス、空知中央バス
	岩見沢市	〃	〃
	苫小牧市	〃	道南バス
	江差町	65歳以上	函館バス
	乙部町	70歳以上	〃
	函館市	〃	〃
	杜野町	〃	道南バス
	洞爺湖町	〃	〃
日高町	〃	〃	
平取町	65歳以上	〃	
士別市	74歳以上	士別軌道、道北バス (IC カード)	
美瑛町	65歳以上	道北バス	
和寒町	70歳以上	〃 (IC カード)	
美深町	〃	名士バス	
厚真町	〃	あつまバス、道南バス	
浦河町	〃	道南バス	
根室市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
北見市	〃	根室交通	
夕張市	〃	北海道北見バス、網走バス	
青 森	青森市	70歳以上	青森市、ジェイアールバス東北
	今別町	〃	青森市
	三沢市	〃	十和田観光電鉄
八戸市	〃	八戸市、南部バス	
岩 手	盛岡	70歳以上	岩手県交通、岩手県北自動車
宮 城	仙台市	70歳以上 (IC カード)	仙台市交通局、宮城交通、ミヤコーバス
	富谷市	〃 (IC カード)	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局
	名取市	75歳以上 (IC カード)	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局
福 島	福島市	75歳以上	福島交通、ジェイアールバス東北
秋 田	能代市	65歳以上	秋北バス、秋北タクシー
	藤里町	70歳以上	秋北バス
山 形	鶴岡市、酒田市、三川町	70歳以上	庄内交通
群 馬	桐生市	70歳以上	桐生朝日自動車
	館林市ほか	65歳以上	つゞき観光バス
茨 城	神栖市	60歳以上	関東鉄道
	龍ヶ崎市	70歳以上	関東鉄道
	守谷市	〃	関東鉄道
埼 玉	小鹿野町	77歳以上	西武観光バス
	鳩山町	65歳以上	川越観光自動車
東 京	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス
			東急バス、西東京バス
			東武バスセントラル、立川バス
			京成バス、シティバス立川
			京浜急行バス、西武バス
			京王バス南、国際興業
			小田急バス、日立自動車交通
			関東バス、神奈川中央交通
			京王バス東、京王バス中央
			京王バス小金井
			新日本観光自動車
			東急トランセ、京成タウンバス
			朝日自動車、大島旅客自動車
			三宅村、八丈町
			小田急シティバス
神奈川	横浜市	70歳以上	横浜市、小田急バス
			神奈川中央交通、京浜急行バス、
			江ノ電バス、東急バス、川崎鶴見臨
			港バス、相鉄バス、大新東、フジエ
	川崎市	70歳以上	クスアレス、横浜交通開発
		川崎市、神奈川中央交通	
		小田急バス、川崎鶴見臨港バス	
		東急バス、京浜急行バス	
	厚木市	〃	神奈川中央交通
	愛川町	〃	神奈川中央交通
	清川町	〃	神奈川中央交通
山 梨	大月市	65歳以上	富士急山梨バス
	富士河口湖町	75歳以上	富士急バス
	忍野村	65歳以上	富士急バス
	山中湖町	70歳以上	富士急バス
新 潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
長 野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
	長野市	〃	長電バス、アルピコ交通
富 山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道

県名	都 市 名	年 齢	対 象 事 業 者
石 川	小松市	65歳以上	小松バス
福 井	福井市	65歳以上	京福バス
岐 阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車 (IC カード)
	岐阜市	65歳以上	日本タクシー
	白川村	〃	加越能鉄道
	下呂市	65歳以上	濃飛乗合自動車
	北方町	70歳以上	岐阜乗合自動車 (IC カード)
静 岡	伊豆市	70歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス
	伊東市	〃	伊豆東海バス
	沼津市	65歳以上	東海オレンジシャトル
愛 知	名古屋市	65歳以上	名古屋市
			名古屋ガイドウェイバス
			豊鉄バス
	豊橋市	70歳以上	大興タクシー
	知立市	75歳以上	大興タクシー
	安城市	〃	大興タクシー
京 都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス
			京阪京都交通、京阪バス
			阪急バス、近鉄バス
			西日本ジェイアールバス
			京都京阪バス、醍醐コミュニティバ
			ス (ヤサカバス受託運行)
大 阪	大阪市	70歳以上	大阪シティバス
	(IC カード)	〃	〃
	高槻市	〃	高槻市
	堺市	65歳以上	近鉄バス、南海バス、南海ウイング
		(IC カード)	バス金岡、阪堺電軌
兵 庫	神戸市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス
		(IC カード)	山陽バス、阪神バス
			神鉄バス、神姫ゾーンバス
			神戸交通振興 (山手線・ボーアイ
			キャンバス線)
			伊丹市
			伊丹市
			山陽バス、神姫バス、阪神バス (IC)
			尼崎市、尼崎振興、阪急バス
			神姫バス、ウエスト神姫 (IC カード)
		阪急バス	
		全但バス	
		〃	
		阪急バス	
		70歳以上	神姫グリーンバス
		65歳以上	阪神電気鉄道
		70歳以上	阪神バス
奈 良	奈良市	70歳以上	奈良交通
	王寺町	〃	〃
和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
島 根	松江市	65歳以上	松江市
広 島	尾道市	75歳以上	おのみちバス
	三原市	70歳以上	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道
	呉市	〃	広島電鉄 (IC カード)
山 口	岩国市	70歳以上	いわくにバス、防長交通
	宇部市	〃	宇部市、船木鉄道
	山口市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス
		宇部市	
	下関市	〃	サンデン交通、ブルーライン交通
	上関町	65歳以上	防長交通
徳 島	徳島市	70歳以上	徳島市
	小松島市	〃	徳島バス
	鳴門市	〃	徳島バス
	佐那河内村	65歳以上	徳島バス
福 岡	福岡市	65歳以上	昭和自動車
	糸島市	〃	〃
佐 賀	佐賀市	70歳以上	佐賀市、昭和自動車
長 崎	佐世保市	75歳以上	西肥自動車、させぼバス
	(IC カード)	〃	〃
	北松浦郡	75歳以上	小値賀交通
熊 本	熊本市	70歳以上	九州産交バス (IC カード)、産交バ
			ス (IC カード)
			熊本電気鉄道、熊本バス
	荒尾市	〃	熊本都市バス、荒尾市
大 分	大分市	65歳以上	大分バス、大分交通
宮 崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通
	都城市	〃	宮崎交通、鹿児島交通
鹿 児 島	鹿児島市	70歳以上	鹿児島市、南国交通、JR九州バス、
		(IC カード)	鹿児島交通
			南国交通
			南国交通
	薩摩川内市	70歳以上	〃
	霧島市	〃	〃
	徳之島三島	75歳以上	徳之島総合陸運
	沖永良部島	70歳以上	沖永良部バス企業団
	喜界島	73歳以上	奄美航空 (喜界バス)



## 5. 貸切バス事業

### (1) 貸切バス事業について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバスの悲惨な事故から4年が経過し、国土交通省の軽井沢スキーバス事故対策検討委員会で示された、すべての安全対策が実施されている。貸切バス事業者にとっては大変厳しい対策ではあるが、着実に定着してきている。今後も、二度とあのような事故を起こさぬためにも、決められた安全対策を継続していくとともに、安全装置の導入や新車への代替え、乗務員の待遇改善など、個々の貸切バス事業者の対策も推進していく。

この安全対策の中の、5年ごとの貸切バス事業の更新制については、平成29年の4月から実施され、2年が経過している。平成30年末までに更新期限を迎える1,487者のうち826者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により173者が貸切バス業界から退出している（平成31年3月31日現在）。大半は、合併や事業者自らが更新を辞退したことにより退出をしているが、国のチェックにより更新不許可となった事業者も出てきている状況である。規制緩和を機に増え続けた事業者数が、この更新制により歯止めがかかりつつあり、一定の成果が出てきている。今後も国のチェックを強化していただき、安全対策等をおさなりにするような悪質事業者に国から事業退出を求めるような実効ある制度にさせていただくため、引き続き国に要望していく。

また、貸切バスの新たな運賃・料金制度の実施後5年が経過し、貸切バス事業者はもちろんのこと、旅行者等にも確実に定着している。しかし、安全コストを加味した新たな運賃・料金制度ができたにもかかわらず、運賃のダンピングの抜け道として過大な手数料を旅行者等に支払う事業者がいることが、かねてから貸切委員会でも問題になっており、日本バス協会として国土交通省に要望をしていた。その対策として、令和元年8月より、運送引受書に旅行者等へ支払う手数料額を記載することが義務化され、この手数料によって安全コストを割り込む実質的な下限割れと判断された場合は、運賃の割り戻しとして、行政処分の対象となった。国が権限を持って手数料について踏み込んでいただけたことに対しては、感謝すべきことであり、貸切バス業界にとって大変大きな成果であると考えている。このように適正な運賃を受取できる体制が整っているなかで、貸切バス事業者は運賃・料金制度をしっかりと遵守し、安全への取組を進めていかなければならない。また、貸切バス事業者自らが実質下限割れとなるような行為をして、運賃・料金制度を形骸化させてはならない。貸切バス事業者の経営状況は引き続き黒字傾向にあるものの、乗務員の待遇改善や燃料の高騰などにより支出が増えた影響もあり、収支率が低下している。また、実働率も下げ止まりとなっており、このような課題を解決するため、日本旅行業協会、全国旅行業協会と連携して、貸切バスの需要拡大検討会を立ち上げて、業界全体で検討を進めている。

とうとう2020年の東京オリンピック・パラリンピックが本年7月に開催されます。貸切バスは関係者、観客を輸送する大変重要な役割を担うことになっている。現在、日本バス協会は東京バス協会と連携し、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会、担当旅行会社と全体のスケジュールや台数の確認、また、運行管理等の検討を行っている。関係者輸送を担う貸切バスの車両の確保については一定のめどが立っているものの、運転者については引き続き確保が進められている。旅行会社と貸切バス事業者の契約についても順次進められており、4月末までには車両台数を確定させ、最終的な契約を完了する予定となっている。今後は、開催が実際に迫ってきたこともあることから、貸切バス事業者が安心して運行できるよう、該当の地方バス協会と連携して、運行管理や乗務員の待遇面などについて、よりよいかたちになるよう組織委員会へ働きかけていく。

このように貸切バス業界を取り巻く状況は大変厳しいものであるが、今後も法令遵守を徹底して事故防止に取り組み、より多くのお客様に安心してバスを利用していただけるよう努力していく。

## (2) 平成30年度一般貸切バス事業の収支状況

① 調査対象事業者410社の経常収入は1,548億円、経常費用は1,463億円、経常損益は85億円の黒字、経常収支率は105.8%（前年度108.1%）と経常収支率は前年度から2.3%下回った。

調査対象事業者の410社のうち148社36.1%の事業者が赤字を計上している。

(Ⅰ) 平成30年度の実働日車当り営業収入は前年度とほぼ横ばいで、82,149円（29年度80,822円、28年度81,950円）となっている。一方で、実働日車当たり経費は79,030円で前年より3.6%増となっており、収支率は悪化している。また、実働日車当たりの人件費は前年度とほぼ横ばいで32,960円、実働日車当たりの減価償却費についても前年度とほぼ横ばいの9,100円で、前年同様に安全への投資が進んでいる。

(Ⅱ) 支出では、人件費の占める割合が41.7%となっており、車両規模別にみると10両までの事業者は42.4%、11両～30両までは37.6%、31両以上は45.0%であった。

なお、人件費割合は28年度44.2%、29年度43.8%平成30年度41.7%となっている。

また、軽油価格の高騰により、燃料油脂費の原価に占める割合は、28年度6.7%、29年度7.2%、30年度7.8%と昨年度より上昇している。

(Ⅲ) 車両規模別の収支率については、10両までは101.3%、30両までは102.5%、31両以上は109.0%となっており、前年度より収支が減少しているが、事業規模にかかわらず黒字を維持している。

②. ブロック別の収支状況をみると、前年度の収支率を上回ったところは東北の104.1%の前年度から0.7%増と中国の107.5%で、前年度から0.2%収支率が上がった。しかし、全国的には前年度より下回った。その中でも、大幅に下回ったのは沖縄の110.6%で、対前年を10.4%下回った。

③. 平成26年度から実施された新たな運賃・料金制度により収益は前年に引き続き黒字になっており、上がった収益を基に安全対策に関する投資が進められている。また、実働率は27年度53.1%、28年度51.7%、29年度50.3%と年々減少しているが、30年度は50.4%と前年度と横ばいであった。

(注) ① 調査対象事業者 貸切バス保有車両10両までは109社、11両～30両まで222社、31両以上の事業者79社、合計410社

② 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

平成30年度

(単位: 億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	社 262 (293)	社 148 (116)	社 410 (409)	1,548 (1,577)	1,463 (1,458)	85 (86)	% 105.8 (108.1)	車両規模別に抽出 車両数 9,418両 ( 〃 9,653両)
10両まで	社 57 (73)	社 52 (38)	社 109 (111)	86 (90)	84 (86)	1 (5)	101.3 (105.4)	車両数 776両 ( 〃 825両)
11～30両まで	社 143 (149)	社 79 (60)	社 222 (209)	634 (553)	618 (516)	154 (31)	102.5 (106.0)	車両数 3,966両 ( 〃 3,803両)
31両以上	社 62 (71)	社 17 (18)	社 79 (89)	940 (962)	760 (857)	68 (83)	109.0 (109.7)	車両数4,676両 ( 〃 5,025両)

※1. ( ) は前年度

2. 事業者は前年度と入れ替えがある。

3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参 考) 経常収支率の推移

(単位: 億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
30	社 262 (64%)	社 148 (36%)	社 410 (100%)	1,548	1,463	85	% 105.8	10両まで 109社 11～30両まで 222社 31両以上 79社
29	社 293 (72%)	社 116 (28%)	社 409 (100%)	1,577	1,458	119	% 108.1	10両まで 111社 11～30両まで 209社 31両以上 89社
28	社 318 (81%)	社 74 (19%)	社 392 (100%)	1,589	1,431	158	% 111.1	10両まで 110社 11～30両まで 195社 31両以上 87社



(表2) 平成30年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率(29年度) %	
	黒字	赤字	計					
北海道	A	2	2	4	400	320	81	125.2 (146.5)
	B	12	8	20	5,361	5,319	42	100.8 (105.4)
	C	2	4	6	4,478	4,442	35	100.8 (95.1)
	計	16	14	30	10,239	10,081	158	101.6 (101.8)
東北	A	5	4	9	735	689	46	106.6 (104.7)
	B	18	10	28	6,915	6,761	153	102.3 (96.7)
	C	6	4	10	7,291	6,898	393	105.7 (109.2)
	計	29	18	47	14,940	14,348	592	104.1 (103.4)
関東	A	10	8	18	1,410	1,395	15	101.1 (102.2)
	B	20	25	45	10,389	10,584	△ 195	98.2 (103.5)
	C	12	1	13	13,167	11,646	1,521	113.1 (112.0)
	計	42	34	76	24,965	23,625	1,340	105.7 (108.9)
北陸・信越	A	6	6	12	933	913	20	102.2 (106.0)
	B	18	8	26	6,592	6,201	391	106.3 (108.1)
	C	4	1	5	4,580	4,220	360	108.5 (111.4)
	計	28	15	43	12,106	11,334	771	106.8 (109.0)
中部	A	8	3	11	812	781	31	104.0 (102.5)
	B	19	7	26	8,450	7,985	465	105.8 (112.1)
	C	8	0	8	17,456	15,327	2,129	113.9 (113.0)
	計	35	10	45	26,718	24,093	2,625	110.9 (112.1)
近畿	A	3	11	14	1,203	1,336	△ 133	90.0 (100.6)
	B	21	7	28	15,120	14,886	234	101.6 (105.6)
	C	9	2	11	16,064	15,142	922	106.1 (107.0)
	計	33	20	53	32,387	31,364	1,023	103.3 (106.4)
中国	A	13	8	21	1,404	1,401	3	100.2 (104.9)
	B	17	4	21	4,343	3,961	381	109.6 (110.0)
	C	3	1	4	3,948	3,653	295	108.1 (105.2)
	計	33	13	46	9,695	9,016	679	107.5 (107.3)
四国	A	4	2	6	531	525	6	101.1 (102.2)
	B	4	2	6	1,693	1,710	△ 16	99.0 (104.4)
	C	7	0	7	3,985	3,631	353	109.7 (114.4)
	計	15	4	19	6,209	5,866	342	105.8 (111.1)
九州	A	6	8	14	1,178	1,133	45	104.0 (110.9)
	B	14	8	22	4,539	4,445	94	102.1 (109.3)
	C	8	3	11	8,313	7,823	490	106.3 (108.8)
	計	28	19	47	14,031	13,401	629	104.7 (109.2)
沖縄	A							( )
	B							( )
	C	3	1	4	3,586	3,242	344	110.6 (121.0)
	計	3	1	4	3,586	3,242	344	110.6 (121.0)
合計	A	57	52	109	8,606	8,493	113	101.3 (105.4)
	B	143	79	222	63,402	61,853	1,550	102.5 (106.0)
	C	62	17	79	82,866	76,024	6,842	109.0 (109.7)
	計	262	148	410	154,875	146,370	8,504	105.8 (108.1)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上  
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
26	保有車両10両まで	79	34	113	82	79	3	103.9%
	11～30両まで	150	48	198	505	477	28	105.9%
	31両以上	79	17	96	1,021	956	65	106.8%
	計	308	99	407	1,609	1,513	96	106.4%
27	保有車両10両まで	88	20	108	97	87	10	111.9%
	11～30両まで	177	17	194	559	486	74	115.2%
	31両以上	78	5	83	991	833	157	118.9%
	計	343	42	385	1,647	1,405	241	117.2%
28	保有車両10両まで	84	26	110	95	87	7	108.1%
	11～30両まで	156	39	195	533	490	42	108.6%
	31両以上	78	9	87	962	853	109	112.7%
	計	318	74	392	1,589	1,431	158	111.1%
29	保有車両10両まで	73	38	111	90	86	5	105.4%
	11～30両まで	149	60	209	546	516	31	106.0%
	31両以上	71	18	89	940	857	83	109.7%
	計	293	116	409	1,577	1,458	119	108.1%
30	保有車両10両まで	57	52	109	86	85	1	101.3%
	11～30両まで	143	79	222	634	619	15	102.5%
	31両以上	62	17	79	829	760	68	109.0%
	計	262	148	410	1,549	1,464	85	105.8%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当たり収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	25年度				26年度				27年度				
	保有車両 10両まで	11～30両 まで	31両以上	計	保有車両 10両まで	11～30両 まで	31両以上	計	保有車両 10両まで	11～30両 まで	31両以上	計	
収入	374.03	395.08	384.50	387.05	444.55	428.69	434.19	432.96	531.31	539.19	549.09	544.62	
原価	376.58	393.99	375.95	381.63	427.66	404.73	406.58	407.05	474.80	468.21	461.83	464.80	
内訳	人件費	158.52	160.47	172.34	167.64	179.42	173.46	184.40	180.68	205.87	200.46	213.97	208.85
	諸経費	218.06	233.52	203.61	213.99	248.24	231.26	222.18	226.36	268.93	267.76	247.86	255.95

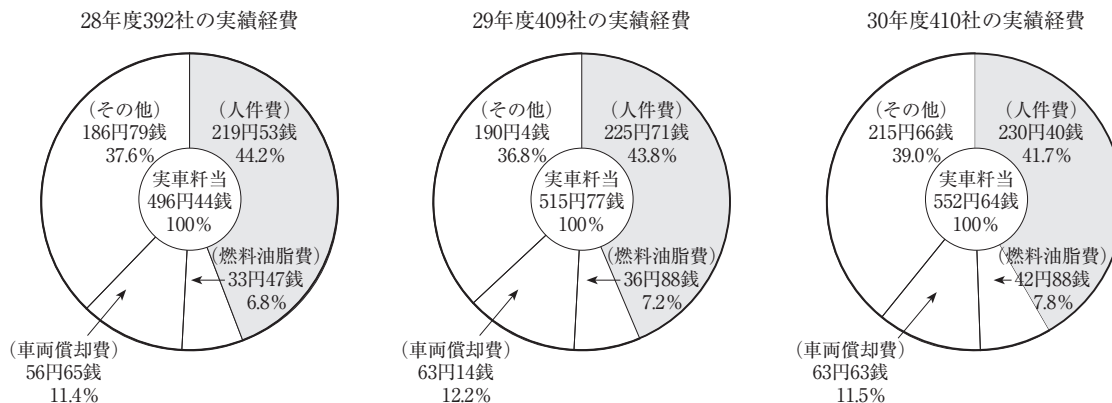
収支別	28年度				29年度				30年度				
	保有車両 10両まで	11～30両 まで	31両以上	計	保有車両 10両まで	11～30両 まで	31両以上	計	保有車両 10両まで	11～30両 まで	31両以上	計	
収入	540.83	570.81	542.11	551.33	531.84	569.88	553.54	557.78	568.42	649.05	545.07	584.75	
原価	500.29	525.40	480.82	496.44	504.42	537.74	504.51	515.77	560.97	633.19	500.06	552.64	
内訳	人件費	205.29	228.62	216.15	219.53	210.47	226.01	227.06	225.71	237.91	238.13	224.82	230.48
	諸経費	295.00	296.78	264.67	276.91	293.95	311.74	277.44	290.06	323.06	395.06	275.24	322.16

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
18	423	173.28 (47.4%)	39.39 (10.8%)	- -	152.62 (41.8%)	365.29 (100.0%)	1.9%
19	418	165.23 (45.9%)	40.21 (11.2%)	- -	155.14 (43.1%)	360.59 (100.2%)	-1.3%
20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	- -	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%
25	403	167.64 (43.9%)	45.66 (12.0%)	29.28 (7.7%)	139.05 (36.4%)	381.63 (100.0%)	4.5%
26	407	180.68 (44.4%)	45.30 (11.1%)	34.71 (8.5%)	146.36 (36.0%)	407.05 (100.0%)	8.3%
27	385	208.85 (44.9%)	35.71 (7.7%)	46.13 (9.9%)	174.12 (37.5%)	464.80 100.0%	14.2%
28	392	219.53 (44.2%)	33.47 (6.8%)	56.65 (11.4%)	186.79 (37.6%)	496.44 (100.0%)	6.8%
29	409	225.71 (43.8%)	36.88 (7.2%)	63.14 (12.2%)	190.04 (36.8%)	515.77 (100%)	3.9%
30	410	230.40 (41.7%)	42.88 (7.8%)	63.63 (11.5%)	215.66 (39.0%)	552.64 (100%)	7.1%

(図1)



(表6) 平成30年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	138.8	125.0	129.7	157.8	139.2	166.0	149.1
実働日車当り 総走行キロ	キロ	180.3	180.1	172.4	201.1	178.4	212.1	191.2
実働率	%	51.8	45.4	48.8	48.2	67.2	51.0	40.7
実働日車当り 営業収入	円	75,998	79,720	76,039	82,752	66,457	117,708	84,497
実働日車当り 人件費※	円	32,617	32,460	32,767	32,498	28,946	38,104	35,181
実働日車当り 減価償却費	円	8,133	11,695	9,655	9,909	5,920	11,082	8,075
実働日車当り 経費(経常費用)	円	76,525	78,221	73,504	78,781	60,495	115,894	80,262
経費に占める 人件費の割合※	%	42.6	41.5	44.6	41.3	47.8	32.9	43.8
経費に占める 燃料費の割合	%	8.1	8.3	7.4	8.8	8.1	6.6	7.6
運行回数による 旅行業者扱い比率	%	46.7	27.0	40.4	45.6	35.3	34.9	32.5

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	201.1	138.6	95.6	143.0	127.5	133.5	151.8
実働日車当り 総走行キロ	キロ	233.6	184.5	131.1	186.4	167.9	174.0	197.7
実働率	%	41.5	44.3	47.4	50.4	39.0	47.7	54.6
実働日車当り 営業収入	円	94,965	76,956	74,114	82,149	70,682	84,671	81,665
実働日車当り 人件費※	円	38,114	32,387	32,920	32,960	30,325	31,779	34,135
実働日車当り 減価償却費	円	11,457	10,195	6,087	9,100	8,191	9,494	8,919
実働日車当り 経費(経常費用)	円	92,666	74,805	67,587	79,030	71,504	84,500	75,924
経費に占める 人件費の割合※	%	41.1	43.3	48.7	41.7	42.4	37.6	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	8.5	8.5	8.1	7.8	8.2	7.3	8.1
運行回数による 旅行業者扱い比率	%	46.0	27.3	86.2	36.4	28.4	35.1	38.0

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費  
2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単 位	合 計	平成30年度			平成29年度			
			10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	143.0	127.5	133.5	151.8	147.9	137.3	140.7	153.4
実働日車当り 総走行キロ	キロ	186.4	167.9	174.0	197.7	191.9	180.3	183.4	198.5
実働率	%	50.4	39.0	47.7	54.6	50.3	39.2	46.5	54.8
実働日車当り 営業収入	円	82,149	70,682	84,671	81,665	80,822	71,297	77,808	83,740
実働日車当り 人件費※	円	32,960	30,325	31,779	34,135	33,373	28,905	31,801	34,840
実働日車当り 減価償却費	円	9,100	8,191	9,494	8,919	9,337	7,622	9,520	9,415
実働日車当り 経費(経常費用)	円	79,030	71,504	84,500	75,924	76,263	69,273	69,273	69,273
経費に占める 人件費の割合※	%	41.7	42.4	37.6	45.0	43.8	41.7	42.0	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	7.8	8.2	7.3	8.1	7.2	8.0	7.1	7.1
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	36.4	28.4	35.1	38.0	42.0	25.5	36.7	47.3

平成28年度

項 目	単 位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	151.3	140.7	139.4	159.7
実働日車当り 総走行キロ	キロ	196.6	182.0	183.2	206.3
実働率	%	51.7	39.6	48.5	55.8
実働日車当り 営業収入	円	81,950	74,090	77,977	85,223
実働日車当り 人件費※	円	33,223	28,889	31,870	34,522
実働日車当り 減価償却費	円	8,574	7,223	8,850	8,559
実働日車当り 経費(経常費用)	円	75,129	70,401	70,401	70,401
経費に占める 人件費の割合※	%	44.2	41.0	43.5	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	6.7	7.2	6.7	6.7
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	33.2	19.4	29.3	37.6

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費

2) 輸送実績報告書より集計

### (3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

2011年度よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度とは、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

現在、全国1,820事業者（日本バス協会会員の65.6%）、32,624両（会員保有車両数の80.0%）（1月1日現在）の認定がされている。また、2015年度より、貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高位の評価である、3ツ星の事業者が誕生し、運行している。

この度の訪日外国人旅行者の臨時営業区域においても、認定事業者であることが条件となっており、認定事業者にインセンティブが与えられ、社会的なイメージアップも向上している。この制度を更に多くの貸切バス事業者が認定を受け、活用されるとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い事業者を選択できるよう、今後も更なる安全性向上に努めるとともに、国からの支援をはじめ、バス業界として関係業界団体への周知徹底、PR等をより積極的に行っている。

2020年1月1日

#### 貸切バス事業者安全性評価認定制度 認定状況について

##### ○貸切バス事業者安全性評価認定事業者

		事業者数（者）			車両数（両）		
		★	★★	★★★	★	★★	★★★
2017年度	（後期）認定事業者	19			616		
				19			616
2018年度	新規認定事業者	343			3,848		
		343			3,848		
	更新認定事業者	442			8,590		
		98	175	169	1,460	2,951	4,179
	再審査認定事業者	14			650		
		6	8		326	324	
特別認定事業者	7			536			
	5	2		345	191		
再評価認定事業者	1			89			
	1			89			
2019年度	新規認定事業者	299			4,440		
		299			4,440		
	更新認定事業者	676			13,249		
		174	228	274	2,741	3,722	6,786
	特別認定事業者	15			502		
	12	3		421	81		
再評価認定事業者	4			104			
	4			104			
認定事業者 合計		1,820			32,624		
		942	416	462	13,774	7,269	11,581
内 非会員事業者		261			2,673		
		198	54	9	1,938	621	114
会員（非会員除く）に対する認定事業者の割合		65.6%			80.0%		
全事業者数（非会員含む）に対する認定事業者の割合		44.1%			65.5%		

##### ○業界全体

	事業者数		車両数	
	者、%	者、%	両、%	両、%
貸切バス事業者	4,127	(100)	49,832	(100)
うち会員	2,377	(57.6)	37,433	(75.1)
うち非会員	1,750	(42.4)	12,399	(24.9)

※貸切バス事業者は2018年度末現在（国土交通省調べ）  
うち会員は2019年8月現在（日本バス協会調べ）

## Ⅲ. インバウンド振興

政府は、少子高齢化が進展する中で、我が国経済の活性化のため、訪日外国人旅行者の増大を国政上の重要課題としており、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を目標として掲げている。2019年の訪日外国人旅行者数は、12月の推計値で3,200万人となり、2020年の目標4,000万人が視野に入ってきている。

国土交通省はこのインバウンド振興施策の一つとして、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境の整備に取り組んでいる。

日本バス協会も、バス利用客増加が見込める重要な分野として、また、地域活性化のためにも、外国人旅行者が利用しやすいバス事業を目指し、取組を進めた。

### 1. 「訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン」の策定

訪日外国人旅行者が円滑にバスを利用できるようにするためには、まず、多言語での案内が重要である。このため、2017年5月及び7月の都市交通委員会で、バス事業者の実施例などを参考に、多言語対応に関するガイドラインを取りまとめた。このガイドラインは、観光庁や東京都が定めた英語表記等の取扱いに準拠しており、会員事業者の今後の取組に活用していただくため作成したものである。なお、既に地域において多言語での案内方法を定めている場合は直ちにその変更を求めるものではない。

ガイドラインのポイントは、

- ①多言語表記は、日本語・英語の2言語を基本とする
- ②英語表記は、原則として発音どおりへボン式によるローマ字表記とする
- ③普通名詞部分も英訳せず、ローマ字表記とする。これにより、車内アナウンスや運転手の案内と表記が一致する [例 木場公園 Kiba Koen]
- ④ローマ字表記では理解しがたいと認められる場合は、記載スペースがあれば英語により ( ) で補足表記することが望ましい [例 新宿警察署 Shinjuku Keisatsusho (Shinjuku Police Station)] 等である。

#### 訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン

日本バス協会

##### I. 目的

- 訪日外国人旅行者の増加に対応した多言語での案内の必要性
- 2020年オリンピック・パラリンピックへの対応

##### II. 多言語対応に関するガイドライン

このガイドラインは、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(平成27年2月、東京都策定)及び「バス停名の英語表記に関する取扱いについて」(平成27年11月、2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会策定)並びに「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成26年3月、観光庁策定)に準拠している。

##### 1. 基本

- 多言語表記は、日本語・英語の2言語を基本とする。
- 外国人旅行者の利用が多いバス停を案内するサインについては、日本語・英語・中国語・韓国語の4言語表記とすることが望ましい(地域の状況によっては他の言語での表記も検討)。

##### 2. 具体的表記方法

## (1) バス停の英語表記

### ①原則

- 原則として発音どおりローマ字表記とする。普通名詞部分も英訳せず、ローマ字表記とする。これにより、車内アナウンスや運転手の案内と表記が一致する。鉄道の駅名も同様に行うこととされている。

例 二中前 Nichu Mae  
木場公園 Kiba Koen  
立命館大学前 Ritsumeikan Daigakumae  
金閣寺前 Kinkakuji-mae

- 訪日外国人の関心度合等を勘案しローマ字表記では理解しがたいと認められる場合は、記載スペースがあれば英語により（ ）で補足表記することが望ましい。

例 新宿警察署 Shinjuku Keisatsusho (Shinjuku Police Station)  
永代橋 Eitaibashi (Eitai Bridge)  
お台場海浜公園駅 Odaiba Kaihin Koen Sta. (Odaiba Marine Park Sta.)

- 「駅」については、多くの事業者が「Station または Sta.」を使用しており定着していることから、これによる。

例 新宿駅東口 Shinjuku Sta. Higashiguchi  
※東口、西口等については、必要性や利便性を考慮し、省略等を行うことができる。  
例 吉祥寺駅 Kichijoji Sta.

- 地名等に接頭語・接尾語がつくバス停

「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語・接尾語が地名等の固有名詞の前後につくバス停や、複数の名詞で構成されているバス停については、次に続く名詞の間に「 - (ハイフン)」を入れることができる。また、地名と丁目で構成されている場合、数字を（ ）で補足表記することができる。

例 新宿五丁目 Shinjuku-gocho (Shinjuku 5)  
雷門一丁目 Kaminarimon-itcho (Kamiranimon 1)

- ローマ字の表記は、ヘボン式を用いる。

※他のガイドラインにおいても、ローマ字はヘボン式となっている。

### ②例外

- 外国語由来の言語部分は、ローマ字ではなく英語表記とする。また、施設管理者が定める外国語表記がある場合は、当該名称を優先する。

例 とうきょうスカイツリー駅入口 TOKYO SKY TREE Sta. Iriguchi  
京都リサーチパーク前 KYOTO RESEARCH PARK MAE  
新宿ワシントンホテル前 Shinjuku Washington Hotel Mae

- 空港等の外国人の利用頻度が高く、かつ目的地も限定されるバス停については、利用者の利便性を考慮し、英訳表記とする。

例 羽田空港第1ターミナル Haneda Airport Terminal 1  
羽田空港国際線ターミナル Haneda Airport International Terminal

### ③中国語・韓国語

- 中国語・韓国語での表記については、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（平成27年2月、東京都策定）に準拠する。



## (2) その他の案内表示等

- 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」における、バス事業関連の訳語は以下のとおり。なお、その他の多岐にわたる用語の対訳語（日英中韓）が掲載されているので参考にされたい。

### 【例】

入口 Entrance

出口 Exit

バスで○分 ○ min. by bus

乗換え Transfer

両替不可 No Currency Exchange

貸切バス Charter Bus

巡回バス Loop-route Bus

高速バス Expressway Bus

前乗り前払い Use the front door and pay on entry

整理券をお取りください Please take a boarding ticket

バスが止まってから席をお立ちください

Please stay in your seat until the bus comes to a complete stop

## Ⅲ. その他訪日外国人旅行者向け案内の具体的取り組み事例

- 多言語対応を含め、行政・バス事業者が実際に利便性向上に取り組んだ事例を掲げるので参考にされたい。

### 1 行政と事業者が連携して取り組んだ事例

#### ○東京都の事例

- ・「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」（座長：都副知事・競技大会推進本部事務局長）が、東京都都市整備局の元に交通分科会を設置。
- ・分科会のバス・タクシーワーキンググループにて「バス停名の英語表記に関する取扱いについて」を取りまとめ。
- ・分科会として、「新宿ターミナル協議会」と連携し、「新宿ターミナル基本ルール」を策定。他のターミナルへも広げるため、「案内サイン多言語対応共通化指針（案）」を策定予定。

#### ○京都市の事例

- ・日本語バス停名を変更（読み仮名のみの変更も含む）し、他の事業者と統一
- 【例】 京都バス「からすましちじょう」（烏丸七条）⇒「からすまななじょう」とし、京都市バスと統一
- ・後部座席から見やすい位置に車内案内モニターの増設
- ・車内モニターの表示内容改善（2社局で統一様式）
- 【例】 運賃箱の大人・小児の案内表示に適用年齢を追記
- ・バス停名称のローマ字表記、バス停コードの追加、QRコード（バスロケと連動、英語対応）の表示。
- ・一部バス停における4ヶ国語表記
- ・時刻表の行先表示と、方向幕の行先表示の同一表示・レイアウト化
- ・時刻表上で、数字+記号（漢字・カタカナ等）による系統の区分をやめ、分離して表示

### 2 各地域の事業者が取り組んだ事例

（バス車外・車内）

- ・方向幕の多言語化（各社）
- ・系統番号に漢字を用いているものに英語を併記（京都市交）
- ・停名表示機・車内放送の多言語化（各社）

- ・車内 Wi-Fi の整備（各社）、態様はフリー Wi-Fi、携帯キャリアを限定するものなど様々
  - ・安全ガイドの多言語化（国際）
  - ・車内案内モニターの増設及び多言語化（京都市交）
- （停留所等）
- ・行き先案内の多言語化（各社）
  - ・バスロケの多言語化（各社）
  - ・乗降方法案内の多言語化（京急）
- （バスターミナル等）
- ・バス利用マナー啓発看板の作成
  - ・券売機のクレジットカード対応（京急）
  - ・都営地下鉄構内におけるバス案内用デジタルサイネージ設置を計画（都交）
  - ・券売機の多言語化（京急）
- （人的対応）
- ・函館駅前バス案内所に英語対応可能な職員 2 名を採用（函館バス）
  - ・京都駅や主な観光地バス停等で、語学堪能なスタッフにより案内を行う「京都市バスおもてなしコンシェルジュ」を配置（京都市交）
- （携帯型コミュニケーション機器）
- ・翻訳アプリ（横浜市交）
  - ・御殿場アウトレット線でのテレビ電話通訳システム（国際）
  - ・タブレット端末（京急）
  - ・筆談ボード・コミュニケーションシート・質問シート等の設置（都交）
- （案内ツール等）
- ・公共交通総合案内の作成（函館バス）
  - ・多言語バスマップ（都交・横浜市交）
  - ・バス利用案内の作成（名古屋市交）
- （Web サイト）
- ・ホームページの多言語化（京急）
  - ・予約サイトの多言語化（国際）
  - ・海外の発売サイトでの乗車券発売（京急）
- （乗車券等）
- ・他の交通機関や観光施設等と連携した企画乗車券（函館バス）
  - ・訪日外国人旅行者向け乗車券「SENDAI AREA PASS」（仙台市交）
  - ・外国人向け市バス・地下鉄一日乗車券「SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1day Ticket」
  - ・インバウンド利用の多い地域から関空への乗り継ぎ切符発売（近鉄）
  - ・福岡空港国際線～天神・博多の往復チケット「Airport Bus Ticket」（西鉄）
  - ・バス・鉄道のフリー乗車券のセット「MARUTTO FUKUOKA」（西鉄）
- （その他）
- ・共通 IC カードの導入（函館バス）
  - ・路線名のアルファベット表記の検討（都交）
  - ・JBL（Japan Bus Lines）へ理事会社として参画（南海）
  - ・高速バスセンター・営業所での3者間通話による翻訳対応（南海）

## 2. 「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の策定

2017年11月、国土交通省から日本バス協会に対し、「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を早急に作成するよう要請があった。

インバウンドの振興は、都市交通、地方交通、高速バス、貸切バス等幅広い事業分野にまたがるため、運営委員会で検討を進め、2018年2月19日、本プランを取りまとめた。このプランは日本バス協会として取組目標を設定したものであり、各会員事業者には、事業の実態等に応じそれぞれの経営判断の下で実施していただくものであるが、インバウンド振興の重要性に鑑みできる限りの尽力をお願いしている。

このプランの内容は、

- ①観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供（鉄道とバスの共通企画乗車券の販売、DMOと連携した路線バスルートの設定、高速バス路線の充実、魅力ある定期観光バスの振興等）
- ②多言語での案内の推進（多言語表示の推進、翻訳アプリの配備、経路検索システムアプリの多言語化、バス系統ナンバリング等）
- ③Wi-Fiの整備推進（主要国際空港アクセスバス等の設置推進）
- ④貸切バスの輸送力強化、サービス改善（クルーズ船入港時の輸送力の確保等）

について、できる限り目標年次を掲げたものとなっている。

### 訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン概要

平成30年2月19日決定

訪日外国人のニーズに対応するため、①観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供 ②多言語での案内の推進③Wi-Fiの整備推進 ④貸切バスの輸送力強化、サービス改善のための取組を推進。

#### 観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供

- 鉄道と路線バスの共通乗車券の販売
  - ・鉄道とバスの共通乗車券の導入を推進するなど、訪日外国人旅行者にとってこれまで以上に使い勝手の良い乗車券の導入を目指す。
- 訪日外国人旅行者の観光需要を取り込んだ路線バスの推進
  - ・DMOと連携した路線バスルートの設定と利用促進
- 高速バス路線の充実と相互利用可能な共通乗車券の販売
  - ・主要都市から直接観光地に行ける高速バス路線の充実
  - ・2018年度をめどに全国をカバーする高速バス共通乗車券の対象ルートの拡充と販売を促進
    - 【北海道】 Inter City Bus Pass 【中部】 昇龍道フリーバス
    - 【東北】 TOHOKU HIGHWAY BUS TICKET
    - 【四国】 SHIKOKU HIGHWAYBUS 3-DAY-RIDER
    - 【九州】 SUNQバス 【全国】 Japan Bus Pass
- 魅力ある定期観光バスの振興等
  - ・魅力あるコース設定に合わせ、オープントップの定期観光バス、水陸両用バス等の運行による賑わい創出

#### Wi-Fiの整備推進

- Wi-Fiの設置推進
  - ・訪日外国人旅行者の利用が多いバスターミナルや主要国際空港のアクセスバス等について2018年度中に100%、それ以外の空港アクセスバス等について訪日外国人旅行者の利用が多い路線で2019年度中に設置を目指す。

#### 多言語での案内の推進

- バスターミナル、バス停留所等における多言語表示の推進
  - ・外客旅行容易化法で定める路線について、2018年度中に外国語での案内を100%、それ以外は訪日外国人旅行者の利用が多い路線で2019年度中に100%
  - ・訪日外国人旅行者の利用が多いバスターミナルで2018年度中にVoicetra等翻訳アプリを内蔵したタブレット等を配備
  - ・ホームページ等の多言語での情報提供の充実
- JNTO、旅行会社等と連携した多言語でのバスサービス案内と海外での認知度向上
  - ・2017年度以降、引き続き、経路検索アプリの多言語化、海外における認知度向上について、関係者と連携を進める。また、高速バス予約サイトの普及促進する。
- バス系統ナンバリング
  - ・訪日外国人利用が多い、交通結節点から観光地へのバス路線等についてのバスに乗れば良いかが一目でわかるようにするため、ナンバリングのガイドラインを2018年夏までに作成・公表、各地で促進

#### 貸切バスの輸送力の強化、サービス改善

- 輸送力の確保（クルーズ船の入港等に対応）
- 貸切バス事業者によるアライアンス
  - ・貸切バス会社が連携して、海外旅行会社等にインバウンド向け広域周遊バス旅行商品を開発・販売（2018年度目標）
- ドライバー融通支援（地域の閑散期と繁忙期の差を利用）

## 3. 「外国人旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」の改正と国際観光旅客税の用途

観光庁は、インバウンドの一層の振興と国際観光旅客税の税収を国際観光振興の諸対策に充てるため、標記法律の改正案を2018年2月に国会に提出し、4月に成立した。

インバウンド振興対策としては、交通事業者等が取り組む措置として、これまでの多言語表記などの情報提供措置に加え、Wi-Fi利用環境、決済環境の整備、トイレの洋式化、周遊バスの整備等を含んだ外国人観光旅客に対する利便増進措置に拡充する内容となっている。法律の名称も「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改正された。

2018年10月、利便増進措置の内容が基準として告示され、合わせて実施に当たってのガイドラインが公表された。内容は、外国語等による情報の提供（事故や災害時における運行情報等を含む）、また、Wi-Fi 利用環境の整備、トイレの洋式化、長距離利用時等におけるクレジットカード利用を可能とする券売機の設置、IC カードの利用環境の整備等となっている。

なお、令和2年度の観光庁予算において、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（54億円）に加え、新たに、国際観光旅客税を財源とする公共交通利用環境の革新等の予算（44億円）が手当てされており、これらの支援措置を活用しつつ、多言語対応やIC カードの導入等を進めることが課題である。

## 外国人観光旅客利便増進措置の概要



- 国際観光振興法において、全ての公共交通事業者等に対し、外国人観光旅客の利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）の実施を努力義務として課しているところ。
- 多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる区間等として観光庁長官が指定する区間においては、公共交通事業者等に対し、外国人観光旅客利便増進措置を実施するための計画の作成及び当該計画に基づく措置の実施を義務付け。
- ※ 外国人観光旅客利便増進措置の具体的な内容については、外国人観光旅客のニーズ等を踏まえ、下記の7項目を観光庁長官告示により規定。

### ○外国語等による情報の提供

・外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語等で提供すること。



#### ■ 事故、災害等の発生に伴い、著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合における情報提供

・運行の遅延、休止等に関する最新の情報を迅速に提供すること。



### ○インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置

・公衆無線LANその他のインターネットを利用した情報の閲覧を可能とする環境を整備すること。



### ○座便式の水洗便所の設置

・便所に設置する便器（小便器を除く。）は、原則として座便式のものとする。



### ○クレジットカードによる支払を可能とする券売機等の設置

・【長距離又は優等の乗車船券】クレジットカードによる支払を可能とする券売機等を設置すること。



### ○交通系ICカード利用環境の整備

・【鉄軌道駅又は鉄軌道車両若しくは乗合バス車両】交通系ICカードを利用できる環境を整備すること。



### ○荷物置き場の設置

・【長距離の利用が見込まれる又は空港への直接のアクセスに利用される鉄軌道車両】大型荷物が複数収納できる荷物置き場を乗客の利便性を考慮した箇所に設置すること。



### ○インターネットによる予約環境の整備

・【座席等指定券及び企画乗車船券】外国人観光旅客がウェブサイト等により予約可能な環境を整備すること。



# 公共交通利用環境の革新等

観光庁(参事官(外客受入担当)): 4,400百万円

- 地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

## ①～④をセットで整備

<p>①多言語対応(事故・災害時等を含む)</p> <p>■多言語表記等 ■スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化 ■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備 ■多言語バスロケーションシステムの設置</p>	<p>②無料Wi-Fiサービス</p> <p>■旅客施設や車庫等の無料Wi-Fiの整備</p>	<p>③トイレの洋式化</p> <p>■洋式トイレ、多機能トイレの整備</p>	<p>④キャッシュレス決済対応</p> <p>■全国共通ICカードの導入 ■ロードクレジットカード対応、空港駅構内の対応 ■企画乗車券の発行 ■レンタカーのキャッシュレス対応</p>
--	---	---	---

※通常は整備が想定されない場合(例: ②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。  
 ※①及び④については、少なくともいずれか1つ実施。

## ✦ (あわせて⑤～⑧を支援可能)

<p>⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保</p> <p>■非常用電源装置・携帯電話充電設備等</p>	or	<p>⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上</p> <p>(旅客施設の段差解消) (LRシステム) (インバウンド対応型タクシー) (インバウンド対応型バス) (荷物置き場の設置)              ■段差解消やスーツケース置き場の確保</p>	or	<p>⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光コースへの対応</p> <p>■観光列車 ■魅力ある観光バス ■サイクルレイン</p>	or	<p>⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等</p> <p>■オンデマンド交通(予約システム、住民ドライバー研修費) ■超小型モビリティシェアサイクル等(サイクルポート等) ■手荷物配送(予約システム)</p>
--	----	--	----	---	----	---

補助率: 1/2 (①～④のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3)

補助対象事業者: 公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

対象地域: 空港・港湾、空港・港湾アクセス、長距離移動(交通拠点等)、二次交通、周遊地域

# 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁(参事官(外客受入担当)): 5,412百万円

- 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

## ○地方での消費拡大に向けた取組を支援

<p>外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化</p>	<p>案内標識の多言語化</p>	<p>多言語翻訳システム機器の整備</p>	<p>デジタルサイネージの整備</p>	<p>無料公衆無線LAN環境の整備</p>	<p>非常用電源装置等</p>	<p>観光スポットの段差の解消</p>
---------------------------------------	------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------	---------------------

注: 補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る

## ○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

<p>■基本的ストレスフリー環境整備</p> <p>無料Wi-Fiの整備</p>	<p>案内表示の多言語化</p>	<p>国際放送設備の整備</p>	<p>決済端末等の整備</p>	<p>ムスリム受入マニュアル作成等</p>
<p>■バリアフリー環境整備</p> <p>客室の大規模改修</p>	<p>トイレのバリアフリー化</p>	<p>手すりの設置</p>	<p>エレベーターの設置</p>	<p>スロープの設置等</p>

## ○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

<p>多言語表記</p>	<p>多言語案内用タブレット端末等の整備</p>	<p>無料Wi-Fiの整備</p>	<p>トイレの洋式化及び機能向上</p>	<p>全国共通ICカード、QRコード決済等の導入</p>	<p>移動円滑化等</p>
--------------	--------------------------	-------------------	----------------------	------------------------------	---------------

## ○実証事業の実施

- ・持続可能な観光の推進に関する調査
- ・大規模地震等に備えた訪日外国人旅行者への情報の集約・提供方法に関する調査 等

## 4. バス系統ナンバリングガイドライン

国土交通省は2018年10月、「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」を作成し、公表した。このガイドラインは、2018年2月から、主要バス事業者が参加した検討会で審議し、これを取りまとめたものである。

バス系統のナンバリングは、外国人観光客が増えている状況に対応し、外国人でも分かり易いバスを目指すとともに、日本人を含め全ての利用者に分かり易い系統案内の実現を目的としている。新規に系統番号を導入する場合や、既存の系統番号の見直しを行う場合には、ナンバリングは「アルファベット＋数字」又は「数字のみ」によって表現する方式を原則としており、このガイドラインに準拠することを推奨している。また、地域共通のナンバリングルールを設定するため、関係者からなる検討体制を設けることが望ましいとしており、さらに、バスマップの作成や地図情報アプリへのデータの提供等により、バスに乗るために必要な情報を総合的に案内することが必要としている。



### 乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン(概要)

#### 【1. ガイドラインの適用範囲】

- 新規に系統番号を導入する場合や、既存の系統番号の改良を行う場合、本ガイドラインに準拠することを推奨。

#### 【2. ナンバリングの対象とする運行系統】

- 市区町村の行政区域に拘らず、生活圏・交通圏単位で検討することが望ましい。
- 一般路線バスに限らず、予約が不要で一般路線バスに準じた運行形態の空港アクセスバスやコミュニティバスも対象。
- 予算の制約などにより、全ての運行系統の対応が困難な場合は、例えば、訪日外国人旅行者や日本人旅行者の利用が多い運行系統を優先するなどの対応が考えられる。

#### 【3. 系統番号に使用する文字及び桁数】

- 「アルファベット＋数字」又は「数字のみ」によって表現(漢字、ひらがな・カタカナ等は原則として使用しない)。
- 大都市圏を除き、アルファベットと数字の組み合わせの場合は4桁以内、数字のみの場合は3桁以内のできるだけ少ない桁数で表現。
- 既に「漢字＋数字」のナンバリングが実施され、利用者に浸透している場合は、例えば、周知期間を十分に確保した上で、計画的・段階的に新たな系統番号への切替えを実施する、「アルファベット＋数字」の系統番号を併用する等の対応が考えられる。

#### 【4. ナンバリングの設定ルールの検討】

- 系統番号を設定する場合は、地域の公共交通網の現状及び今後の見込みを踏まえ、当該地域共通のルールの下で、他の運行主体と番号が重複しないよう、個々の運行系統に系統番号を付与。

#### 【5. ナンバリングの検討体制】

- 地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等を活用し、関係する運行主体を含めた検討体制を設けることが望ましい。

#### 【6. ナンバリング等に必要な予算や人手の確保】

- 費用や労力の面で関係者に過度な負担が生じないよう、ナンバリングの実施時期をダイヤ改正のタイミングに合わせるなど、負担の軽減に向けた工夫を行う。

#### 【7. 運行系統のナンバリングと併せて実施すると効果的と考えられる取組】

- 「どのバスに乗れば良いかわかりにくい」、「バス乗り場がわかりにくい」といった不満を解消するためには、バスに乗るために必要な情報を総合的に案内することが必要。そのため、バスマップの作成や、シンボルカラーの導入、ピクトグラム の付記、多言語表記、ホームページのレイアウトの見直し、経路検索サイトや地図情報アプリへのデータ提供、Wi-Fi環境の整備等の取組を推奨。

# Ⅳ. 安全輸送の取組み

## 1. 安全輸送体制の確立

### (1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者者に義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

#### ① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

#### ② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者において円滑な取り組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう（※1）」の作成・配付や国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

（※1）日本バス協会では、平成25年10月から運輸安全マネジメント制度の義務付け対象が拡大されたことを踏まえ、平成26年度事業として、平成22年に作成・配付した運輸安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」の改訂版（第2版）を作成・配付した。



## (2) バス事業の総合安全プラン2020

交通安全対策について、国は、「第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）」に基づき、平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取り組みを行ってきたところだが、交通事故死者数については、平成27年には4,117人となり、目標を達成することができなかった。平成28年度からは、「第10次交通安全基本計画（平成28年～32年（令和2年）」により、今後なお一層の交通事故の抑止を図るために取り組みが進められることとなっている。

バスの安全対策については、平成21年3月に国土交通省の「自動車運送事業に係る総合的安全対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が提言した今後10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」（以下「プラン2009」という。）を踏まえ、「バス事業における総合安全プラン2009」を策定し、業界を挙げて取り組んだ結果、人身事故件数については、前倒しで削減目標を達成するなど一定の成果を挙げた。

しかし、検討委員会は、「プラン2009」で定めた「10年間で死者数を半減する（平成30年に250人）」という目標の達成が厳しい状況にあること、軽井沢スキーバス事故等、安全管理が不十分な事業者において社会的影響の大きい重大事故の発生と事故を踏まえた新たな安全対策が講じられていること、自動車の先進安全技術の活用による安全対策の向上の可能性の広がり等の状況の変化・新たな課題も出てきていること等から、新たな対策理念と対策指標、施策群を早急に設定する必要があるとして、平成29年6月、「プラン2009」に代わる、平成32年（令和2年）までの4年間を計画年とする「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下「プラン2020」という。）を提言した。

### 【バス事業の総合安全プラン2020】 バス事業に係る事故等削減目標

1. 平成32年（令和2年）までに交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成32年（令和2年）までに人身事故件数を1,100件以下とする。
3. 飲酒運転をゼロとする。

## (3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

（北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策）

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、平成26年4月、国土交通省の「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の通達を受け、この内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、以下のソフト・ハード両面の安全対策に取り組むこととした。

また、平成26年3月25日、4月11日、5月8日に「安全輸送委員会安全確保対策WG」を開催し、高速道路を運行するバスの安全対策について検討を行い、検討結果について会員事業者に取り組みを要請した。

### ○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方策を引き続き検討
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点を検討

### ○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請



## 2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大規模災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

### 《構成》

- (1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）
  - ① マニュアルの目的
  - ② 災害の基礎知識
  - ③ 初動対応の基本方針
  - ④ 事前の備え
  - ⑤ 災害への対応
- (2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）
  - ① はじめに
  - ② 平時の備え
  - ③ 災害時の対応
  - ④ その他

## 3. 飲酒運転防止対策

### (1) 飲酒運転防止対策の推進

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者に配付、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配付した。

平成18年1月には、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者に周知徹底を行った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月から点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改定した。

また、飲酒運転防止対策については、現在は「安全輸送委員会」及び「安全輸送委員会安全確保対策WG」により進められ、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

## (2) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

### ① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

### ② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

## 4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、車内事故の減少に努めるため、令和元年度においても「バス車内事故防止キャンペーン」を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

### (1) 実施期間 令和元年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

### (2) 重点項目

#### ① 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）

ア. ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。

イ. ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）の励行。停留所発進時における安全基本動作を徹底。

#### ② 貸切、高速、空港連絡バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）

ア. 乗客へのシートベルト着用の徹底。

### (3) 実施事項

#### ① 利用者への啓発活動

ア. 車内における実施事項

a. ポスターを掲示する。（※2）

b. 車内アナウンス、映像による案内を活用する。

イ. その他の実施事項

a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。

b. 日本バス協会及び各都道府県バス協会、一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。

c. 各都道府県バス協会は、地方自治体、都道府県の旅行業界等に対して協力を依頼する。

- ② 一般ドライバー等への協力要請  
一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。
- ③ その他会員事業者・運転者の実施事項
  - ア. 一般乗合バス事業者について
    - a. 車内事故防止削減目標を定める。
    - b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
    - c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。
    - d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。
  - イ. 貸切、高速バス等事業者について
    - a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



## 5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策

平成28年11月、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用は道路交通法で禁止されている極めて危険な行為のため、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事案である。

そのため、日本バス協会では、同月の国土交通省通達を受け、安全輸送委員会安全確保対策WGを開催し、平成29年1月「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定した。また、「乗務中における携帯電話・スマートフォン使用の危険性等について」の啓発資料や「運転中の携帯電話・スマートフォンの使用等を禁じたシール及び営業所等に掲示するポスターを会員事業者に配布をするなど、同種事案の再発防止対策を講じた。

## 6. バスジャック・テロ対策等

### (1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行き西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗っ取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に検討を行って、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一対応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

- ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一対応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
- ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
- エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
- オ. その他、早期に実施する事項
  - (ア) 緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
  - (イ) 一般国民への協力依頼自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

### (2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。

### (3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応

近年、北朝鮮からミサイルが発射され、ミサイルが我が国の領土・領海に着弾または上空を通過する場合に発信されるJアラートを受信するケースが発生した。

日本バス協会では、バス事業者における基本的な対応要領として、平成29年11月に安全輸送委員会にて、「全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領」を策定した。

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイルが発射されたとの情報が発信された場合の対応は、原則として、次のとおりとするが、各事業者の業務内容も踏まえて適切に対応すること。

- ア. 運転者は、Jアラート等でミサイルが発射されたとの情報が発信され、かつ、現在地が対象地域内であることを知ったときは、原則として、バスを安全な場所に停車させる。
- イ. 乗客に対し、Jアラートの発報により警戒を要する状況である旨をアナウンスし、頭を低くした安全

姿勢を採ってもらう。

ウ. 上記対応について会社に連絡し、会社からの指示を受ける。

エ. 安全な状況であることが確認できた場合は、運行を継続する。

[参考]

### 国民の皆様へのお願い

(ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

#### 《非常用防犯灯の一例》

◎ 文字による表示の例  
(側面・前面も表示するものもある。)



◎ 防犯灯点滅による表示の例



なお、平成26年度には、バスに搭載の非常用防犯灯（車両後面に装備する青色灯火）等について、何を示す灯火かが不明瞭な場合には、表示（※3）を行うよう取り組むこととした。

(※3) 表示例



## 7. 平成29・30年の交通事故

### (1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、平成29年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約8,194万台、運転免許証保有者数は約8,231万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

平成30年中の交通事故による死者数は3,532人で、平成29年に続き3千人台となった。一方、次代を担う子供が被害に遭う大変痛ましい交通事故が相次いで発生するなど、いまだ多数の尊い命が交通事故の犠牲になっている。

また、高齢運転者による交通事故が多発するとともに、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故も後を絶たないなど、交通情勢は依然として厳しい状況にある。(図1参照)

平成30年中の死亡事故に関する概要は次のとおりである。

#### ① 高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者(65歳以上)が1,966人(構成率55.7%)と最も多く、次いで50歳代が368人(同10.4%)、40歳代が317人(同9.0%)の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者及び25～29歳などに比較して、高齢者は、減少率が少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、他の年齢層と比べて厳しい情勢にある。

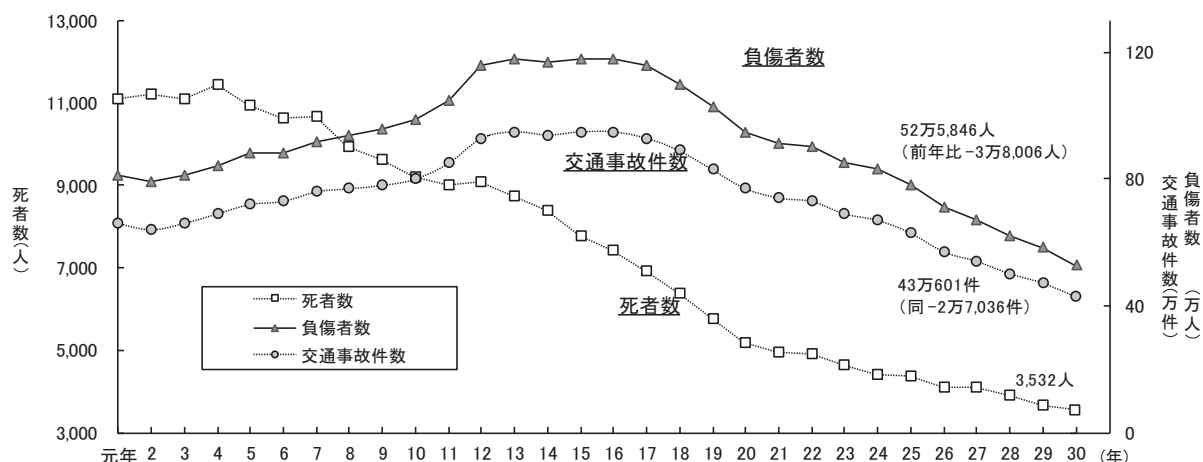
#### ② 歩行中死者が9年連続最多

交通事故死者数を状態別にみると、歩行中(1,258人 構成率35.6%)が最も多く、次いで自動車乗車中(1,197人 同33.9%)となっており、両者で全体の3分の2以上を占めている。

#### ③ シートベルト非着用死者が特に減少

自動車乗車中の致死率(死傷者に占める死者の割合)をシートベルト(チャイルドシートを含む)着用有無別にみると、平成30年の着用者の致死率は非着用者の約15倍であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

(図1) 交通事故の推移



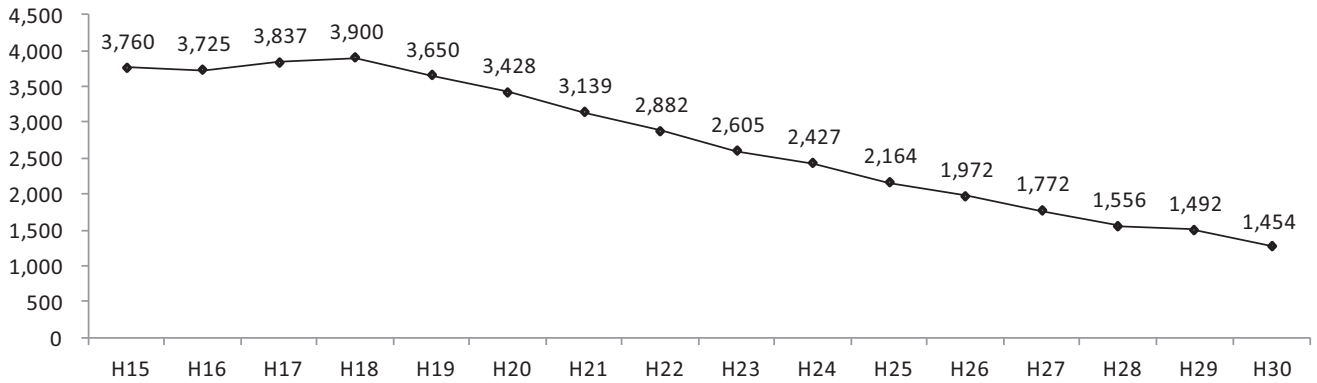
(注) 交通事故件数及び死傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

## (2) バス（事業用）に係る交通事故情報

### ① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

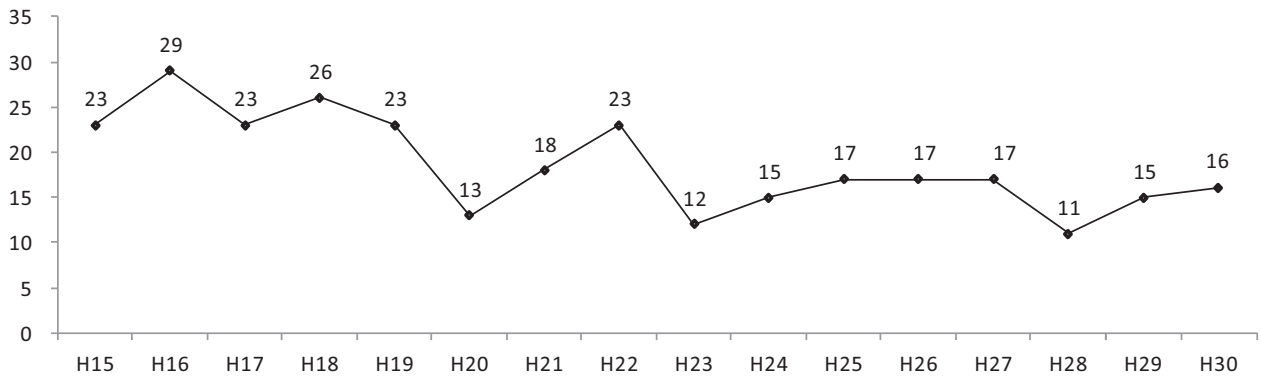
平成30年のバスの事故件数は

(図1) バスの事故件数の推移



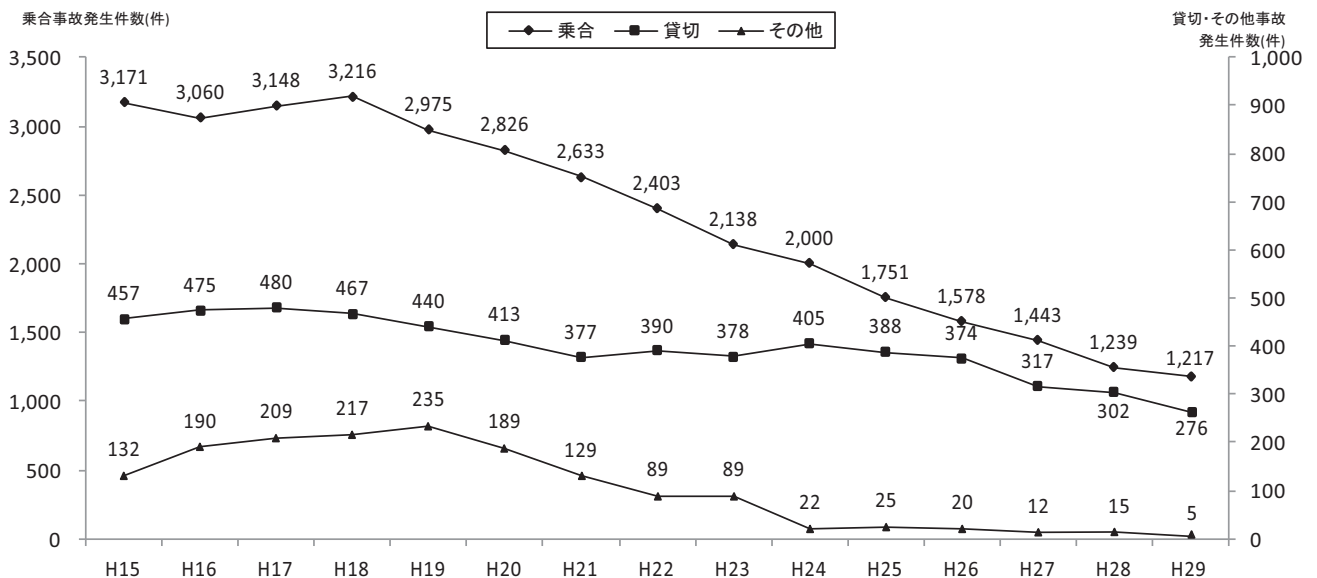
出典：警察庁「交通統計」

(図2) バスの死亡事故件数の推移



出典：警察庁「交通統計」

(図3) バス業種別事故件数の推移



出典：(財)交通事故総合分析センター

### (3) 事業用自動車の事故

#### ① 事業用自動車の事故発生状況

平成29年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると2,810件で、死傷者等は次のとおりである。

ア. 全	件数	2,810件	対前年比 + 22件
	(うち、乗務員に起因するもの)	1,930件	〃 + 92件
イ. 事故による	死者数	666人	〃 - 49件
	〃 重傷者数	1,396人	〃 + 13件
	〃 軽傷者数	1,866人	〃 - 77件

(注) 国土交通省資料により作成

#### ② 業態別事故発生状況

事業用自動車による重大事故2,810件の内、バスは674件、ハイ・タク553、トラックは1,583件であった。

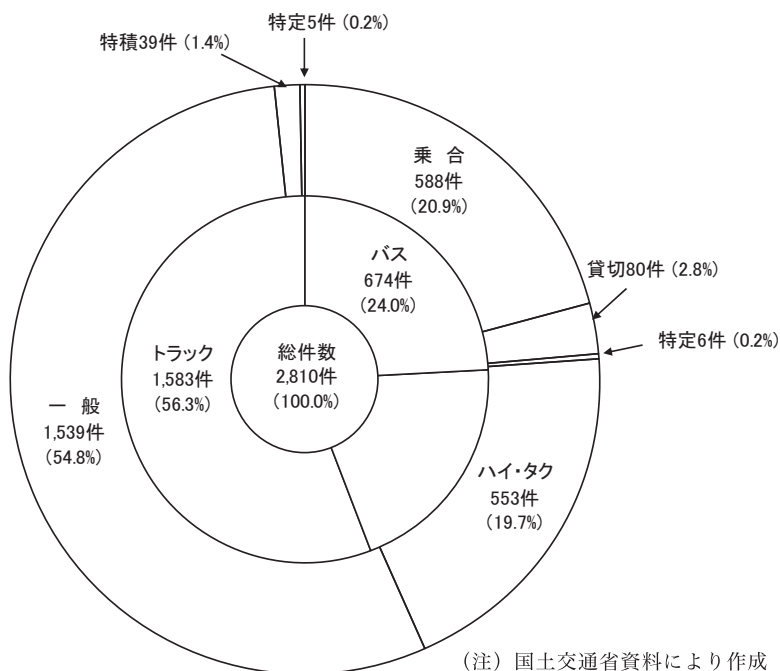
(表1、図4参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (平成29年)

業 態		バ ス	ハイ・タク	トラック	合 計
重 大 事 故 件 数 (件)		674	553	1,583	2,810
死 傷 状 況	死 者 数 (人)	41	60	565	666
	重 傷 者 数 (人)	389	418	669	1,396
	軽 傷 者 数 (人)	808	182	876	1,866
	計 (人)	1,238	660	2,110	3,928
乗務員に起因する事故件数 (件)	476	451	1,003	1,930	

(注) 国土交通省資料により作成

(図4) 業態別重大事故発生状況 (平成29年)





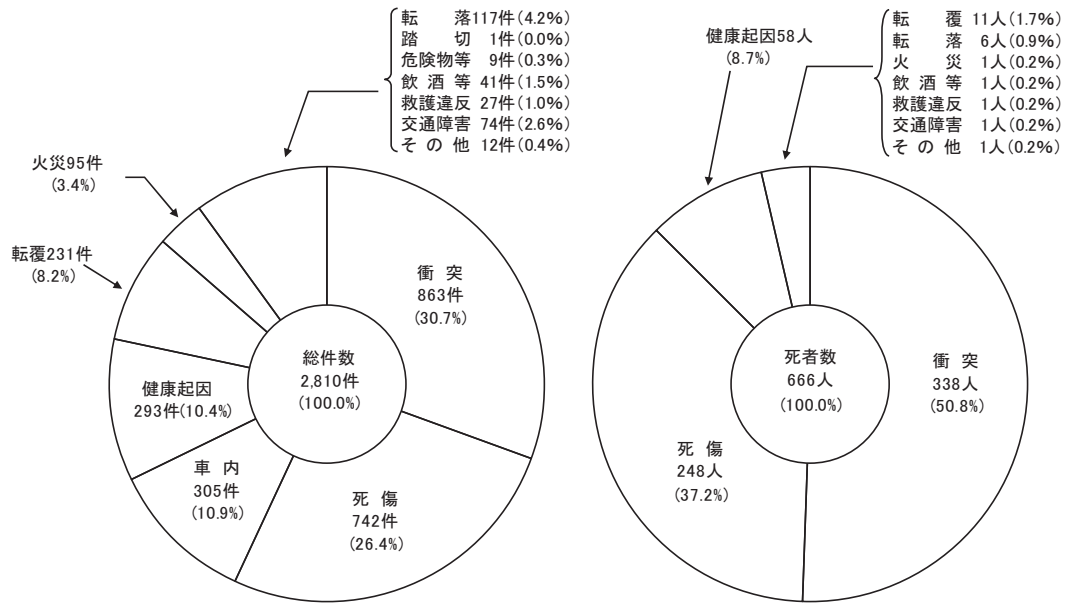
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の平成29年中の発生状況と、平成28年中との比較は次のとおりである。

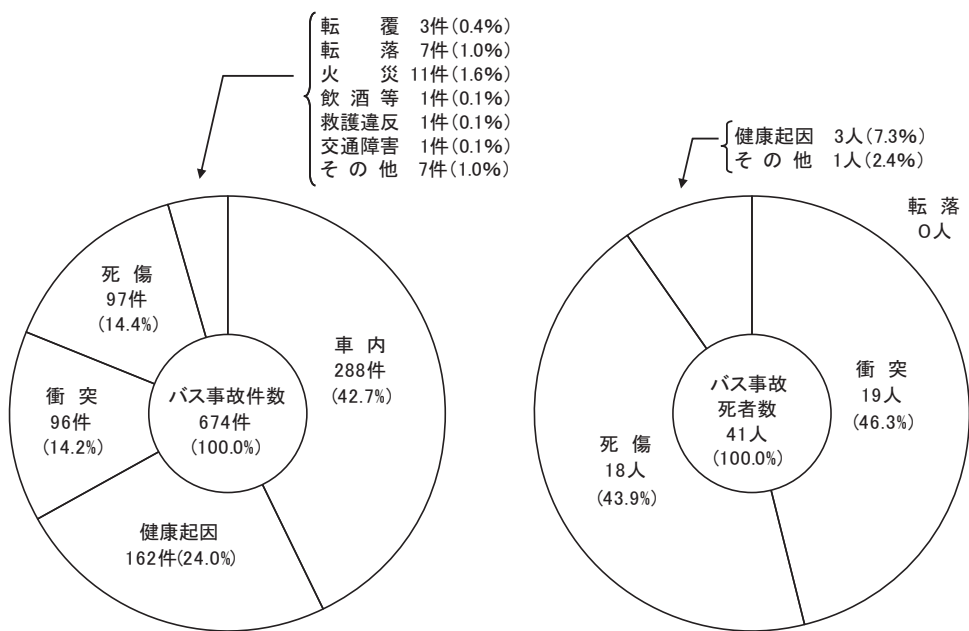
状況等	業態別	バス		ハイ・タク		トラック	
		H29	対前年比	H29	対前年比	H29	対前年比
重大事故発生件数	(件)	674	+38	553	-42	1,583	-18
〃 死者数	(人)	41	-3	60	-24	565	-22
〃 負傷者数	(人)	1,117	-56	600	-31	1,545	-64

(注) 国土交通省資料により作成

(図9) 事故種別別重大事故発生状況 (平成29年)



(図10) バスに係る事故種別別重大事故発生状況 (平成29年)



## 8. 安全に資する装置の導入状況

### (1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー

《調査対象：平成31年 3月末現在事業者保有車両数》

項目	調査回答車両数					デジタルタコグラフ装着バス					ドライブレコーダー装着バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	2,904	609	2,183	19	5,715	1,911	517	1,314	6	3,748	1,970	360	1,972	12	4,314
青森	641	50	615	9	1,315	121	42	292	0	455	495	50	478	9	1,032
岩手	631	104	601	13	1,349	183	63	307	4	557	619	104	493	13	1,229
宮城	1,014	214	1,050	29	2,307	938	252	607	15	1,812	996	252	932	26	2,206
福島	737	201	998	28	1,964	732	201	749	17	1,699	734	201	877	25	1,837
秋田	472	68	289	8	837	131	43	143	0	317	469	68	244	7	788
山形	200	106	65	0	371	131	104	52	0	287	200	106	65	0	371
茨城	1,023	234	1,434	331	3,022	929	233	1,060	204	2,426	981	233	1,283	290	2,787
栃木	489	64	903	96	1,552	452	40	488	54	1,034	489	40	848	77	1,454
群馬	484	57	698	53	1,292	222	57	373	3	655	435	57	562	7	1,061
埼玉	2,033	147	1,260	566	4,006	1,257	132	867	93	2,349	1,959	134	1,040	296	3,429
千葉	2,048	652	1,693	302	4,695	1,820	496	963	130	3,409	1,927	514	1,082	165	3,688
東京	5,668	1,047	2,129	913	9,757	3,551	1,046	1,893	445	6,935	5,649	1,046	2,091	732	9,518
神奈川	5,070	302	1,241	329	6,942	2,653	302	1,129	176	4,260	5,068	302	1,244	325	6,939
山梨	273	76	363	12	724	138	66	242	0	446	269	76	335	9	689
新潟	897	130	499	0	1,526	542	115	337	0	994	699	127	469	0	1,295
長野	641	219	773	4	1,637	207	207	615	4	1,033	591	219	734	0	1,544
富山	294	55	394	14	757	249	55	335	13	652	214	52	382	14	662
石川	507	74	487	24	1,092	353	76	395	0	824	427	76	450	10	963
福井	253	25	566	2	846	182	25	448	0	655	101	24	542	0	667
岐阜	643	71	728	2	1,444	417	71	551	0	1,039	553	71	648	2	1,274
静岡	1,353	155	1,258	7	2,773	1,334	155	1,062	2	2,553	1,334	155	1,220	2	2,711
愛知	1,946	237	1,314	23	3,520	1,834	237	1,043	23	3,137	1,946	237	1,200	23	3,406
三重	641	131	437	0	1,209	522	131	353	0	1,006	548	131	362	0	1,041
滋賀	518	0	435	0	953	164	0	317	0	481	420	0	411	0	831
京都	1,496	117	711	36	2,360	622	106	544	21	1,293	1,499	117	671	36	2,323
大阪	2,240	731	2,082	240	5,293	848	662	1,550	288	3,348	2,182	728	1,746	346	5,002
兵庫	1,925	184	629	63	2,801	1,253	192	524	16	1,985	1,809	192	587	62	2,650
奈良	644	20	332	12	1,008	626	20	74	6	726	590	20	314	3	927
和歌山	301	21	351	16	689	163	6	261	1	431	245	8	308	8	569
鳥取	235	71	208	0	514	2	55	167	0	224	235	71	175	0	481
島根	272	96	251	0	619	41	81	131	0	253	285	88	203	0	576
岡山	564	128	719	55	1,466	334	111	432	38	915	512	113	514	45	1,184
広島	1,462	269	992	85	2,808	982	241	0	0	1,223	1,415	262	0	0	1,677
山口	646	71	410	38	1,165	397	42	288	19	746	646	71	386	35	1,138
徳島	212	133	197	0	542	179	113	151	0	443	200	123	163	0	486
香川	130	92	123	0	345	103	92	110	0	305	126	92	117	0	335
愛媛	396	111	358	0	865	151	95	283	0	529	353	109	325	0	787
高知	269	83	201	8	561	4	72	115	0	191	242	83	184	4	513
福岡	2,544	322	597	92	3,555	2,286	307	428	67	3,088	2,415	309	544	89	3,357
佐賀	315	59	261	43	678	308	59	141	22	530	312	59	234	43	648
長崎	1,381	170	534	0	2,085	1,176	141	321	0	1,638	1,269	142	411	0	1,822
熊本	693	125	775	6	1,599	846	125	375	6	1,352	856	125	533	6	1,520
大分	503	114	253	0	870	362	114	233	0	709	411	114	250	0	775
宮崎	322	89	363	0	774	136	59	100	0	295	86	57	165	0	308
鹿児島	1,213	122	772	129	2,236	369	52	413	9	843	615	119	536	37	1,307
沖縄	714	19	662	3	1,398	38	0	352	0	390	723	19	451	0	1,193
H 25. 3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	23,719	4,802	9,949	289	38,759	30,132	4,834	7,573	488	43,027
H 26. 3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	25,339	5,730	12,280	372	43,721	34,078	5,632	10,293	552	50,555
H 27. 3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	25,461	5,888	13,792	643	45,784	38,023	6,324	13,748	824	58,919
H 28. 3末	50,586	8,073	31,764	2,864	93,287	27,775	6,786	16,607	1,282	52,450	43,054	7,125	19,226	1,665	71,070
H 29. 3末	50,327	8,132	34,114	3,093	95,666	29,113	7,121	19,603	1,326	57,163	44,941	7,611	24,976	2,087	79,615
H 30. 3末	49,263	7,916	32,987	3,290	93,456	30,322	7,059	21,974	1,519	60,874	44,929	7,433	28,078	2,508	82,948
H 31. 3末	49,857	8,175	34,194	3,610	95,836	32,199	7,411	22,928	1,682	64,220	46,119	7,656	28,781	2,758	85,314
対前年増減	594	259	1,207	320	2,380	1,877	352	954	163	3,346	1,190	223	703	250	2,366

## (2) 衝突被害軽減ブレーキ等

《調査対象：平成31年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	衝突被害軽減ブレーキ			車両安定性制御装置 (横滑り防止装置)			ふらつき注意喚起装置 (後付装置を含む)			車線逸脱警報装置 (後付装置を含む)		
	(空港連絡便含) 高速 乗合	貸 切	計	(空港連絡便含) 高速 乗合	貸 切	計	(空港連絡便含) 高速 乗合	貸 切	計	(空港連絡便含) 高速 乗合	貸 切	計
北海道	274	738	1,012	173	572	745	221	574	795	233	644	877
青森	24	132	156	31	109	140	28	103	131	25	124	149
岩手	34	119	153	28	104	132	44	117	161	42	121	163
宮城	171	207	378	127	176	303	192	196	388	183	202	385
福島	60	355	415	55	326	381	65	342	407	69	337	406
秋田	29	53	82	24	49	73	25	56	81	22	129	151
山形	40	23	63	32	23	55	45	21	66	42	23	65
茨城	120	283	403	83	217	300	138	306	444	168	344	512
栃木	15	217	232	9	180	189	9	199	208	33	279	312
群馬	40	195	235	39	152	191	40	174	214	40	180	220
埼玉	103	427	530	73	377	450	76	386	462	100	437	537
千葉	339	289	628	265	280	545	273	298	571	378	297	675
東京都	755	1,020	1,775	634	845	1,479	748	850	1,598	733	934	1,667
神奈川県	214	440	654	124	313	437	213	377	590	204	394	598
山梨	32	115	147	25	121	146	30	121	151	22	123	145
新潟	73	112	185	55	77	132	77	98	175	66	89	155
長野	126	299	425	79	266	345	117	281	398	122	294	416
富山	30	109	139	30	90	120	30	88	118	30	90	120
石川	54	160	214	37	134	171	68	157	225	54	141	195
福井	8	93	101	6	86	92	7	85	92	7	89	96
岐阜	52	236	288	24	180	204	52	214	266	62	265	327
静岡	80	346	426	55	310	365	85	473	558	150	542	692
愛知	137	467	604	112	328	440	136	484	620	166	643	809
三重	51	114	165	39	104	143	46	138	184	130	242	372
滋賀	0	117	117	0	79	79	0	112	112	0	182	182
京都	75	326	401	63	271	334	69	320	389	84	360	444
大阪	467	866	1,333	410	663	1,073	483	751	1,234	553	853	1,406
兵庫	156	160	316	143	155	298	237	160	397	255	193	448
奈良	13	93	106	10	89	99	10	99	109	9	126	135
和歌山	9	114	123	9	88	97	11	91	102	11	107	118
鳥取	43	79	122	43	83	126	40	64	104	50	65	115
島根	45	73	118	40	63	103	37	65	102	54	67	121
岡山	43	176	219	18	123	141	32	119	151	88	255	343
広島	120	200	320	101	169	270	105	197	302	129	206	335
山口	11	122	133	9	107	116	9	115	124	8	111	119
徳島	69	27	96	30	18	48	57	27	84	74	41	115
香川	57	37	94	57	12	69	46	38	84	57	33	90
愛媛	60	80	140	50	64	114	62	104	166	63	113	176
高知	35	45	80	46	55	101	15	41	56	27	39	66
福岡	208	187	395	135	173	308	209	188	397	198	217	415
佐賀	32	57	89	32	49	81	32	60	92	35	56	91
長崎	57	102	159	46	80	126	56	103	159	51	102	153
熊本	42	135	177	39	135	174	76	181	257	75	175	250
大分	52	84	136	35	74	109	32	70	102	59	80	139
宮崎	16	37	53	21	37	58	16	37	53	22	37	59
鹿児島	8	107	115	9	57	66	26	142	168	11	130	141
沖縄	0	166	166	0	146	146	0	112	112	0	179	179
H 25. 3末												
H 26. 3末	1,124	2,073	3,197	664	1,467	2,131	1,182	1,355	2,537	1,412	1,113	2,525
H 27. 3末	1,735	3,024	4,759	977	2,245	3,222	1,865	2,251	4,116	2,158	2,172	4,330
H 28. 3末	2,418	4,780	7,198	1,828	3,758	5,586	2,382	3,885	6,267	3,193	4,050	7,243
H 29. 3末	3,257	7,099	10,356	2,381	5,456	7,837	3,232	6,741	9,973	3,884	7,016	10,900
H 30. 3末	3,733	8,414	12,147	2,885	6,827	9,712	4,018	8,254	12,272	4,405	8,901	13,306
H 31. 3末	4,479	9,939	14,418	3,505	8,209	11,714	4,425	9,334	13,759	4,994	10,690	15,684
対前年増減	746	1,525	2,271	620	1,382	2,002	407	1,080	1,487	589	1,789	2,378

項目 都道府県	EDSS		
	(高速乗合 空港連絡便含)	貸切	計
北海道	36	154	190
青森	5	21	26
岩手	4	14	18
宮城	9	34	43
福島	8	85	93
秋田	4	3	7
山形	2	2	4
茨城	36	26	62
栃木	3	12	15
群馬	0	29	29
埼玉	5	108	113
千葉	35	84	119
東京	43	83	126
神奈川	5	28	33
山梨	2	11	13
新潟	3	18	21
長野	0	52	52
富山	1	2	3
石川	14	44	58
福井	16	0	16
岐阜	0	59	59
静岡	3	61	64
愛知	2	38	40
三重	0	0	0
滋賀	0	24	24
京都	8	53	61
大阪	37	163	200
兵庫	12	29	41
奈良	1	5	6
和歌山	1	28	29
鳥取	2	17	19
島根	4	18	22
岡山	2	50	52
広島	33	48	81
山口	3	36	39
徳島	0	5	5
香川	5	7	12
愛媛	1	21	22
高知	7	16	23
福岡	17	29	46
佐賀	13	22	35
長崎	0	34	34
熊本	0	28	28
大分	1	15	16
宮崎	4	2	6
鹿児島	4	29	33
沖縄		70	70
H 25. 3末			
H 26. 3末			
H 27. 3末			
H 28. 3末			
H 29. 3末			
H 30. 3末	0	0	0
H 31. 3末	391	1,717	2,108
対前年増減	391	1,717	2,108

日本バス協会調べ

# V. バスに係る技術面の向上

## 1. 中央技術委員会の活動

バス事業における技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、保守費の軽減、整備性の向上等を図るため、中央技術委員会の全国大会及びバス改善要望全国会議において、優良技術の発表・普及、各種技術情報の共有化、事業者間の意見交換等を行っている。

- ① 中央技術委員会全国大会においては、各事業者の日常の整備作業等における作業効率や安全性・経済性等に役立つアイデアを募集した発明考案作品について発明考案審査小委員会の審査に基づき、優秀な作品の表彰及び発表を行い、かつ、各事業者の業務に関する業務改善取り組み事例等の技術業務報告を行うとともに、バス関連用品・部品等の商品展示を行うなど、事業者相互間の情報交換等に努めている。
- ② 中央技術委員会バス改善要望全国会議においては、全国の事業者から寄せられた整備性等に関するバスメーカーへの改善要望について、整備分科会においてバスメーカー毎に検討を行い、この内容を基に特に重要と考えられる主要部位の材質改善や形状変更等の改善項目について発表及び審議を行っている。

## 2. バス車両の技術開発

- ① 車両の安全やバリアフリー、環境対策に係る新技術について、情報収集及び調査研究を行っている。
- ② 運転者の健康に起因する事故の防止を図るため、運転者が運転操作不能となった場合に安全に停車することのできる車両の開発について、国及び自動車メーカーに要請するとともに情報収集を行っている。

## 3. 自動運転について

自動運転については、官邸の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した「官民 ITS 構想・ロードマップ」を基に、自動車メーカー、IT 企業、関係省庁、大学、地方公共団体、バス事業者等において、研究開発、技術面での検討等が進められている。また、技術開発に合わせ、自動運転を実現するための制度整備についても同戦略本部が2018年4月に策定した自動運転に係る制度整備大綱に基づき検討が進められてきた。主な取組事項は、車両の安全確保の考え方、交通ルールの在り方、安全性の一体的な確保、責任関係となっている。これらにより、2020年までに、自家用自動車の高速度道路での自動運転、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目指し、2025年以降、このようなサービスの全国展開を図り、全国各地域で高齢者等が自由に移動できる社会を構築するとされている。

2019年5月には、自動運転レベル3（特定条件下における自動運転）の実現に向けて自動運転の公道走行ルールを盛り込んだ、道路運送車両法及び道路交通法の改正法が改正された。道路運送車両法では、保安基準対象装置に自動運行装置を追加するとともに対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造に認証を要する「分解整備」の名称を「特定整備」すること等の改正、道路交通法では自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の義務に関する規定等の所要の改正が行われ、道路運送車両法は2020年4月、道路交通法は5月に施行される。自動運転走行時には運転中でもスマートフォンの操作等が可能となる。

ただし、自動運行装置の使用条件を満たさなくなる場合等には、運転者が自動運行装置から運転操作を直ちに確実に引き継ぐことが求められており、運転者はこれに適切に対処する必要がある。日本バス協会は、自動運転に関する政府の取組等について、国土交通省から適宜説明を受けるとともに、様々な機会を通じてこれらの技術開発動向や自動運転の実証実験等についての情報収集に努めてきた。また、自動運転技術の開発を国土交通省及びメーカーに要請している。なお、バスの自動運転については、2020年6月に限定地域での無人自動運転サービスの安全性及び利便性を確保するために旅客運送事業者が検討していく上で必要となる基本的な考え方をガイドラインとして取り纏められる予定。ガイドラインには、レベル4（特定条件下に

おける完全自動運転)に係る技術の確立・精度の整備に先んじて、遠隔監視・操作者がいる場合も対象となる。

この他、国土交通省の「先進安全自動車 (ASV) 推進検討会」では自動運転の実現に向けた ASV の推進をテーマに検討を進めており、日本バス協会もこの検討に参加している。

# Ⅵ. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

## 1. 環境対策

### (1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を設定した。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定し、CO<sub>2</sub>削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」こととしていたが、国土交通省から平成42年（2020年度）までの目標値を策定するよう要請があったため、平成42年度（2030年度）の目標値は、平成27年度（2015年度）対比で6%改善することとした。また、目標達成のために取り組み事項は、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進等であり、国土交通省や自動車工業会に低燃費・低公害のバス車両の開発を要請することとした。

なお、平成31年3月での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は89頁）

(単位：台)

環境にやさしいバスの種類	平成28.3末	平成29.3末	平成30.3末	平成31.3末
① アイドリングストップ装置付バス	32,230	34,095	35,295	36,663
② ハイブリッドバス	1,167	1,252	1,314	1,486
③ CNG（圧縮天然ガス）バス	524	405	264	233
合 計	33,921	35,752	36,873	38,382

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う9月の自動車点検整備推進運動と連携して、9月・11月（地域によって地域強化月間の1ヶ月は変更あり）の3か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

### (2) 平成30年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバス・安全なバスの種類	単 独	
	助成単価（千円）	助成台数（両）
ハイブリッドバス	300	11
CNGバス	300	0
衝突被害軽減ブレーキ装備車	100	933
衝突被害軽減ブレーキ（後付）	100	1
合 計		945

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、88頁参照）

### (3) NOx・PM 対策

平成14年10月の自動車 NOx・PM 法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。（1都3県の環境条例と自動車 NOx・PM 法の比較については、本誌2007年版32頁参照）

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

#### ① 改正自動車 NOx・PM 法

改正自動車 NOx・PM 法（平成19年5月公布）が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域（交差点等）を年間300回以上運行する者（対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象）に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

#### ② 2016年規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われており、平成21年には「ポスト新長期規制」が施行されているが、バス等から排出される窒素酸化物（NOx）の更なる低減を図るため、平成27年7月1日に「2016年規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル重量車」の NOx に対する規制が現行の「ポスト新長期規制」に比べて約4割低い水準に引き下げられる。

イ. 規制適用時期

車両総重量7.5t を越えるバスは平成28年10月1日、車両総重量3.5t 以上7.5t 以下のバスは平成30年10月1日以降に新車販売される車両について規制が適用となっている。

### (4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、平成30年3月末現在、バス事業では116社・330事業所がグリーン経営の認証を取得している。

## 2. 交通バリアフリー法への対応

### (1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- \* 乗降口のうち1以上は幅80cm 以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること（ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm 以上であれば基準に適合）
- \* 乗降口の床面の高さは地面から65cm 以下とすること
- \* 1以上の車いすスペースを確保すること
- \* 手すりを設けること（少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること）

等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。



## (2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表のとおりである。(都道府県別の導入状況は88頁)

(単位：台)

人にやさしいバスの種類	27.3末	27.8末	29.3末	30.3末	31.3末
ワンステップバス	14,816	14,740	14,556	14,209	13,698
ノンステップバス	20,155	21,975	23,600	25,437	27,389
リフト付バス	1,929	1,991	2,118	2,071	2,158
以上の合計	36,900	38,706	40,132	41,547	43,245
全国会員乗合バス	59,469	58,663	59,200	59,480	59,367
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	33.9%	37.5%	39.9%	42.9%	46.1%

(注)「全国会員乗合バス」の台数は、いずれもその前年8月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「(既存)ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と(財)日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代(普及型)ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、「認定要領」及び「審査要領」について、平成18年3月には2005年以降標準仕様に改正が行われ、さらに、平成27年7月には2015年以降標準仕様に改正が行われた。

2015年以降標準仕様の主な改正点は、次のとおりである。

- ① 反転式スロープの採用により、車いす乗降用のスロープ設置の簡易化に対応。
- ② 車いす固定の簡易化のため、巻き取り式ベルトの採用。
- ③ 高齢者等の乗車性に配慮し、優先席を前向き配置。
- ④ フリースペース(ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペース)の設定。

(2015年以降標準仕様の詳細については、本誌85頁参照)

## (3) 平成30年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行った。

人にやさしいバスの種類	単	独
	助成単価(千円)	助成台数(両)
ノンステップバス	297	401
リフト付バス	496	19
低床スロープ付ワンステップバス	99	43
合計		463

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、90頁参照)

## 2015年以降標準仕様ノンステップバス

### ○標準仕様

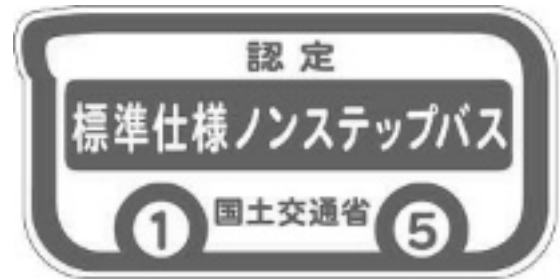
部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口の端部は路面と明確に識別する。</li> <li>・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。</li> <li>・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は900mm 以上（小型は800mm 以上）とする。</li> <li>・大量乗降を想定する大型車両の場合には、少なくとも一つの乗降口の有効幅は1000mm 以上とする。</li> <li>・乗降時のステップ高さは270mm 以下とする。</li> <li>・傾斜は極力少なくする。</li> <li>・乗降口の両側（小型では片側）に握りやすくかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。</li> <li>・乗降口に設置する握り手の太さは25mm 程度とする。</li> <li>・握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。</li> </ul>
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。</li> <li>・車いすが移動する部分の通路幅は800mm 以上とする。</li> <li>・低床部の座席配列が左右それぞれ1列のもの（いわゆる都市型バス）にあっては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を800mm 以上とする。（ただし、都市型以外の座席配列のもの（いわゆる郊外型）及び全幅が2.3m 級以下のバスであって、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。）</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。</li> </ul>
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。</li> <li>・低床部と高床部との間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり200mm 以下とする。</li> <li>・低床部と高床部との間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度（約9%勾配）以下とする。</li> <li>・ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあっては、低床部と高床部との間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">スロープの角度(度)</p> <p style="text-align: center;">段差高さ(mm)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープと階段の間には300mm 程度の水平部分を設ける。</li> <li>・段差部に手すり等をつける。</li> </ul>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。</li> <li>・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。</li> <li>・縦握り棒は低床部にあっては座席1列（横向き座席の場合は1席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあっては1席、3人掛け横向き跳ね上げ座席にあっては3席に1本）ごとに通路に面した左右両方に1本配置し、高床部にあっては座席1列ごとに通路に面した左右いずれかに1本配置する。（ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。）</li> <li>・タイヤハウスには高さ800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。</li> <li>・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。</li> <li>・手すりなどの太さは30mm 程度とする。</li> </ul>
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内表記は、わかりやすい表記とする。</li> <li>・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。</li> <li>・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。</li> </ul>

降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。</li> <li>・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。</li> <li>・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より1400mm程度の高さとする。</li> <li>・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より1200mmの高さとする。</li> </ul>
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は800mm以上とする。</li> <li>・地上高150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は7度（約12%勾配）以下とし、長さは1050mm以下とする。</li> <li>・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。</li> <li>・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。</li> </ul>
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスには2脚分以上（車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあっては1脚分）の車いすスペースを確保する。</li> <li>・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。</li> <li>・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。</li> <li>・乗降口から3000mm以内に設置する。</li> <li>・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。</li> <li>・車いすを固定する場合のスペースは1300（長さ）×750（幅）×1300（高さ）mm以上（2脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは1100mm以上）とする。</li> <li>・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。</li> <li>・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。</li> <li>・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床または車体に固定する。</li> <li>・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。</li> <li>・前向きの場合には、車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。</li> <li>・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。</li> <li>・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。</li> <li>・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。</li> <li>・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。</li> </ul>
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。</li> <li>・フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。</li> <li>・フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。</li> <li>・フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。）</li> </ul>
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。</li> </ul>
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。</li> </ul>
優先席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先席は乗降口に近い位置に3席以上（中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上）原則として前向きに設置する。</li> <li>・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。</li> <li>・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め（400mm～430mm）の座面とする。</li> <li>・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。</li> <li>・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。</li> <li>・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。</li> </ul>
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。</li> <li>・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。</li> <li>・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。</li> </ul>
車内安全確認設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。</li> <li>・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。</li> </ul>

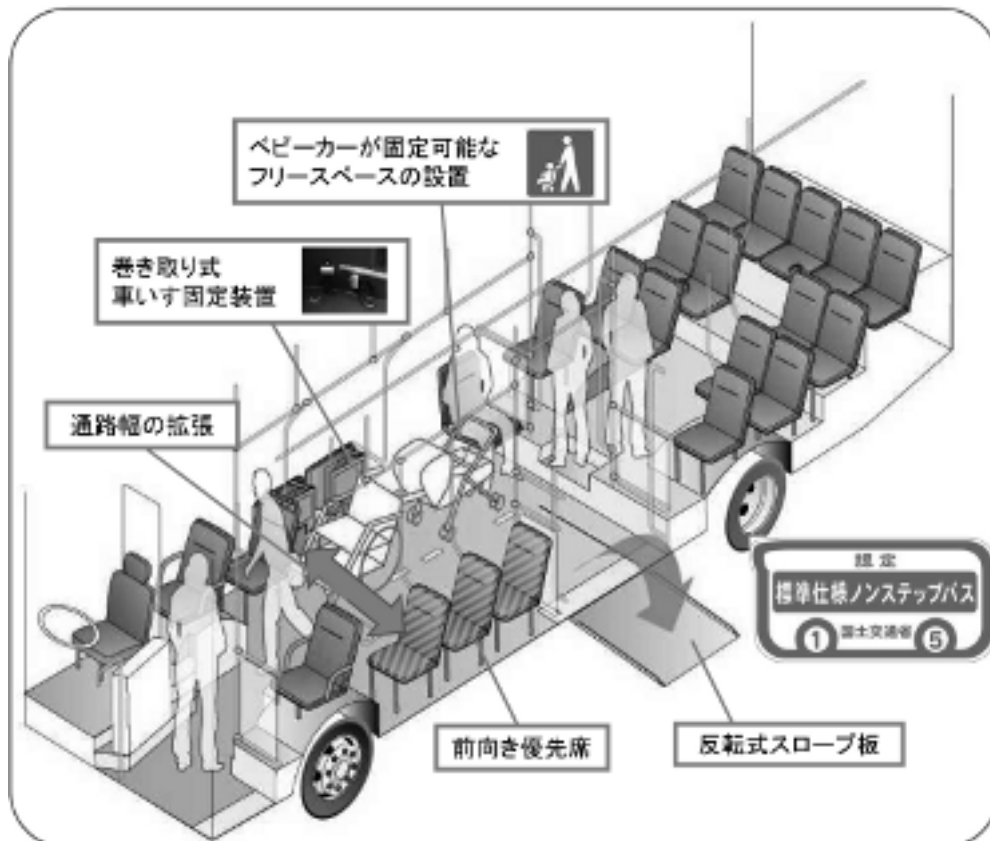
別添；ピクトグラム添付図



別紙様式



○主な変更概要



### 3. 人と環境にやさしいバスの導入状況

#### (1) 「人にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成31年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	調査回答車両数					リフト付きバス					低床バス					
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡線等)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡線等)	貸切	特定	計	ワンステップ			ノンステップ		
											一般乗合	特定	計	一般乗合	特定	計
北海道	2,904	609	2,183	19	5,715	7	0	16	0	23	1,167	3	1,170	993	0	993
青森	641	50	615	9	1,315	0	0	0	0	0	239	0	239	160	0	160
岩手	631	104	601	13	1,349	5	0	4	2	11	245	2	247	109	1	110
宮城	1,014	214	1,050	29	2,307	5	0	70	0	75	215	0	215	559	0	559
福島	737	201	998	28	1,964	13	1	5	0	19	142	0	142	255	0	255
秋田	472	68	289	8	837	18	0	1	0	19	121	0	121	70	0	70
山形	200	106	65	0	371	0	0	0	0	0	50	0	50	97	0	97
茨城	1,023	234	1,434	331	3,022	21	0	16	39	76	242	10	252	552	2	554
栃木	489	64	903	96	1,552	20	0	11	4	35	125	3	128	222	2	224
群馬	484	57	698	53	1,292	25	0	8	0	33	51	1	52	283	1	284
埼玉	2,033	147	1,260	566	4,006	96	0	37	108	241	473	47	520	1,414	34	1,448
千葉	2,048	652	1,693	302	4,695	31	1	12	6	50	504	53	557	1,307	30	1,337
東京	5,668	1,047	2,129	913	9,757	39	12	231	479	761	277	61	338	5,270	50	5,320
神奈川	5,070	302	1,241	329	6,942	29	1	38	83	151	1,672	55	1,727	3,342	18	3,360
山梨	273	76	363	12	724	11	0	5	0	16	85	0	85	111	0	111
新潟	897	130	499	0	1,526	5	0	4	0	9	228	0	228	336	0	336
長野	641	219	773	4	1,637	8	0	10	0	18	212	0	212	175	0	175
富山	294	55	394	14	757	6	0	2	0	8	25	0	25	162	3	165
石川	507	74	487	24	1,092	0	0	42	4	46	185	2	187	270	16	286
福井	253	25	566	2	846	19	0	2	0	21	24	0	24	149	0	149
岐阜	643	71	728	2	1,444	11	0	5	0	16	277	0	277	196	0	196
静岡	1,353	155	1,258	7	2,773	15	0	5	0	20	314	0	314	803	0	803
愛知	1,946	237	1,314	23	3,520	27	0	20	0	47	289	4	293	1,527	9	1,536
三重	641	131	437	0	1,209	14	0	5	0	19	236	0	236	247	0	247
滋賀	518	0	435	0	953	29	0	3	0	32	138	0	138	199	0	199
京都	1,496	117	711	36	2,360	15	0	8	1	24	257	11	268	1,152	5	1,157
大阪	2,240	731	2,082	240	5,293	53	0	38	0	91	752	34	786	1,418	43	1,461
兵庫	1,925	184	629	63	2,801	23	0	5	0	28	593	31	624	1,179	12	1,191
奈良	644	20	332	12	1,008	1	0	2	0	3	188	1	189	307	0	307
和歌山	301	21	351	16	689	2	0	0	1	3	42	0	42	126	0	126
鳥取	235	71	208	0	514	0	0	15	0	15	32	0	32	163	0	163
島根	272	96	251	0	619	4	0	2	0	6	70	0	70	158	0	158
岡山	564	128	719	55	1,466	10	0	5	8	23	244	2	246	121	0	121
広島	1,462	269	992	85	2,808	11	0	38	9	58	525	17	542	607	7	614
山口	646	71	410	38	1,165	7	0	7	3	17	101	3	104	371	3	374
徳島	212	133	197	0	542	0	0	1	0	1	24	0	24	138	0	138
香川	130	92	123	0	345	0	1	1	0	2	4	0	4	108	0	108
愛媛	396	111	358	0	865	2	0	3	0	5	85	0	85	176	0	176
高知	269	83	201	8	561	5	0	3	0	8	47	0	47	70	0	70
福岡	2,544	322	597	92	3,555	9	0	18	10	37	1,389	42	1,431	723	11	734
佐賀	315	59	261	43	678	4	0	2	3	9	80	12	92	129	1	130
長崎	1,381	170	534	0	2,085	13	0	2	0	15	361	0	361	356	0	356
熊本	693	125	775	6	1,599	4	0	2	0	6	201	0	201	325	1	326
大分	503	114	253	0	870	8	0	3	0	11	178	0	178	91	0	91
宮崎	322	89	363	0	774	2	0	0	0	2	85	0	85	104	0	104
鹿児島	1,213	122	772	129	2,236	7	0	11	23	41	382	6	388	218	0	218
沖縄	714	19	662	3	1,398	4	0	3	0	7	122	0	122	292	0	292
H 25. 3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	928	0	591	496	2,015	14,574	101	14,675	17,940	49	17,989
H 26. 3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	808	1	606	493	1,908	14,169	147	14,316	18,726	46	18,772
H 27. 3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	834	1	534	560	1,929	14,666	150	14,816	20,113	42	20,155
H 28. 3末	50,586	8,073	31,764	2,864	93,287	758	3	560	670	1,991	14,455	285	14,740	21,879	96	21,975
H 29. 3末	50,327	8,132	34,114	3,093	95,666	780	4	629	705	2,118	14,279	277	14,556	23,479	104	23,583
H 30. 3末	49,263	7,916	32,987	3,290	93,456	691	8	633	739	2,071	13,796	413	14,209	25,240	197	25,437
H 31. 3末	49,857	8,175	34,194	3,610	95,836	638	16	721	783	2,158	13,298	400	13,698	27,140	249	27,389
対前年増減	594	259	1,207	320	2,380	△ 53	8	88	44	87	△ 498	△ 13	△ 511	1,900	52	1,952

日本バス協会調べ

(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成31年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	73	1	3	0	77	2	0	2	1,645	9	9	0	1,663
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	247	0	12	0	259
岩手	12	0	1	0	13	0	0	0	372	0	8	0	380
宮城	27	0	24	6	57	7	0	7	800	2	41	0	843
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	359	0	11	0	370
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	153	0	0	0	153
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	141	2	2	0	145
茨城	34	0	0	0	34	0	0	0	678	1	20	3	702
栃木	3	0	3	0	6	0	0	0	233	3	14	2	252
群馬	0	0	0	0	0	1	0	1	223	0	11	2	236
埼玉	7	1	2	2	12	22	3	25	1,762	5	55	42	1,864
千葉	65	7	17	0	89	0	0	0	1,632	50	115	65	1,862
東京	283	3	24	0	310	11	6	17	5,441	45	123	72	5,681
神奈川	218	0	1	0	219	17	0	17	4,998	29	75	51	5,153
山梨	21	10	4	0	35	14	0	14	108	0	2	0	110
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	550	3	6	0	559
長野	42	10	0	0	52	0	0	0	346	16	41	0	403
富山	24	0	0	0	24	0	0	0	185	0	5	2	192
石川	0	2	25	0	27	0	0	0	287	9	22	9	327
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	130	1	5	0	136
岐阜	27	0	32	0	59	0	0	0	446	4	29	0	479
静岡	7	1	4	0	12	5	0	5	939	19	110	0	1,068
愛知	25	1	23	0	49	0	0	0	1,829	28	56	13	1,926
三重	12	0	0	0	12	6	0	6	527	0	3	0	530
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0	0	0	280
京都	71	0	1	0	72	29	0	29	1,272	6	13	5	1,296
大阪	67	1	59	0	127	31	9	40	2,086	45	108	49	2,288
兵庫	51	0	1	1	53	9	0	9	1,606	19	35	46	1,706
奈良	8	0	0	0	8	2	0	2	491	0	0	1	492
和歌山	2	0	0	0	2	0	0	0	47	0	0	0	47
鳥取	0	4	0	0	4	0	0	0	118	2	0	0	120
島根	2	0	0	0	2	3	0	3	165	0	3	0	168
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	271	18	16	10	315
広島	33	4	0	0	37	43	0	43	1,039	81	0	0	1,120
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	416	3	14	4	437
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0	4	0	106
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0	0	0	81
愛媛	2	0	0	0	2	6	0	6	116	1	2	0	119
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	1	0	39
福岡	20	0	0	0	20	0	0	0	1,111	3	16	52	1,182
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0	0	0	114
長崎	7	0	0	0	7	0	0	0	583	5	23	0	611
熊本	0	0	34	0	34	0	0	0	328	2	25	0	355
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	112	0	7	0	119
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	83	4	0	0	87
鹿児島	28	0	0	0	28	7	0	7	180	0	4	0	184
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0	33	0	104
H 25. 3末	839	55	84	2	980	710	36	746	27,385	150	497	89	28,121
H 26. 3末	882	67	139	1	1,089	619	19	638	27,961	118	751	85	28,915
H 27. 3末	957	66	126	4	1,153	583	19	608	29,146	145	696	138	30,125
H 28. 3末	987	55	121	4	1,167	494	30	524	31,017	188	714	311	32,230
H 29. 3末	1,059	53	122	18	1,252	367	38	405	32,748	211	861	275	34,095
H 30. 3末	1,078	28	198	10	1,314	239	25	264	33,687	338	906	364	35,295
H 31. 3末	1,174	45	258	9	1,486	215	18	233	34,741	415	1,079	428	36,663
対前年増減	96	17	60	△ 1	172	△ 24	△ 7	△ 31	1,054	77	173	64	1,368

日本バス協会調べ

平成30年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」

実施状況（交付金事業）

（単位：両）

県別及び 車両区分・ 助成単価等	環境にやさしいバス・安全なバス						人にやさしいバス				合計		
	ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	燃料電池バス 電気バス	衝突被害軽減 ブレーキ装 備車	衝突被害軽減 ブレーキ (後付)	ノンステップバス	リフト付バス	低床ス ロープ付 バス	計	路線バス 車両数	貸切バス 車両数	
北海道	1				51		14	11	76	44	10		
東	青森	2			22		5		27	3	8		
	岩手	3			5				5	14	3		
	宮城	4			34		1		35		2		
	福島	5			34			1	35	7	2		
	秋田	6			1				1	16	8		
北	山形	7			19				19		1		
関	茨城	8	6		25				25	10	1		
	栃木	9			20			2	22				
	群馬	10			14		1	2	17		1		
	埼玉	11			19		44	2	65				
	千葉	12			53		36	1	90	6	1		
	東京	13			66		87	2	155				
	神奈川	14	3		21		40	3	69		1		
東	山梨	15			11		10	1	22		1		
北陸 信越	新潟	16			12		1		13	7	5		
	長野	17			34				34				
	富山	18			11				11	3	5		
	石川	19			26	1	15		42		6		
中 部	福井	20			5				5		2		
	岐阜	21			23		5	10	38				
	静岡	22			29		31		60				
	愛知	23			35		16	1	52				
	三重	24			19		9	1	29				
近 畿	滋賀	25			10		3		13				
	京都	26	2		26		9		35				
	大阪	27			68		20		88				
	兵庫	28			35		11	16	62	4	4		
	奈良	29			6		5		11				
	和歌山	30			9				9	5	1		
中 国	鳥取	31			13		4		17				
	島根	32			12		3	1	16				
	岡山	33			11		2	1	14		7		
	広島	34			33		13		46				
	山口	35			13		4		17	10	4		
四 国	徳島	36											
	香川	37			24				24				
	愛媛	38			10			1	11				
	高知	39			4				4	5			
九 州	福岡	40			37				37				
	佐賀	41			8				8				
	長崎	42			6		9		15	2			
	熊本	43								6			
	大分	44			13			1	14	2			
	宮崎	45			6		3		9		1		
鹿兒島	46												
沖 縄	47												
合 計		11	0	0	0	933	1	401	19	43	1,397	144	74

\* 交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

# Ⅶ. 労務関係

## 1. 平成30年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

平成30年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（調査は、平成30年8月に車両数10両以上の事業者（公営を含む。）1,483社を対象として調査票を配布して実施、回答数891者、回答率60％）の結果は次のとおりである。

### (1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合422者、貸切676者）

平成30年度のバス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,347時間、貸切運転者2,322時間で、前年度に比べ、乗合運転者は23時間、貸切運転者は48時間増加した。

職種別年間総労働時間推移

（単位：日・時間）

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者			
	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
平成29年度	268.1	1,958	366	2,324	269.9	1,979	294	2,274
30年度	272.1	1,940	408	2,347	265.0	1,976	346	2,322

### (2) 女性運転者雇用状況（回答数430者）

女性運転者を雇用している事業者は430者で、1,790人（乗合1,493人、貸切297人）が雇用されており、平成19年以降11年連続で1,000人を超えている。

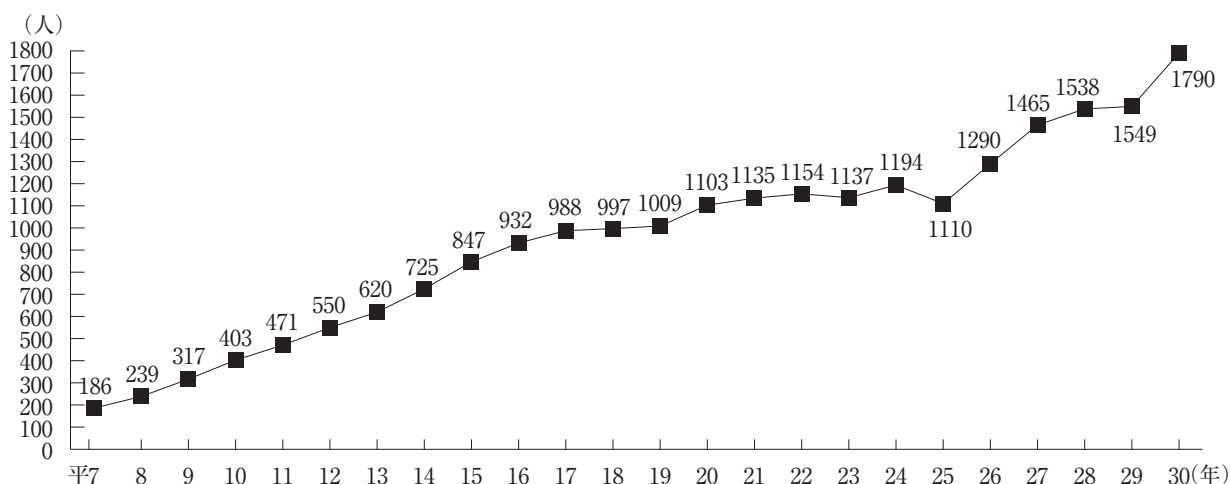
女性運転者雇用状況

（平成30年7月末日現在）

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	会社数	人員	会社数	人員	会社数	人員
民間・公営						
民間	255	1,406	160 (23)	296	415	1,702
公営	14	87	1	1	15	88
合計	269	1,493	161 (23)	297	430	1,790

（注）（ ）内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移





### (3) 高年齢運転者の雇用状況（回答数856者）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は856者で、19,193人（乗合13,771人、貸切5,422人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は20.7%（前年18.6%）と増加している。

高年齢運転者雇用状況

（平成30年7月末日現在）

区分 民営・公営	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
民営	838	85,137	12,985	5,411	18,396	21.6
公営	18	7,423	786	11	797	10.7
合計	856	92,560	13,771	5,422	19,193	20.7

- (注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。  
 ②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。  
 ③同一会社で、乗合・貸切運転者が雇用されている場合は、会社数は1社で計上。

### (4) バスガイドの雇用状況（回答数311者）

バスガイドを雇用している事業者は311者で、3,590人が雇用されている。

バスガイド雇用状況

（平成30年7月末日現在）

区分 民営・公営	30年度		29年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
	社	人	社	人
民営	310	3,568	272	3,153
公営	1	22	2	3
合計	311	3,590	274	3,156

### (5) 障害者の雇用状況（回答数272者）

障害者を雇用している事業者は272者で、1,027人が雇用されている。

障害者雇用状況

（平成30年7月末日現在）

区分 民営・公営	回答会社数		障害者雇用数	構成率
	会社数	従業員数		
	社	人	人	(%)
民営	259	68,410	883	1.3
公営	13	6,025	144	2.4
合計	272	74,435	1,027	1.4

- (注) ①構成率＝従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

## 2. 令和元年度春季労使交渉

### (1) 政府と経団連の動き

菅官房長官が経団連の中西会長と懇談し、「来年の消費税引き上げを踏まえ、皆さんにはより一層の努力を期待したい」と述べ賃上げを要請した。懇談後の記者会見で「上げ幅は調整していない」と語った。これに対し、中西会長は「消費税増税で消費が縮むことは経済界としても避けたい」と前向きに検討する姿勢を示したが、産業界の対応に関しては「これからよく考えたい」と述べるにとどめた。その後、経団連中西会長は記者会見において、2019年の春季労使交渉に向けた考え方について「重点は働いている方々が働きがいのある処遇や環境をどう作っていくか」と述べ、さらに「大きく産業構造が変わるなか、働く人にしっかりやる気を出して働いてもらわないといけない」とし、体力がある企業には賃上げが重要な方策だとの見解を示した。

### (2) 各労働組合の春闘に関する動向

#### ① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

##### ア. 2019春闘方針

私鉄総連は、2019年2月5日に開催した第3回拡大中央委員会において、「19春闘方針」を決定した。

同方針では、今次春闘の要求方式は、「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「生活維持分＋生活回復・向上分（ベア分）」を引き上げることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

##### イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	2019年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）プラス7,600円（生活維持分＋生活回復・向上分）
一時金	協定月数の堅持
非正規労働者	時間給70円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「地域別最低賃金（前年度）＋10%

##### ウ. 2019春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、2月27日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

○大手組合回答指定日 …………… 3月14日（木） 14時まで

○中小組合回答日 …………… 3月19日（火） 15時まで

#### ② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、平成31年1月に開催した第1回中央委員会及び軌道・バス部会において、「2019年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	2019年度方針
月例賃金	定昇相当分（1.75%）3,700円＋α 2.0%（4,300円以上）
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 貸切は運転士年間100万円以上、ガイド80万円以上。

#### ③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉では、バス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」（案）を検討した。

同案は第139回労務委員会において審議のうえ決議され、会員事業者に対して周知した。（別紙資料参照）。

### (3) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）

#### ① 労使交渉妥結状況

4月10日までに春季労使交渉が妥結したとの報告があったバス事業者は136社(昨年同期136社)である。  
主な特徴点

- ア. 131事業者（全体の96.3%）が何らかの賃上げを行っている。  
（前年同期賃上げを行ったのは、妥結したとの報告があった事業者の97.8%）

#### 令和元年度（平成31年度）バス事業春季労使交渉解決状況

（平成31年4月10日現在）

区分	令和元年 事業者数（者）	平成30年 事業者数（者）
1. 妥結事業者数	136	136
2. 賃上げの有無		
①賃上げ有り	131者（96.3%）	125者（91.9%）
②賃上げ無し	5（3.7%）	11（8.1%）
③賃下げ	0（0.0%）	0（0.0%）

イ. 妥結額の分布をみると、2,000円台が34社（25.0%）と最も多く、次いで、1,000円台23社（16.9%）、3,000円台20社（14.7%）と続いている。

なお、賃上げがあったが額の報告がなされない事業者が34社（25.0%）あった。

これを前年同期と比較すると、次のとおりである。

- ・ 5,000円台（5社3.7%←前年同期1社0.7%）
- ・ 4,000円台（10社7.4%←前年同期5社3.7%）
- ・ 3,000円台（20社14.7%←前年同期15社11.0%）
- ・ 2,000円台（34社25.0%←前年同期44社32.4%）
- ・ 1,000円台（23社16.9%←前年同期29社21.3%）
- ・ 1,000円未満（5社3.7%←前年同期5社3.7%）
- ・ 賃上げはあったが額の報告がなされない（34社25.0%←前年同期26社19.1%）
- ・ 賃上げ無し（5社3.6%←前年同期11社8.1%）

また、賃上げの額が報告された事業者の平均賃上げ額は3,328円、賃上げ率は1.52%で、前年同期（2,700円、1.26%）と比較すると、金額で628円、率で0.26ポイントの増加となっている（いずれも単純平均）。

年	額	賃上げ率
令和 元	3,328 円	1.56 %
平成 30	2,700 円	1.26 %

※単純平均

ウ. 年間臨時給については、前年同月（額）が107社（本年78.7%←前年76.5%）で、前年より増月（額）が19社（本年14.0%←前年14.7%）、前年より減月（額）が0社（本年0.0%←前年0.7%）となっている。

令和元年度（平成31年度）年間臨時給妥状況

（平成31年4月10日現在）

妥結内容	令和元年度			平成30年度		
	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)
前年同月（額）	107	78.7		104	76.5	
前年より増月（額）	19	14.0	1.0～1.5カ月未満 (1)	20	14.7	1.0～1.5カ月未満 (0)
			0.5～1.0カ月未満 (2)			0.5～1.0カ月未満 (1)
			0.1～0.5カ月未満 (7)			0.1～0.5カ月未満 (11)
			0.1カ月未満 (3)			0.1カ月未満 (1)
			金額増 (6)			金額増 (7)
前年より減月（額）	0	0.0	1.0～1.5カ月未満 (0)	1	0.7	1.0～1.5カ月未満 (0)
			0.5～1.0カ月未満 (0)			0.5～1.0カ月未満 (0)
			0.1～0.5カ月未満 (0)			0.1～0.5カ月未満 (0)
			0.1カ月未満 (0)			0.1カ月未満 (1)
			金額減 (0)			金額減 (0)
別途協議	10	7.3		11	8.1	
合計	136	100.0		136	100.0	

（注）増減月数欄の括弧内は、該当企業数。

② バス関係のストライキ実施状況

・石見交通（島根）3/23始発からスト突入、8時10分スト中止。

3. 令和元年度産業別最低賃金

平成31年2月8日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「2019年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2018年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③現行最低水準132,300円を引き上げること。④各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。⑤協定期間内に地域別最低賃金が変わった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。

これを受けて、3月12日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。

これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉が5月22日に行われ、「2019年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額、各都道府県の2018年度地域別最低賃金を月額換算したものとする。ただし、137,000円（税込み）を最低水準とする（前年より4,700円増）②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金が変わった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

6月10日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、2019年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

## 4. バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン

### (1) 策定の趣旨

平成29年3月28日に政府の働き方改革実現会議にて決定された「働き方改革実行計画」では、自動車の運転業務について、これまでのように時間外労働規制の適用除外とせず、改正労働基準法の一般則（年720時間以内等）の施行の5年後に、時間外労働を年960時間以内に規制し、かつ、将来的には一般則の適用を目指すこととされた。なお、規制内容は、自動車運転業務の実態等を踏まえ策定されたものである。

これを受けて、平成29年9月に、国土交通大臣から、バス、トラック、タクシー事業の全国団体に対し、時間外労働の上限規制に対応するため、「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を作成するよう要請がなされた。

もとより、関係法律に従い事業を行うことはバス事業者として当然の責務であるが、バス業界として大きな課題となっている運転者の確保のためにも、働き方改革を契機に長時間労働の是正など労働条件の改善を進める必要がある。

一方、現状、960時間以上の時間外労働がみられる事業者もいることから、日本バス協会として、上限規制適用までの猶予期間において会員事業者が取り組むべきアクションプランを作成し、猶予期間後の法令遵守に万全を期すとともに、運転者の確保や生産性の向上等の取組を推進することとした。

平成29年から、労働問題研究会、労務委員会において運転者に関する実態調査を踏まえた検討を進め、平成30年3月15日の労務委員会において取りまとめ、平成30年3月30日に日本バス協会三澤会長より石井国土交通大臣に対して「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を報告した。

### (2) 時間外労働改善計画の策定と中間目標の設定

(2024年4月から自動車の運転業務について上限規制が施行されることを前提)

#### ① 時間外労働改善計画の策定と着実な実施

各バス事業者は、時間外労働の削減に段階的に取組むため、各社で時間外労働の管理に関する計画を策定し、2024年度時点で年960時間以下とする取組を進める。また、将来的には、一般則の水準を目指す。

#### ② 中間目標の設定

日本バス協会は、猶予期間の折り返し時点の2021年度に、全ての運転者の時間外労働が年1000時間以下とする中間目標を設定し、事業者の計画的取組を推進する。

### (3) 長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策

#### ① バス事業者として取り組む事項

- イ. 適切な労務管理等
- ロ. 運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等
- ハ. 運転者募集活動の強化・自社養成等
- ニ. 業務の効率化・生産性の向上対策

#### ② 日本バス協会の取組

- イ. 会員事業者の上記取組について、優良事例の普及
- ロ. 運転免許の自社養成等事業者の上記取組に対する支援等
- ハ. 関係省庁と連携協力し、時間外労働の削減に向けた各種対策を推進
- ニ. 取組状況のフォローアップ

(関係省庁等に要望する事項)

- イ. 道路走行環境の改善等
- ロ. バス事業の効率的運営、運転者確保に資する関係制度の見直し
- ハ. 各種支援措置の充実等
- ニ. 自動運転技術の開発、制度面の研究等による普及促進

## 5. 働き方改革の実現に向けた各種取り組みについて

長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策について、日本バス協会では「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」におけるフォローアップを実施した。

## 春季労使交渉に当たっての基本方針

日本経済はアベノミクスの下で、安定的な成長を続けており、企業業績も好調に推移している。しかし、貿易摩擦への懸念や不安定な国際情勢などを背景に、先行きの不透明感は強まっており、2019年度の業績見通しは、伸びの鈍化が見込まれている業種もある。

バス事業については、乗合バス事業では、大都市部を中心に、企業業績の改善も見られるものの、地方部では、依然として厳しい経営状態が続いている。貸切バス事業では、新運賃・料金制度の効果等により、堅調に推移している。このような中で、運転者の確保育成が重要な課題となっており、また、時間外労働の上限規制や年休5日取得の義務化など長時間労働の是正及び同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善等を内容とする関係法令施行への対応も求められている。

今次春季労使交渉では、こうしたバス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 1 地方部を中心に厳しい経営状態が続いているが、働き方改革の実現と労働生産性向上が重要な課題となっている。中長期的な視点に立って、労働条件の改善と運転者の確保を進めていく必要がある。個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使交渉で決定すること。
- 2 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、また、安全と利用者利便の確保を第一に、経営改善への具体的な取組み、人材の確保育成方策等について真摯に話し合い、賃金その他の労働条件を決定すること。
- 3 事業者は質の高い安全な輸送サービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、良好な企業内労使関係を堅持することが肝要である。仮に労使紛争が発生した場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じ第三者機関の斡旋を求めるなどにより、早期解決に努めること。

平成31年3月12日

公益社団法人日本バス協会 第139回労務委員会

## Ⅷ. 交付金制度及び事業について

### 1. 運輸事業振興助成交付金

#### (1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て、平成23年度法制化された。

また、中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されていたが、平成24年度からは出捐を中止した。

#### (2) 最近の交付金制度について

① 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。

② 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。

③ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

④ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。



- ⑤ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月及び11月に開催した。なお、平成25年度以降についても同様に年2回開催している。

### (3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。

[交付金の推移]

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)
		地方事業分	中央出捐分		
昭和51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889	
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646	
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209	
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477	
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447	
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772	
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375	
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859	
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884	
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628	
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785	
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485	
平成1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615	30
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238	
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959	
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878	
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358	
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402	
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394	
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876	
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193	
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116	
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265	
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894	
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362	
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231	
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728	
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705	
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116	
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993	
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077	
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697	
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904	
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607	
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275	
24	1,367,950	1,367,950	-	92,390	
25	1,371,789	1,371,789	-	87,073	
26	1,394,845	1,394,845	-	88,304	
27	1,442,852	1,442,852	-	103,368	
28	1,464,626	1,464,626	-	102,010	
29	1,462,100	1,462,100	-	98,888	
30	1,483,489	1,483,489	-	101,018	
合 計	71,555,036	54,630,950	16,924,086	9,605,642	0

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。  
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。  
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。  
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。  
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。  
 52年度 104,500千円      53年度 31,600千円      54年度 64,380千円  
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。  
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。  
 平成元年度 154,466千円      2年度 149,853千円      計 304,319千円  
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。  
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。  
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。  
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。  
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)  
 22年度 大阪バス協会 691千円 (一般会計より出捐金相当分を支出)  
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円 (基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円 (一般会計より支出)  
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。  
 14. 24年度～27年度において、大阪バス協会の事業実績は次のとおりである。  
 (上記表の交付金の年度合計については、事業実績を集計している。)  
 24年度 事業実績 18,664千円 (補正予算計上額 42,105千円)  
 25年度 事業実績 41,325千円 (予算計上額 52,732千円)  
 26年度 事業実績 41,970千円 (予算計上額 50,092千円)  
 27年度 事業実績 46,376千円 (予算計上額 50,034千円)

## (4) 交付金事業

### ① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

#### ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム(EMS)普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム(EMS)普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業の積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来の事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来の事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価認定制度・設計委託事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来の事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバ

ス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。

平成25年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成26年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車を加えた。

平成27年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付け）を加えた。

平成28年度においては、バスの日等中央広報イベント事業を地方協会に役割を移し、新規に「運転者人材確保対策事業」を実施した。

平成29年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成30年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として燃料電池バス、電気バスを加え、バリアフリー化推進のためリフト付きバスの助成単価を引き上げた。

（平成30年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、90頁参照）

バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

(1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研 究 テ ー マ	助 成 金 ・ 支 出 金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

(2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	活 性 化 事 業	助 成 金 ・ 支 出 金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
平成25年度	15事業	284,288,308
平成26年度	13事業	306,011,275
平成27年度	11事業	293,694,433
平成28年度	13事業	354,602,000
平成29年度	10事業	285,987,000
平成30年度	10事業	295,963,000
計	381事業	11,290,452,149

(単位：円)

研 究 事 業 計 (昭和61年度～平成13年度)	521,474,502
活 性 化 事 業 計 (平成5年度～平成30年度)	11,290,452,149
合 計	11,811,926,651

【バス輸送改善推進事業】（平成30年度）

（単位：両、名、円）

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費	①予算額		②決算額		差異(①-②)		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
1. バス利用者施設等整備事業									
北海道	帯広駅バスターミナル運行情報整備事業	13,006,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
代表東京	「外国人向けのバス情報提供総合サイト」の構築事業	6,000,000	1	4,200,000	1	4,200,000	0	0	
新潟県	新潟県内高速バスIC化事業	90,221,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
代表愛知県	中部国際空港案内表示器等バージョンアップ事業	24,249,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
奈良県	液晶モニターによる運賃案内表示システム導入事業	10,604,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
計		144,080,000	5	32,200,000	5	32,200,000	0	0	
2. 人と環境にやさしいバス普及事業									
(環境にやさしいバス・安全なバス)		助成単価 予算(千円)	①予算額		助成単価 決定(千円)	②決算額		差異(①-②)	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
事業者	ハイブリッドバス	300			300	11			
〃	CNGバス	300			300	0			
〃	CNGバス改造	100			100	0			
	燃料電池バス・電気バス	300			300	0			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車	100			100	911			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)	100			100	1			
小計			1,131	114,700,000		923	94,500,000	208	20,200,000
(人にやさしいバス)									
事業者	ノンステップバス	300			297	399			
〃	リフト付バス	500			496	19			
〃	低床スロープ付バス	100			99	43			
小計			424	114,600,000		461	132,184,000	△37	△17,584,000
計			1,555	229,300,000		1,384	226,684,000	171	2,616,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業									
事業者	地方路線バス助成事業(中古車購入費助成)	50	70		33	144			
〃	貸切バス助成事業(中古車購入費助成)	50	70		33	73			
計			140	7,000,000		217	7,161,000	△77	△161,000
4. 運転者人材確保対策事業									
		助成単価 予算(千円)	①予算額		助成単価 決定(千円)	②決算額		差異(①-②)	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
事業者	バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業	50	550	27,500,000	43	626	26,918,000	△76	582,000
都道府県バス協会	運転者人材確保のための取組事例に対する事業	500	6	3,000,000	300	10	3,000,000	△4	0
計				30,500,000			29,918,000		582,000
5. バス利用安全促進広報事業									
			①予算額		②決算額		差異(①-②)		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
日バス協	安全促進広報事業		1	1,000,000	0	0	0	1,000,000	
合計				300,000,000		295,963,000		4,037,000	

#### イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。平成25年度については、融資斡旋・利子補給事業の見直しの一環として、1事業者当たりの融資の上限6億円を導入した。平成26年度からは公募制を導入し、1事業者当たりの融資の上限を1億円引き下げ5億円とした。平成27年度については、1事業者当たりの融資の上限をさらに1億円引き下げ4億円とし、利子補給の対象を借入金利が0.6%を超えるものとした。

平成28年度については、利子補給の対象を借入金利が0.8%を超えるものとした。

平成29年度については、利子補給の対象を借入金利が1.0%を超えるものとした。

平成30年度については、前年度に引き続き事業を実施した。

上記中央事業の実施には、融資斡旋事業特別基金の運用利息及び「バス輸送改善推進対策引当資産」の取崩し資金を充当している。現在の「バス輸送改善推進対策引当資産」は平成27年度から5年間の財源として平成27年度予算において融資斡旋事業特別基金から20億円を振替えたものである。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融資斡旋区分		融資斡旋実績 (平成31年3月31日現在)	
		件数	斡旋額
一般融資分	29年度末	17,950	522,744,400
	30年度分	151	7,124,000
	30年度末累計	18,101	529,868,400
災害等特別融資分	29年度末	—	—
	30年度分	—	—
	30年度末累計	0	0
計	29年度末	17,950	522,744,400
	30年度分	151	7,124,000
	30年度末累計	18,101	529,868,400
合計（バス交通活性化特別融資分含む）		18,171	531,940,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

#### ウ. その他

新宿駅南口のバスターミナル整備に関し、バス輸送改善推進対策引当資産を活用して平成26年度に新宿高速バスターミナル株式会社に1,000万円出資した。さらに平成27年度には3億円を貸し付けた。なお、このために必要な「日本バス協会財産管理規程」の改正を平成26年度行った。

平成28年度には、貸切バス適正化機関設立拠出金として5,866万円の拠出を地方バス協会に行った。

平成29年度には、貸切バス適正化機関等に負担金徴収までの運営資金として4団体計2,390万円の貸付けを行い、同年度内に貸付金は全額返済された。

利子補給事業

利子補給状況（昭和52年度～平成30年度）

（単位：円）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率（％）
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6（53年7月期以降）
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0（55年1月期以降）
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5（62年7月期以降）
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0（3年7月期以降）
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金（5年7月期以降） 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金（6年8月1日以降） 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金（8年8月1日以降） 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	1.0 災害等特別融資（12.10.31以降）
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	↓
平成23年度	75,818,926	1,006	東日本大震災特例（H23年度限り） ↓ 1.0（対象：岩手、宮城、福島） 0.5（対象：上記3県以外）
平成24年度	69,069,328	862	↓
平成25年度	72,589,223	920	↓
平成26年度	71,415,872	835	0.4 運転資金（26年4月1日以降）
平成27年度	61,927,571	744	↓
平成28年度	58,890,055	485	↓
平成29年度	49,991,090	410	↓
平成30年度	40,599,085	336	↓
合 計	6,555,466,175	75,514	



## ② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

### 運輸事業振興助成交付金地方事業実施状況

(単位：千円)

政 令		年 度		
		29年度①	30年度②	増減額②－①
1	輸送の安全の確保に関する事業	548,309	531,587	△ 16,722
2	サービスの改善及び向上に関する事業	742,169	770,660	28,491
3	公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業	68,062	63,763	△ 4,299
4	適正化に関する事業	46,115	55,763	9,648
5	共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業	54,045	57,629	3,584
6	震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業	0	0	0
7	経営の安定に寄与する事業	3,400	4,087	687
8	当該事業に要する資金を出捐する事業	0	0	0
9	国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるもの	0	0	0
合 計		1,462,100	1,483,489	21,389

(注) 事務費等については、各事業に按分した。

# Ⅸ. 税制改正

## 1. 令和2年度税制改正要望

令和2年度税制改正要望の概要については、令和元年6月20日の総会決議、同年8月2日の税制対策委員会における書面決議及び同年11月12日の全国バス事業者大会において決議した内容に基づき、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

令和2年度税制改正の主な内容
----------------

- (1) 自動車関係諸税の負担軽減
  - ・営業用バスの更なる軽減措置（営自格差）の堅持（自動車税、自動車重量税、自動車取得税）
  - ・軽油引取税の当分の間の税率（1ℓあたり17.1円）の速やかな撤廃
- (2) 消費税率引上げ（令和元年10月）に際しての税負担軽減
  - ・自動車の取得に係る税負担の軽減・適用対象の拡大
- (3) その他の税制要望
  - ・外形標準課税の見直しによるバス事業者の負担増反対

これらの内容について、日本バス協会の会長・役員を中心として国土交通省など関係省庁に要望を行った。自民党・公明党の税制ヒアリングにおいて、バス業界の現状と税制等の要望を説明した。そして、令和元年11月19日には、自由民主党バス議員連盟総会において要望および説明を行い、バス業界の要望実現に向けて、バス議連の先生方にご支援をお願いした。

令和2年度の税制改正大綱は、令和元年12月20日に公表された。我々の要望事項については次の通りとなった。

日本バス協会 令和2年度税制改正 要望結果

No.	要望事項	結果	備考
1	営自格差の堅持【自動車税、自動車重量税、自動車取得税】	○	営自格差は維持
2	軽油引取税の負担がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）を廃止	×	当分の間の税率（旧暫定税率分）の撤廃は実現せず
3	法人事業税の外形標準課税について、中小企業への適用拡大には反対	○	外形標準課税は、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象

# 資 料

1. 自動車関係諸税一覧表 .....	112
2. 地域別旅行業者数 .....	114
3. 日本のバス事業略年表 (19. 4. 1~).....	115
4. 都道府県バス協会名簿 .....	119

# 1. 自動車関係諸税一覧表

## (1) 国税

税目	税額又は税率
揮発油税 (揮発油税法 昭32.4.6法律55号)	揮発油1キロリットルにつき……………48,600円(本則24,300円)
地方揮発油税 (地方道路税法 昭30.7.30法律104号)	揮発油1キロリットルにつき……………5,200円(本則4,400円)
石油ガス税 (石油ガス税法 昭40.12.29法律156号)	石油ガス1キログラムにつき……………17円50銭
登録免許税 (登録免許税法 昭42.6.12法律35号)	<p>A. 動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>1. 自動車の抵当権に関する登録</p> <p>イ. 抵当権の設定の登録……………債権金額又は極度金額の3/1000</p> <p>ロ. 抵当権の移転の登録……………債権金額又は極度金額の1.5/1000</p> <p>ハ. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録……………一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額の1.5/1000</p> <p>ニ. 抵当権の信託の登録……………債権金額又は極度金額1.5/1000</p> <p>ホ. 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録……………1両につき1,000円</p> <p>ヘ. 登録の抹消……………1両につき1,000円</p> <p>B. 自動車道事業の免許 免許1件につき……………150,000円</p> <p>C. 自動車ターミナル事業の許可 許可1件につき……………90,000円</p> <p>D. 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p> <p>1. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>イ. 一種整備工場 認定1件につき……………90,000円</p> <p>ロ. 二種整備工場 〃……………60,000円</p> <p>ハ. 特殊整備工場 〃……………30,000円</p> <p>2. 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>3. 自動車の登録に係る登録情報提供機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>E. 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>1. 一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき……………90,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃……………90,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃……………30,000円</p> <p>ただし、個人タクシーについては 〃……………15,000円</p> <p>2. 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき……………15,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃……………15,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃……………5,000円</p> <p>3. 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき……………30,000円</p> <p>4. 一般貨物自動車運送事業の許可 〃……………120,000円</p> <p>5. 特定貨物自動車運送事業の許可 〃……………60,000円</p> <p>F. タクシー業務適正化特別措置法に係る登録実施機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>G. 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>1. 自家用有償旅客運送者の登録 登録1件につき……………15,000円</p> <p>2. 変更登録(種別の増加又は区域の増加) 〃……………3,000円</p> <p>H. 自家用自動車の有償貸渡しの許可 許可1件につき……………90,000円</p>
消費税 (消費税法 昭和63.12.30法律第108号)	8% (H26.4.1より改正 消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計)
自動車重量税 (自動車重量税法 昭和46.5.31法律第89号)	<p>(1) 乗用車 車両重量 { 0.5t以下……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>{ 0.5tをこえる~0.5t又はその端数ごとに……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>(2) 乗用車以外 車両総重量 { 1.0t以下……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>但し、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、</p> <p>車両総重量 { 1.0t以下……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>(3) 小型二輪車……………年額1,900円(1,500円)</p> <p>(4) 検査対象軽自動車……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>(5) 検査対象外軽自動車 { 二輪……………届出時一回限り4,900円(4,100円)</p> <p>{ その他……………届出時一回限り9,900円(7,800円)</p> <p>(注) ( )内は営業車</p>

- (注) 1. 揮発油税、地方揮発油税、自動車取得税、軽油取引税については、暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持される。
2. 自動車重量税については、車令13年未滿の当分の間税率適用の税率。
3. 自動車取得税免税点については平成30年3月31日までのものである。
4. 四輪以上および三輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以後登録した車両。
5. 平成29年4月1日現在

(2) 地 方 税

税 目	税 額 又 は 税 率			
自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第147条)	(年額)			
	A. 乗用車	(営業用)	(自家用)	
	～1000cc	7,500円	29,500円	
	1001～1500cc	8,500円	34,500円	
	1501～2000cc	9,500円	39,500円	
	2001～2500cc	13,800円	45,000円	
	2501～3000cc	15,700円	51,000円	
	3001～3500cc	17,900円	58,000円	
	3501～4000cc	20,500円	66,500円	
	4001～4500cc	23,600円	76,500円	
	4501～6000cc	27,200円	88,000円	
	6000cc超	40,700円	111,000円	
	B. バス	(一般乗合用)	(貸切等)	(自家用)
	乗用定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	70人超～80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
	80人超～	29,000円	64,000円	83,000円
C. トラック	(営業用)	(自家用)		
小型四輪および普通トラック	積載量1トン以下	6,500円	8,000円	
	1トン超～2トン	9,000円	11,500円	
	2トン超～3トン	12,000円	16,000円	
	3トン超～4トン	15,000円	20,500円	
	4トン超～5トン	18,500円	25,500円	
	5トン超～6トン	22,000円	30,000円	
	6トン超～7トン	25,500円	35,000円	
	7トン超～8トン	29,500円	40,500円	
	8トン超	1トン毎に 4,700円加算	1トン毎に 6,300円加算	
軽 自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第444条)	1. 原動機付自転車			
	イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの……………	年額	2,000円	
	ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの……………	年額	2,000円	
	ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの……………	年額	2,400円	
	ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの……………	年額	3,700円	
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車			
	イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)……………	年額	3,600円	
	ロ. 三輪のもの……………	年額	3,900円	
	ハ. 四輪以上のもの 乗 用	イ 営業用……………	年額	6,900円
		ロ 自家用……………	年額	10,800円
	貨物用	イ 営業用……………	年額	3,800円
		ロ 自家用……………	年額	5,000円
3. 二輪の小型自動車……………	年額	6,000円		
自 動 車 取 得 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第119条)	自動車取得価額の……………			
		自 家 用 3%	営業用及び軽自動車 2%	
(但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)				
軽 油 引 取 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第144条の10)	軽油1キロリットルにつき……………			
		32,100円	(本則15,000円)	

## 2. 地域別旅行業者数（令和元年5月1日現在）

（単位：業者）

都道府県	第2種旅行業	第3種旅行業	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	都道府県	第2種旅行業	第3種旅行業	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者
北海道	124	154	15	33	滋賀	28	63	3	9
青森	33	19	7	8	京都	60	168	15	11
岩手	32	27	2	11	大阪	194	588	8	58
宮城	44	76	4	8	兵庫	64	170	5	23
福島	66	57	6	11	奈良	18	50	3	6
秋田	21	22	1	7	和歌山	34	29	5	7
山形	42	22	8	9	鳥取	16	13	4	3
新潟	58	68	10	21	島根	20	20	3	5
長野	116	79	18	10	岡山	54	70	3	15
茨城	53	52	4	7	広島	64	95	6	15
栃木	37	62	2	8	山口	21	16	3	7
群馬	105	93	0	8	徳島	24	29	3	3
埼玉	67	94	2	2	香川	37	27	6	5
千葉	67	82	2	17	愛媛	42	30	7	8
東京	150	243	2	13	高知	20	25	2	2
神奈川	100	251	9	14	福岡	65	247	9	36
山梨	492	1,561	14	113	佐賀	11	22	1	3
富山	86	221	4	26	長崎	25	35	11	10
石川	29	70	5	6	熊本	44	47	1	8
福井	28	54	3	2	大分	26	24	6	9
岐阜	43	81	4	9	宮崎	27	23	1	9
静岡	79	130	9	27	鹿児島	42	46	9	11
愛知	122	283	3	34	沖縄	56	90	16	3
三重	36	75	3	5	<b>計</b>	<b>3,022</b>	<b>5,803</b>	<b>267</b>	<b>675</b>

資料：国土交通省観光庁観光産業課

### 旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	計
'15（平27）	697	2,776	5,524	77	810	9,884
'16（平28）	708	2,827	5,668	118	779	10,100
'17（平29）	702	2,914	5,789	144	750	10,299
'18（平30）	688	2,980	5,816	200	706	10,390
'19（令元）	691	3,022	5,803	267	675	10,458

（注）各年4月1日現在（2018、2019年は5月1日現在）

第1種旅行業務…海外を含むパック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのパック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び乗車船券等の販売等

地域限定旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び同区域の乗車船券等の販売等（平成25年4月1日設置）

資料：国土交通省観光庁観光産業課

### 3. 日本のバス事業略年表 (19.4.1～)

19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する(緊急重点項目)お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO <sub>2</sub> 削減目標として「2010年度におけるCO <sub>2</sub> 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	20. 9. 20	第21回バスの日
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。
19. 9. 20	第20回バスの日	20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	21. 2. 1	「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	21. 3. 17	「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長衆議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	21. 3. 31	「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更(増額補正)を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。(自動車交通局長通達)	21. 4. 10	国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化(ポスト新長期規制)が制定。東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。(運転者は生命の危機に直面したにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかりと握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。)	21. 5. 29	貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	21. 6. 10	「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置(後部座席シートベルト着用義務化)が施行。	21. 6. 16	「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	21. 6. 17	国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後(平成30年)における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	21. 8. 4	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。		
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。		
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。		
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。		



## 日本のバス事業略年表

		省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。			と一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。		
21.	8.	5	車両火災発生等緊急時における乗客の安全確保に万全を期すため、「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を策定した。	22.	12.	27	大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
21.	8.	17	「平成22年度政府予算編成に関する要望について」を国土交通大臣、総務大臣に要望。	23.	2.	9	大畠国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
21.	9.	20	第22回バスの日	23.	2.	16	「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
〃			「バスフェスタ2009 in TOKYO」を丸ビル・マルキューブで開催	23.	3.	14	「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
21.	10.	19	「高速道路料金施策の見直しに関するお願い」について、国土交通大臣に反対要望。	23.	3.	15	私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
21.	12.	4	「平成22年度バス関係予算、税制、高速道路料金施策及び経済政策に関する最重点要望事項」について、民主党の阿久津副幹事長に要望。	23.	3.	16	「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
21.	12.	22	運輸事業振興助成交付金について、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされた。	23.	3.	23	当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。
22.	3.	25	会員事業者が運輸安全マネジメントについて円滑な取り組みが出来るよう、主に中小規模事業者を対象とした推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成・配布した。	〃			民主党・日本バス議員連盟設立される。
22.	3.	30	「高速道路料金（統一料金制度及び無料化社会実験）に関する要望」について馬淵国土交通副大臣に反対要望。	23.	4.	1	貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。
22.	4.	1	地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなった。	〃			公益法人制度改革に伴い公益社団法人日本バス協会設立登記。
22.	4.	28	旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達が一部改正され、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が施行される。	23.	4.	14	「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。
22.	6.	18	前原国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。	23.	4.	27	平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。
22.	6.	28	高速道路無料化社会実験を開始。	23.	5.	9-11	東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。
22.	9.	10	総務省より国土交通省に対し「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。	23.	5.	16	民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。
22.	9.	20	第23回バスの日	23.	5.	27	バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。
22.	10.	3	「バスフェスタ2010 in YOKOHAMA」をパシフィコ横浜で開催	23.	7.	14	ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望
22.	10.	12	「安全性確保と地域公共交通の安定確保」を目的として、ツアーバス対策、コミュニティバス対策等の検討のため、運営委員会に「企画小委員会」を設置。	23.	8.	19	貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。
22.	11.	5	「ツアーバスに対する規制の強化」、「ツアーバスを容認する通達の効力停止・見直し」、「旅客の安全を確保する観点から法令遵守の徹底」の3項目を主柱とした「ツアーバスの適正化に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。	23.	9.	11	「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。
22.	11.	24	「自動車関係諸税に関する民主党マニフェスト実現要請行動」を自動車輸送関連5団体が参加して決起大会とともに街頭行進を実施。	23.	9.	20	第24回バスの日
22.	11.	25	東京駅及び新宿駅周辺における高速ツアーバス実態調査を実施。	23.	9.	30	第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。
22.	11.	26	「バス関係事業規制・制度の見直し、平成23年度予算、税制、高速道路料金施策」に関して民主党に対して要望。	23.	10.	31	ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを榊幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。
22.	12.	7	馬淵国土交通大臣、池口副大臣、政務三役に高速道路料金政策について緊急要望。				
22.	12.	16	運輸事業振興助成交付金については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これ				

## 日本のバス事業略年表

23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。(24. 3. 31まで)	25. 9. 20	第26回バスの日
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	25. 10. 5	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催。
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	25. 11. 19	自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望。
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 11. 27	交通政策基本法成立。
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。	26. 4. 1	消費税率8%引き上げに伴い、乗合バスの上限運賃を変更。また、関東でICカードに1円単位の運賃が導入される。
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本バス議連を開催。	26. 4. 1	貸切バスの新たな運賃・料金制度を実施。
24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。	26. 4. 11	自民党バス議員連盟総会において「バス事業の現状と重点取組事項について」を高橋会長等が説明。
24. 5. 15	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底。	26. 6. 12	貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業開始。
24. 5. 16	原油価格高騰のため全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー協会、労働組合主催による「燃料価格高騰による経営危機全国統一行動・関東ブロック総決起集会」が、日比谷公会堂にて開催された。	26. 6. 17	バス事業110年の軌跡を作成、全会員事業者に送付。
24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。	26. 7. 26	「平成27年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。
24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。	26. 8. 12	「平成27年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	26. 9. 20	第27回バスの日
24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。	26. 10. 4	バスフェスタ2014 in TOKYO（代々木公園ケヤキ並木）
24. 9. 20	第25回バスの日	26. 11. 7	自民党バス議員連盟において「平成27年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催。	26. 11. 20	改正地域公共交通活性化再生法施行。
25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表。	26. 12. 17	貸切バスハンドブックを作成、会員事業者に配布。
25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。	27. 2. 13	交通政策基本計画が閣議決定。
25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行。	27. 7. 30	「平成28年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、厚生労働省および警察庁に提出。
25. 8. 2	「平成26年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。	27. 8. 25	「平成28年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
25. 8. 2	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度（2020年度）におけるCO2排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。	27. 9. 20	第28回バスの日
		27. 10. 3	バスフェスタ2015 in TOKYO（代々木公園ケヤキ並木）
		27. 11. 17	「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を自由民主党の政策懇談会に要望。
		28. 1. 15	午前1時55分頃、長野県軽井沢の国道18号線において、大型観光バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し15人が死亡（うち乗員は2人とも死亡）26人が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。
		28. 1. 22	長野県軽井沢スキーバス転落事故を受けて、日本バス議員連盟緊急総会を開催。
		28. 4. 4	新宿高速バスターミナル（バスタ新宿）開業。
		28. 6. 3	国土交通省において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を公表。
		28. 7. 26	「平成29年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。
		28. 8. 30	日本旅行業協会、全国旅行業協会及び日本バス協会は「安全運行パートナーシップガイドライン」を「安全運行パートナーシップ宣言」に改訂し公表。
		28. 8. 31	「平成29年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
		28. 9. 20	第29回バスの日
		28. 11. 31	自民党バス議員連盟において「平成29年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
		28. 12. 2	貸切バス事業許可の更新制の導入などを盛り込んだ道路運送法の一部を改正する法律が成立。
		29. 1. 27	運転中の携帯電話・スマートフォンの使用事案が相次

## 日本のバス事業略年表

- いで発生したため、同種事案の再発防止を図るため「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定。
29. 3. 28 政府にて総理を議長とする働き方改革実現会議において、非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など9つの分野において、方向性を示す「働き方改革実行計画」がまとめられた。
29. 4. 1 貸切バス運行管理システムのサービス運用開始。
29. 4. 3 平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により平成28年12月2日に改正された道路運送法に基づき、全国10ブロックに貸切バス適正化センターが設立され、適正化機関の指定を受けて平成29年8月上旬より貸切バス事業者の巡回指導が開始。
29. 7. 31 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出。
29. 9. 6 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
29. 9. 20 第30回バスの日
29. 9. 29 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」を受け、①平成32年までに交通事故死者数をゼロにする、②平成32年までに人身事故件数を1,100件以下にする、③飲酒運転をゼロとするとの3つの目標を掲げた「バス事業における総合安全プラン2020」を策定。
29. 11. 29 平成28年5月の「地球温暖化対策計画」の閣議決定以降の政府の取組強化を受け、「バス事業における低炭素社会実行計画」において「2030年度の目標値を2015年度対比で6%改善する。」目標を新たに設定。
29. 12. 1 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望。
30. 2. 19 訪日外国人旅行者の利便の一層の向上と旅行者の増加を目指し「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を策定。
30. 3. 15 働き方改革実行計画において、運転業務については5年間の猶予期間の後に年間960時間以内の時間外労働の上限規制が行われることから、上限規制に対応するため国土交通大臣からの要請により、「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定。
30. 4. 18 インバウンドの一層の振興と国際観光旅客税の税収を国際観光振興の諸対策に充てるための「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」が公布。法律の名称も「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改正。
30. 5. 25 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正となり、交通事業者等がハード・ソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表する制度が創設され、また、貸切バスが新たに法律の対象となった。
30. 6. 29 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）等に関する制度の実施が決定。
30. 8. 3 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出。
30. 8. 9 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
30. 9. 20 第30回バスの日
30. 11. 15 日本バス協会の会員章である「NBA ステッカー」をリニューアルし、11万枚を全会員事業者へ配付。基本となるデザインはそのままに、配付先の管理を適切に行えるよう6ケタの通し番号を左上枠部分に記載し、また、従来のステッカーと区別するため枠部分の色をグレーから白に変更。
30. 11. 20 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望。
1. 8. 2 「令和2年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
1. 9. 20 第31回バスの日
1. 11. 19 自民党バス議員連盟において、「令和2年度予算・税制等について」を要望。
2. 2. 21 「新型コロナウイルスの影響によるバス事業への支援要望について」を観光庁、国土交通省に提出。
2. 3. 24 自民党バス議員連盟において、「新型コロナウイルス感染症による影響について」を要望。

## 4. 都道府県バス協会名簿

### 普通会员 (第二種) (地方協会)

(一社)は一般社団法人、(公社)は公益社団法人の略

協 会	〒	所 在 地	TEL FAX
(一社) 北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19~2	011-621-4161 011-621-1566
(公社) 青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139~21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社) 岩手県バス協会	020-0878	盛岡市肴町4~5 カガヤ肴町ビル 4階	019-651-0680 019-651-0740
(公社) 宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1~2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社) 福島県バス協会	960-8165	福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社) 秋田県バス協会	010-0962	秋田市八橋大畑2~12~55 秋田県自動車会議所2階	018-863-5349 018-864-4549
(一社) 山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社) 茨城県バス協会	310-0913	水戸市見川町2440~1 茨城県トラック総合会館	029-306-8700 029-303-8701
(一社) 栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1~4~12	028-658-2622 028-658-2923
(一社) 群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社) 埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2~2~15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社) 千葉県バス協会	260-0855	千葉市中央区市場町7~9 千葉県土地開発公社内	043-215-8805 043-215-8807
(一社) 東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1~34~14 初台 TN ビル 1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社) 神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2~11~1 神奈川県トラック総合会館4階	045-548-3521 045-472-8008
(一社) 山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000~7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社) 新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1~6~1 新潟交通株本社ビル内	025-247-8131 025-243-9793
(公社) 長野県バス協会	380-0935	長野市大字中御所鶴田560~4	026-226-3288 026-226-3654
(公社) 富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24~2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社) 石川県バス協会	920-8213	金沢市直江東1~2 石川県自動車会館2階	076-225-7560 076-225-7510
(公社) 福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1~1401 福井県自動車会館2階	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社) 岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648~2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社) 静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1~20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社) 愛知県バス協会	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30~16 愛知県自動車会館	052-613-8133 052-613-8143
(公社) 三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190~1	059-234-1101 059-234-0616
(一社) 滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2298~4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社) 京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51~5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社) 大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2~1~25 中央電気倶楽部4階	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社) 兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4~15~8	078-391-0543 078-331-2495
(公社) 奈良県バス協会	630-8244	奈良市三条町511~3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208
(公社) 和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社) 鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246~10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社) 鳥根県旅客自動車協会	690-0024	松江馬場町64~3	0852-37-0334 0852-37-1158
(公社) 岡山県バス協会	701-1133	岡山市北区富吉5301~8 岡山県自動車会館2階	086-259-5582 086-259-5506
(公社) 広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1~16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社) 山口県バス協会	753-0821	山口市葵1~5~58	083-922-5031 083-925-8242

(一社) 徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1~6	088-641-3617 088-641-3627
(一社) 香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1~26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社) 愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1~7~4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社) 高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879~9	088-866-0505 088-866-0506
(一社) 福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3~10~17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2~7~2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社) 長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4~6	095-822-9018 095-826-6411
(一社) 熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4~1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694 096-352-9670
(一社) 大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3~4~13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社) 宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4~5~3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社) 鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町12~12 第2岩崎ビル5階	099-252-8670 099-252-8674
(一社) 沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1~2~28 よなみねビル3階	098-867-2316 098-863-5926



2019年度版 日本のバス事業58

令和2年3月発行

編集 公益社団法人 日本バス協会  
発行者 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号  
(新国際ビル912号)  
TEL 03-3216-4011  
FAX 03-3216-4016  
ホームページ <http://www.bus.or.jp>